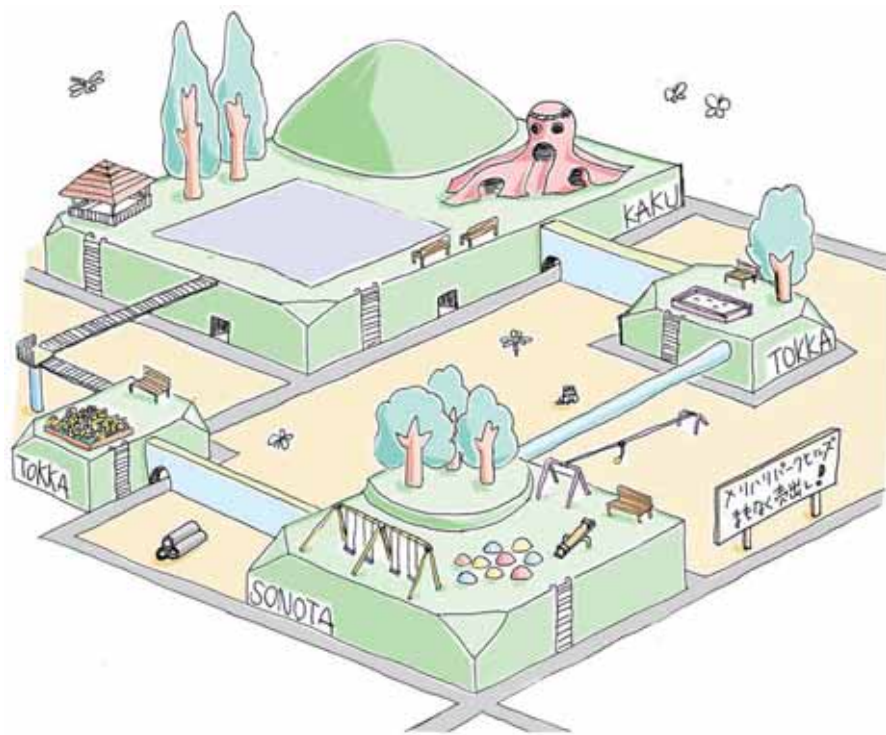


札幌市公園整備方針

～未来につなぐ、メリハリのある公園づくり～



令和2年（2020年）3月

札幌市

序章 札幌市公園整備方針の策定にあたって

札幌市では、「大通公園」や「モエシ沼公園」といった様々な特色ある公園を有しており、市民や国内外の観光客に親しまれています。また、公園数は政令指定都市の中で最も多い 2 千 7 百箇所を超え、市民に最も身近な公園である街区公園の整備も進み、市全体としては一定の充実が図られています。

一方で、少子高齢化の進行、人口減少社会の到来、それに伴う経営資源の制約など、本市を取り巻く状況は転換期を迎えようとしています。

また、本市の公園については、施設の老朽化、地域間における公園数の偏りや公園機能の重複といった課題を抱えています。

このような状況に対応するため、令和 2 年（2020 年）に「第 4 次札幌市みどりの基本計画」を策定し、公園や緑地に関する施策の大きな方向性を示したところであり、そこに示す公園整備に関する考え方を具体的に整理した「札幌市公園整備方針」を策定しました。

目次

第1章 はじめに	1
1 公園の効果	1
2 現状の整理	2
(1) 公園整備の経緯	2
(2) 公園の現状と社会情勢の変化	4
(3) 課題	6
(4) 国の動向	9
第2章 札幌市公園整備方針の策定	10
1 方針策定の目的	11
2 方針の位置づけ	13
(1) 位置づけ	13
(2) 対象	13
(3) 方針の見直し時期	13
(4) 構成	14
3 基本的な考え	15
第3章 公園の将来像	17
1 公園の『配置』から見る将来像	17
2 公園の『種類』ごとの将来像	18
(1) 街区公園	18
(2) 近隣公園	20
(3) 地区公園	21
(4) 総合公園、運動公園	22
(5) 都市緑地	23
(6) 特殊公園、緩衝緑地、緑道	24
(7) 公園種類間の活用	25
3 公園の『施設』から見る将来像	26

第4章 将来像の実現に向けた施策	27
1 公園の『配置』に関する施策	28
(1) 新規整備	29
(2) 拡張	33
(3) 機能分担・統合	34
2 公園の『種類』ごとの施策	35
(1) 街区公園	37
(2) 近隣公園	43
(3) 地区公園	44
(4) 総合公園、運動公園	46
(5) 都市緑地	47
(6) 特殊公園、緩衝緑地、緑道	47
(7) 公園の種類間の機能の補完	48
3 公園の『施設』に関する施策	50
(1) 公園施設の適正化	51
(2) 札幌市公園施設長寿命化計画の活用	53
(3) バリアフリー化等	54
(4) 緑の確保と景観への配慮	55
(5) 防災	56
(6) 冬季の利用	57
第5章 運用にあたって	58
1 地域ニーズ	58
2 公園の管理運営	59
3 方針の効果検証	60
参考資料	62
1 各種資料	63
2 「身近な公園の新規整備方針」策定に向けた 基本的な考え方について（答申）	68
3 「札幌市公園施設長寿命化計画」策定に向けた 公園施設の基本的な考え方について（答申）	90
4 本方針策定の経緯	106

第1章 はじめに

1-1 公園の効果

公園^{※1}は、豊かな緑に覆われた空間や、市民がくつろいだり体を動かしたりできる場を提供するなど、都市の住環境形成において必要不可欠な施設です。

公園の存在によって生まれる効果は多様であり、適切な公園の配置、整備、維持管理等を行うことで、さらに公園の持つ効果が高まります。

【公園が持つ効果】

- ① 防災性向上効果：災害発生時の避難地、防災拠点等となることによって都市の安全性を向上させる
- ② 環境維持・改善効果：生物多様性の確保、ヒートアイランド^{※2}の解消等の都市環境の改善をもたらす
- ③ 健康・レクリエーション空間提供効果：健康運動、レクリエーションの場となり心身の健康増進等をもたらす
- ④ 景観形成効果：季節感を享受できる景観の提供、良好な街並みを形成
- ⑤ 文化伝承効果：地域の文化を伝承、発信する
- ⑥ 子育て、教育効果：子どもの健全な育成の場を提供する
- ⑦ コミュニティ形成効果：地域のコミュニティ活動の拠点となる場、市民参加の場を提供する
- ⑧ 観光振興効果：観光客の誘致等により地域の賑わい創出、活性化をもたらす
- ⑨ 経済活性化効果：企業立地の促進、雇用の創出等により経済を活性化させる

※国土交通省「都市公園のストック効果向上に向けた手引き(平成28年(2016年)5月)」より引用



【大通公園（特殊公園）・中央区・78,901㎡】



【伏見もいわ山公園（街区公園）・中央区・2,051㎡】

※1【公園】都市公園法における「都市公園」を、本方針では「公園」と表記する。

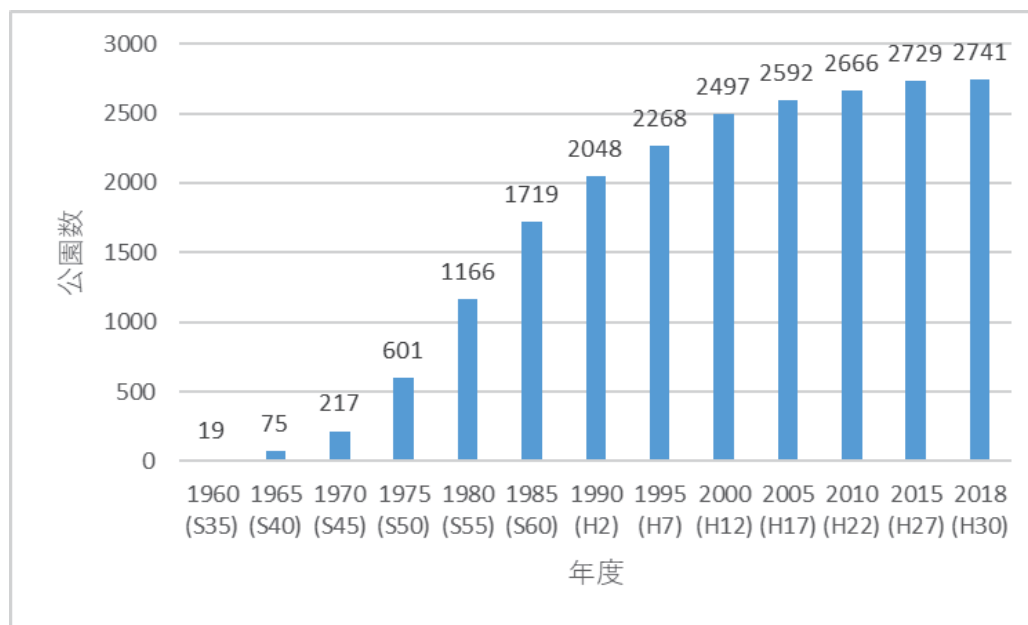
※2【ヒートアイランド】都市の気温が周囲よりも高くなる現象のこと

1-2 現状の整理

(1) 公園整備の経緯

本市の公園の歴史は、明治4年(1871年)に「大通公園」の前身である「火防線」、及び「偕楽園」(現在の清華亭周辺)を設けたことに始まります。その後、昭和初期にかけて、円山公園や中島公園等の整備が進められてきました。そして、昭和32年(1957年)には「札幌市都市公園条例」が制定され、公園の整備が本格化しました。特に、昭和47年(1972年)の札幌オリンピックの開催や政令指定都市への移行等に伴い、市街地の拡大が続くなかで、昭和50年(1975年)からの「児童公園100ヶ所作戦」等の実施により、身近な公園^{※1}の整備が急速に進みました。その結果、公園の数は昭和55年(1980年)に1,000箇所を、平成2年(1990年)には2,000箇所を突破するに至っています。加えて、「環状グリーンベルト構想」や、都市基幹公園(総合公園、運動公園)の配置計画に基づき、前田森林公園や平岡公園、五天山公園などの大規模公園が計画的に整備されてきました。

また、整備後の公園については、平成元年(1989年)から実施した「大通公園リフレッシュ事業」等、大規模公園の再整備のほか、「個性あられる公園整備事業」や「福祉と多世代のふれあい公園づくり事業」など、身近な公園についても地域住民の要望を広く取り入れた再整備を行い、公園の魅力向上を図っています。



【公園数の推移】

※1【身近な公園】市民の暮らしに密着した公園。主として、徒歩圏の住民を対象として配置される住区基幹公園(街区公園、近隣公園、地区公園)が該当する。

【公園整備に関する主な計画や事業】

- ①**開発行為^{※1}に伴う公園造成**：昭和43年（1968年）～
 - ・都市計画法に基づき、開発行為面積の3%以上を公園等として整備する制度
- ②**「住区整備基本計画」に基づく整備**：昭和48年（1973年）～
 - ・生活圏の広がりに応じた公共施設の計画的な整備のための道路、学校、公園の総合施設配置計画
- ③**「児童公園100ヶ所作戦」**：昭和50年（1975年）～（10年間）
 - ・児童公園（現在の街区公園）を年間100箇所新規整備する事業
- ④**「環状グリーンベルト構想」**：昭和57年（1982年）～
 - ・札幌の自然条件を活かしながら、市街地を緑の帯で包み込もうとする構想
- ⑤**「個性あふれる公園整備事業」**：平成5年（1993年）～平成22年（2010年）
 ⇒**「地域と創る公園機能再編・再整備事業」**：平成23年（2011年）～
 - ・老朽化した身近な公園を対象に、地域のニーズを取り入れて再整備を行う事業
 【524公園実施（平成30年度（2018年度）末時点）】
- ⑥**都市基幹公園の配置計画**：平成11年（1999年）～
 - ・第2次札幌市緑の基本計画に基づき、概ね各区に1総合公園1運動公園を配置する計画
- ⑦**「福祉と多世代のふれあい公園づくり事業」**：平成19年（2007年）～平成23年（2011年）
 - ・住民参加による手法により、市民の意見を積極的に取り入れた「みんなにやさしい公園づくり」の取組として、バリアフリー公園やキッズコーナーを整備 【11公園実施】



【「個性あふれる公園整備事業」
北野まきば公園（街区公園）・清田区・4,053㎡】



【「福祉と多世代のふれあい公園づくり事業/キッズコーナー」
小野幌くりの木公園（近隣公園）
・厚別区・10,491㎡】

※1【開発行為】主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更

(2) 公園の現状 と 社会情勢の変化

- 札幌市全体の公園の数や面積は、一定程度充実している。
- 様々な特色のある公園を整備してきた。
- 市民からは公園に対して一定の満足度を得ている。
- 一方、少子高齢化の進行や将来的な人口減少社会の到来、それに伴う経営資源の制約、SDGsの推進など、市を取り巻く状況は転換期を迎えようとしている。

平成30年度(2018年度)末時点で、本市の公園数は2,741箇所となり、政令指定都市の中で最も多くなっています^{※1}。また、総面積は2,492ha^{※2}、市民一人当たりの公園面積は12.8㎡/人、市街地^{※3}では9.7㎡/人であり、札幌市都市公園条例で定める公園面積の標準13㎡以上/人、市街地10㎡以上/人に近づいてきています。

また、日本の都市公園100選にも選ばれている「大通公園」、2002年度グッドデザイン大賞を受賞した故イサム・ノグチ氏の設計による「モエレ沼公園」のほか、平成23年度都市公園コンクールにおいて国土交通大臣賞を受賞した「創成川公園」など、様々な特色のある公園を整備してきました。

平成30年度(2018年度)に実施した「みどりに関する市民アンケート調査^{※4}」では、身近な公園に対して「満足」もしくは「どちらかといえば満足」と感じる人の割合を合わせると65.1%となり、公園に対する市民の評価としては一定の満足度を得ている状況です。

一方で近年、本市においても少子高齢化の進行や人口減少社会の到来、それに伴う経営資源の制約、SDGs^{※5}の推進といった社会情勢の変化が生じてきており、公園行政においても様々な課題が生じてきている状況です。

※1「参考資料」P63資料a「政令指定都市の都市公園数」参照

※2【ha】1ha=10,000㎡

※3【市街地】家屋が密集し、軒を連ねている地域。ここでは市街化区域が該当。

※4「参考資料」P63資料b「市民アンケート」参照

※5【SDGs】「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)」は平成27年(2015年)の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された、2030年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための17のゴール(目標)と169のターゲット(取組・手段)から構成される。

【本市の公園の現況^{※1}】

種類	基本的な位置づけ ^{※2}	本市の現況 ^{※3}		例
		箇所数	面積計 (ha)	
街区公園	主に街区の住民を対象とした標準的な施設が配置される公園。誘致圏 ^{※4} 250m。標準面積 2,500 m ²	2,407	312	山鼻公園 さつき公園
近隣公園	主に近隣の住民を対象とした標準的な施設が配置される公園。誘致圏 500m。標準面積 2ha	145	245	北園公園 東札幌公園
地区公園	徒歩圏内の住民を対象とし、スポーツ施設や休憩施設が設置される公園。誘致圏 1km 標準面積 4ha	26	142	熊の沢公園 豊平公園
総合公園	休息や鑑賞、散歩、運動などを目的に市民が総合的に利用する公園。標準面積 10～50ha	11	460	平岡公園 藻南公園
運動公園	野球場やテニスコート、陸上競技場、プールなどの運動施設が設置されている公園。標準面積 15～75ha	4	54	農試公園 手稲稲積公園
特殊公園	自然環境や景観を守ったり、史跡や名勝、動植物に親しむための公園	13	154	大通公園 科学館公園
都市緑地	都市の自然環境の保全や景観を向上させるために設けられる緑地。標準面積 1,000 m ² 以上	125	611	麻生緑地 北光緑地
緩衝緑地	住居地と工場地帯等を分離することが必要な場所に設けられる緑地	1	16	星観緑地
緑道	災害時の避難経路の確保や歩行者等が安心して通行するために設けられた帯状の緑地	7	18	北郷緑道 西野緑道
広域公園	一市町村を超える広域の利用を目的とした公園	2	480	真駒内公園
合計 ^{※5}		2,741	2,492	

※1 「参考資料」 P64 資料 c 「札幌市所管都市公園数と面積」 参照

※2 「参考資料」 P65 資料 d 「住区基幹公園の標準面積、誘致圏の比較イメージ」 参照

※3 平成 30 年度（2018 年度）末時点

※4 【誘致圏】 その公園の主たる利用者が居住する範囲

※5 札幌市所管公園は、広域公園 2 箇所を除く計 2,739 箇所、面積 2,012ha である。

(3) 課題

公園の整備が進む一方で、市街地の形成過程や、近年の社会情勢の変化等によって、本市の公園行政としては、主に以下の課題を抱えています。

① 地域間における、身近な公園の整備状況の偏り

- 古くからの市街地（既成市街地^{※1}）には、近年人口が増加している一方で、身近な公園が不足している地域がある。
- 郊外の住宅地の中には、狭小な公園が密集している地域がある。

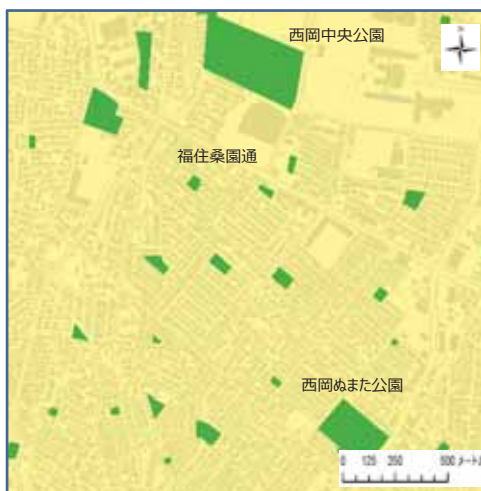
前述のとおり、市街地の拡大に伴って身近な公園の整備は大いに進みました。

しかし、公園の計画的な整備^{※2}が始まる前よりすでに土地利用が進んでいた中央区等の既成市街地では、公園を計画的に配置することが困難であったことから、近年人口が増加している一方で、十分に公園が整備されていない地域があります^{※3}。

一方で、郊外でも主に小規模な開発行為に伴って公園が造成された地域では、1,000 m²未満の街区公園が密集している状況が多数みられます。これらの狭小な公園は設置できる施設や機能が限定されてしまうことから、公園の利用が少ない傾向があります^{※4}。



【身近な公園が不足する地域の例
（中央区 地下鉄西18丁目駅周辺）】



【公園が密集している地域の例
（豊平区 西岡周辺）】

公園
から250m
以内（誘
致圏）

※1 【既成市街地】ここでは、都心及びその周辺部など、古くから開けている市街地をいう。

※2 開発行為に伴う公園造成や、住区整備基本計画に基づく整備が進められてきた（P5 参照）。

※3 「参考資料」P66 資料e「区別一人当たりの住区基幹公園の面積」参照

※4 「参考資料」P66 資料f「公園利用者数調査」参照

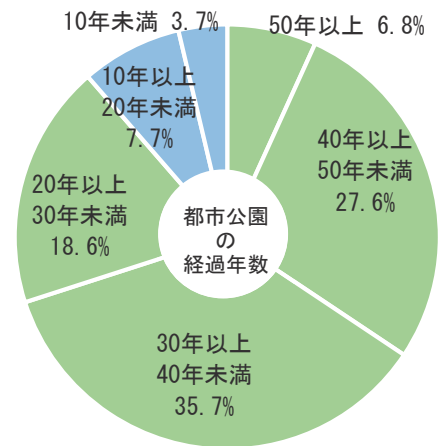
② 公園施設の老朽化が進行

- ・概ね7割の公園が、造成から30年を経過している。
- ・施設量が多いことから、更新や維持管理の負担が増大している。

本市では、造成から30年以上経過した公園が約7割を占め、さらに10年後には約9割を占める見込みとなっています。このため、平成5年（1993年）から順次、再整備を進めているところです。

また、本市の公園に設置されている遊具や、ベンチ、トイレ等の公園施設は約10万施設あることから、老朽化に伴う施設の更新や、日常的な維持管理が大きな負担となっています。

さらに、平成18年（2006年）に施行されたバリアフリー新法^{※1}により特定の公園施設（園路、トイレ等）に対して、バリアフリー化が求められ、平成26年（2014年）には国土交通省より遊具に関する最新の安全規準^{※2}が示され、その適合が求められております。



【公園の経過年数】

【公園の施設量（平成30年度（2018年度）末時点）】

公園施設の種類	施設数	内容
園路広場	約8千	縁石、舗装等
修景施設	約3千	花壇、噴水、藤棚等
休養施設	約2万6千	ベンチ、あづまや、パーゴラ等
遊戯施設	約1万9千	ブランコ、すべり台、砂場等
運動施設	約2千	野球場、テニスコート等
教養施設	約1千	ステージ、デッキ、記念碑等
便益施設	約4千	水飲み場、売店、便所等
管理施設	約4万7千	照明施設、外柵、管理事務所等
合計	約11万	

※1【バリアフリー新法】高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年（2006年）12月施行）

※2【最新の安全規準】都市公園における遊具の安全確保に関する指針（平成26年6月。改定第2版：国土交通省）

③ ニーズの変化と機能重複

- ・地域ニーズの変化等により、利用の少ない施設が増加している。
- ・近接する街区公園で機能重複が見られる。

かつて、「街区公園」は、主に子どもの利用を想定した「児童公園」と呼ばれ、遊具（ブランコ、すべり台、砂場等）を中心に画一的な整備が進められてきました。そのため、近接する複数の街区公園において、同じ遊具が設置されているといった機能の重複が生じています。

このような地域では、周囲の大きな公園に利用が集中しがちなことに加え、地域住民の年齢構成の変化もあり、利用の少ない公園が多く存在してきています。

【近接する公園で機能重複】



【すべり台を有する公園が、半径 250m 内に密集している事例】

半径 250m 内に、9 公園

(4) 国の動向

本市と同様に、我が国の都市公園事業は、少子高齢化や人口減少等、社会情勢が大きく変化している中、効率的な整備、老朽化した施設の適切な維持・管理といった様々な課題を抱えています。これに対応するため、国土交通省によって、都市公園に関する指針や今後の方向性についての考え方等が示されています。

平成24年(2012年)には「公園施設長寿命化計画策定指針(案)」がとりまとめられ、地方公共団体等における、公園施設の長寿命化計画^{※1}に関する基本的な考え方や計画策定の手順等が示されました。この指針(案)では、施設の長寿命化を図るにあたっては、公園施設ごとの機能や管理水準に応じて、メリハリをつけることが望ましいとされています。

また、平成28年(2016年)には、都市公園をはじめとする緑とオープンスペース^{※2}政策の今後のあり方について示す「新たなステージに向けた緑とオープンスペース政策の展開について」^{※3}がとりまとめられました。この中では、都市公園の整備に関するものとして、

- ・周辺のニーズ、社会情勢の変化等に応じた都市公園の再編などの都市全体の中での効果的な活用、連携を図ること
- ・依然として緑とオープンスペースが不足している地域では、地域の特性に応じた多様なデザインによる都市公園の戦略的な整備等を推進すること

が重視すべき観点として指摘されています。

※1【公園施設の長寿命化計画】公園施設について、重点的・効率的な維持管理や更新の計画をたてることで、限られた予算の中でも、施設の安全性と快適な利用や機能を確保していくことを目的とする計画

※2【オープンスペース】公園、広場、河川、農地等、建築物によって覆われていない空間

※3「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会」最終とりまとめ

第2章 札幌市公園整備方針の策定

第1章のとおり、本市では公園が一定程度充実してきている一方で、少子高齢化の進行、人口減少社会の到来、それに伴う経営資源の制約など大きな転換期を迎えており、公園については「地域間の身近な公園の偏り」、「公園施設の老朽化の進行」、「ニーズの変化と機能重複」等の課題が生じています。

これらの課題を踏まえ、令和2年（2020年）に策定した「第4次札幌市みどりの基本計画」では、「公園などのみどりで都市の安全・安心を高め、潤いや賑わいを創出していく」という目標を掲げ、「公園の必要性が高い地域での公園づくり」、「公園施設の総量コントロールによる持続可能な施設の適正化」、「公園密集地域における機能分担の考えによる再整備」など、今後の公園整備に関する基本的な考え方を示したところです。

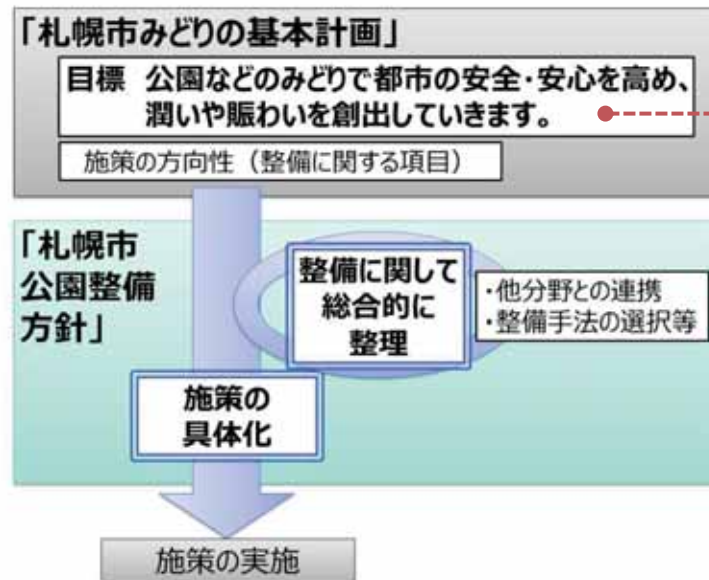
この公園整備に関する基本的な考え方を具体的に整理し、実効性を高めるため「札幌市公園整備方針」を策定しました。

2-1 方針策定の目的

「札幌市みどりの基本計画」では、3つの目標を定めております。そのうち、本方針は公園づくりにおける目標「公園などのみどりで都市の安全・安心を高め、潤いや賑わいを創出していきます。」を実現するため、公園の整備に関して総合的に整理した上で、施策を具体化していくことを目的としています。



【みどりの基本計画「計画の体系」】



【方針策定の目的 イメージ】

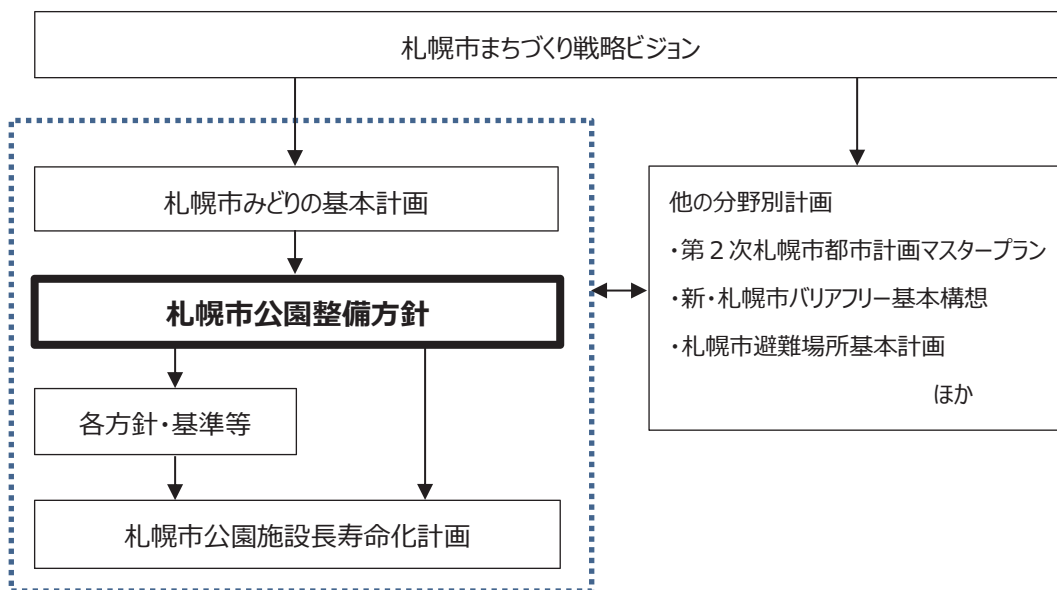
【本方針の施策に関連するみどりの基本計画の施策の方向性等】

みどりの基本計画 目標「公園などのみどりで都市の安全・安心を高め、潤いや賑わいを創出していきます。」			本方針の施策 (第4章)	
施策の方向性	関連する施策	内容	内容	頁
多様な機能を発揮する公園づくり	「公園の必要性が高い地域」での公園づくり	公園整備の必要性の高い地域において、重点的に街区公園の新規整備や、狭小な街区公園の拡張を進める。	新規整備、拡張	29 ～ 33
	市民緑地制度の導入	公園の必要性が高い地域において、民間主体による緑地・広場の創出を進める。	新規整備	29 ～ 32
ニーズに応じた安全・安心な公園の再整備	身近な公園の再整備	地域ニーズに応じた再整備や施設更新を行い、また、複数の街区公園が密集している場合は機能分担を図る。	街区・近隣・地区公園	37 ～ 45
	大規模公園の再整備	魅力の維持・向上に努め、必要に応じた部分的な機能の見直しを図る。	総合・運動公園	46
	狭小公園の必要に応じた統廃合の検討	特に地域ニーズが高く、公園機能の向上、まちづくりへの貢献などの効果が見込まれる場合に、必要に応じた検討する。	統合、廃止	28、 34
	公園施設の適正化	公園施設の総量のコントロールを行い、持続可能な施設の適正化を図る。	公園施設の適正化	52
	安全・安心な公園づくり	老朽化した施設の改修のほか、園路やトイレなどのバリアフリー改修を実施する。また、外国人観光客等の多い主要公園ではトイレの洋式化やわかりやすい案内表示を整備するなどユニバーサル化を進める。	バリアフリー化等	54
	災害に強いまちづくりに資する公園づくり	札幌市地域防災計画に基づく避難場所としての機能に加え、延焼防止などの防災機能の充実を図る。	防災	56
	冬季間の利用を推進する公園づくり	再整備時はスキーや雪遊びなどができる施設の配置に考慮する。	冬季の利用	57
公園の適正な管理と活用の推進	狭小公園の活用	機能分担により新たな利用を生み出すほか、コミュニティガーデンなどレクリエーション機能以外での活性化手法を検討する。	機能分担	34、 39
	「公園施設長寿命化計画」による計画的な公園施設管理	公園施設の全体的な老朽化進行のため、「公園施設長寿命化計画」により、計画的な維持管理や更新を行う。	公園施設長寿命化計画の活用	53

2-2 方針の位置づけ

(1) 位置づけ

本市では「札幌市まちづくり戦略ビジョン（H25～H34）」※1のもと、様々な個別計画を策定しています。本方針はみどり分野の個別計画である「札幌市みどりの基本計画」を上位計画とし、他の分野別計画との整合性も図っています。



(2) 対象

札幌市建設局所管の都市公園※2とします。

(3) 方針の見直し時期

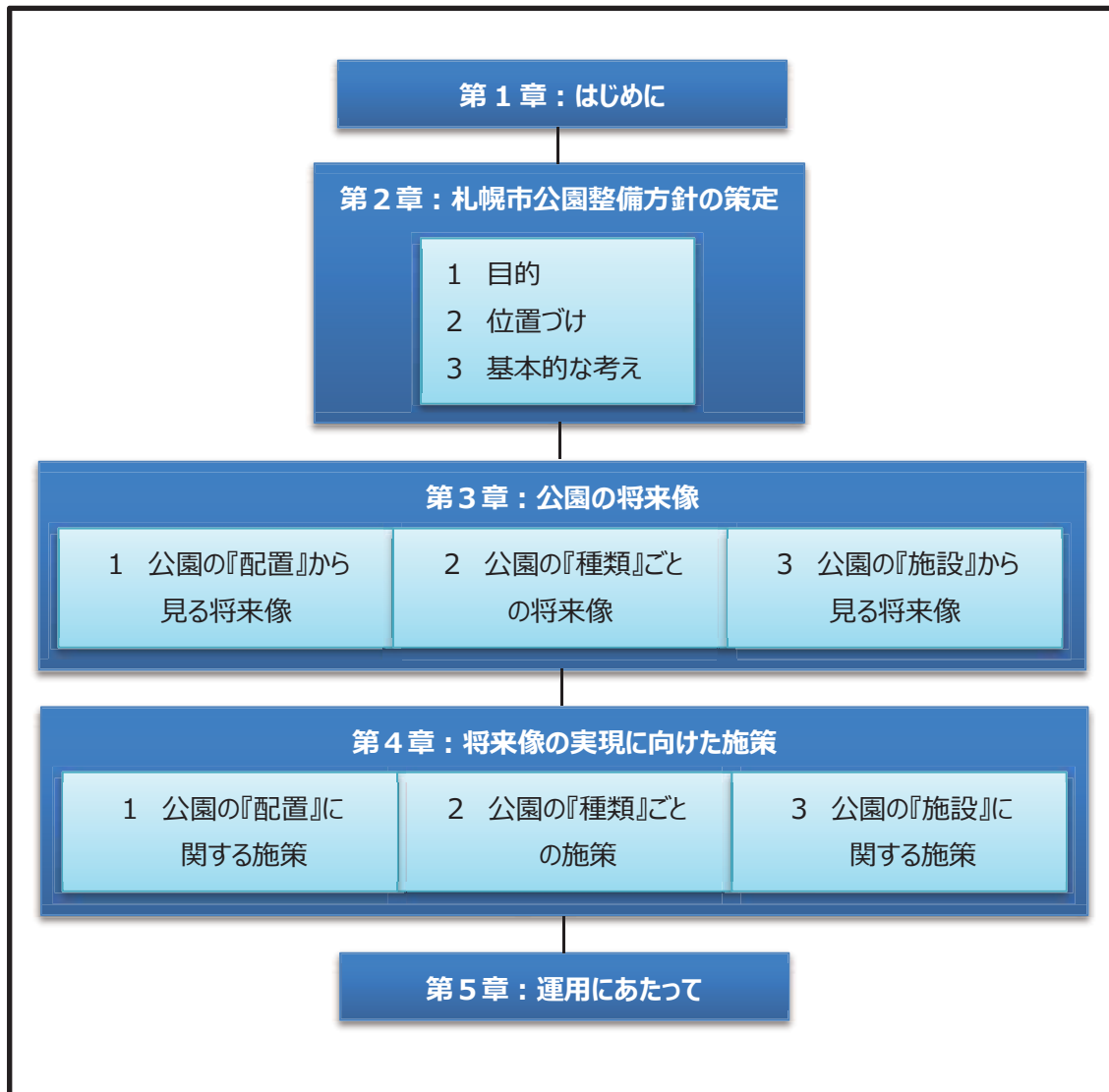
「札幌市みどりの基本計画」の改定等にあわせて、必要に応じて見直しを行うものとします。

※1 【札幌市まちづくり戦略ビジョン】まちづくりの基本的な指針であり、札幌市のまちづくりの計画体系では最上位に位置づけられる総合計画

※2 札幌市所管の都市公園のうち、厚別公園と札幌芸術の森を除く 2,737 箇所である。（平成 30 年度（2018 年度）末時点）

(4) 構成

本方針は、公園の「配置」「種類」「施設」の3つの観点から公園整備の将来像を示した上で、その実現に向けた施策を示す流れで構成されています。



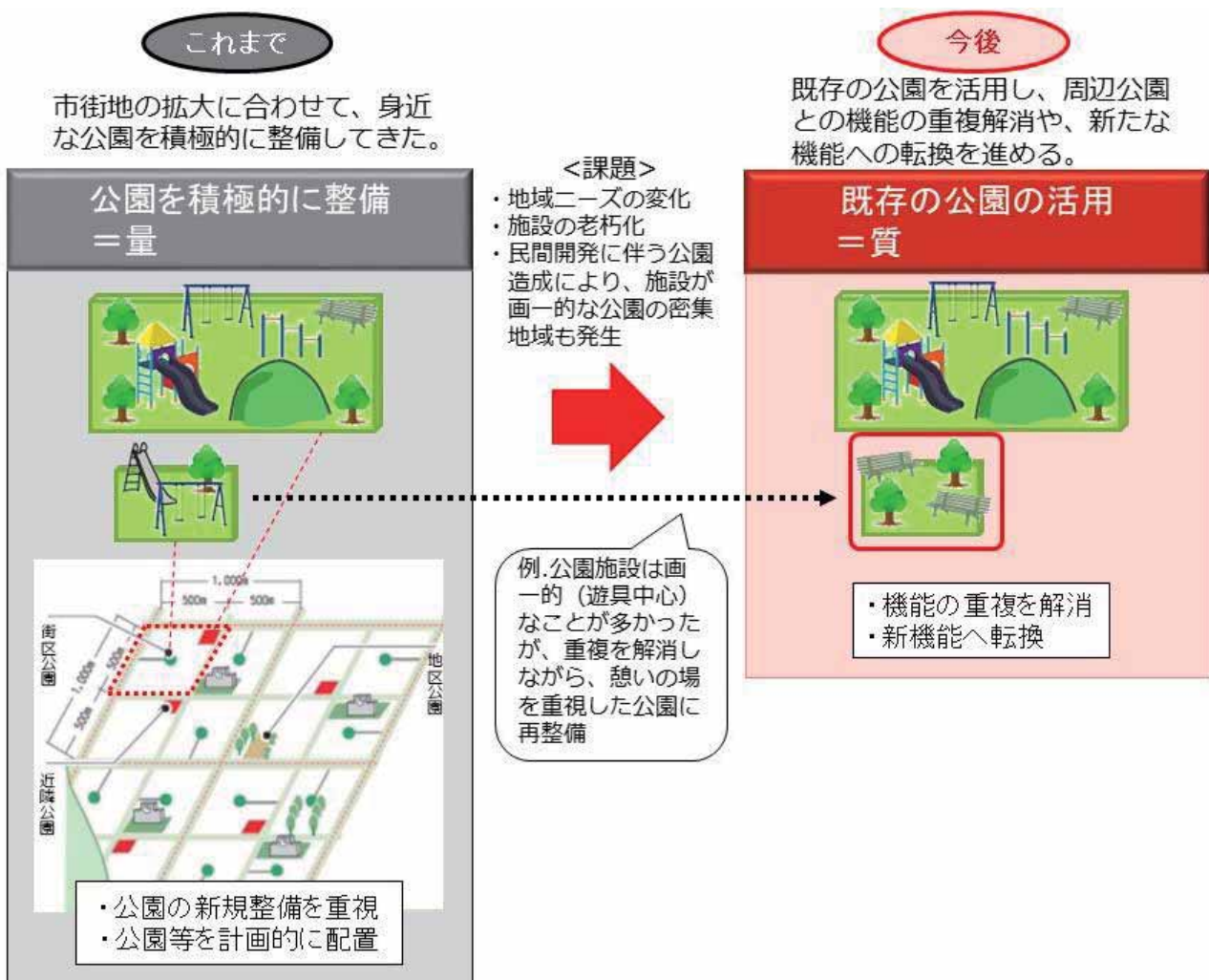
2-3 基本的な考え

本方針における「基本的な考え」は以下の2点です。

① 量から質へ（既存の公園の活用）

これまで本市では「児童公園 100ヶ所作戦」や都市基幹公園の配置計画等によって、公園の「量」を増やす取組を積極的に進めてきました。その結果、政令指定都市の中で公園の数が最も多くなり、総量としては一定程度の充実をみえています。

そこで、今後は、公園整備の必要性が高い地域以外は、公園を新しく作っていくことよりも、少子高齢化等の社会情勢の変化や地域ニーズなどに応じて、公園の機能重複を解消し、新たな機能へ転換するなど、既存の公園を活用することによって「質」を高めることを主な施策とします。



【量から質へ イメージ】

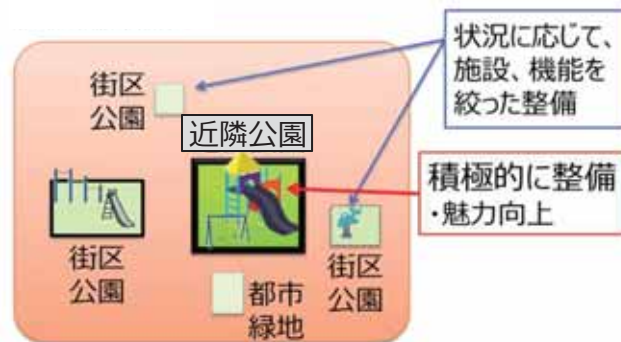
② 選択と集中

本市では、平成17年度（2005年度）に経済活動を主に支える生産年齢人口が減少に転じました。今後も加速することが見込まれる生産年齢人口の減少傾向が、労働力や企業の生産活動など都市の活力に影響を与え、それに伴う財源の不足が懸念されることから、公園においても整備や維持管理等の効率化が求められています。

また、市全体の人口もここ数年のうちに減少に転じると予測されている一方で、中央区では今後も人口増加が見込まれるなど、地域ごとの人口動態や年齢構成は様々です。

このような中、将来にわたり誰もが公園の魅力を楽しむよう、地域の特性や公園の整備状況等を考慮した上で、利用が多い、面積が大きい等、必要性の高い地域や公園等を「選択」し、そこに新規整備や再整備等を「集中」することで、メリハリの効いた事業を展開していきます。

また、整備にあたっては、整備時のコストだけではなく、その後の維持管理コスト縮減を見据えた、より効果的な手法を検討していきます。



【選択と集中 イメージ】

第3章 公園の将来像

本方針では、公園の「配置」「種類」「施設」の3つの視点から、目標とする将来像（魅力ある公園の姿）を具体化し、施策の展開へとつなげます。



3-1 公園の『配置』から見る将来像

公園の配置（位置や面積等）から見た将来像を設定します。

<現状・課題>

- ・公園数は政令指定都市第1位で、札幌市都市公園条例で定める市民一人当たりの標準面積もほぼ達成している(達成率約98%)
- ・住区整備基本計画に基づいて整備が進められた郊外住宅地では身近な公園が充足しているものの、一方で、既成市街地の一部などでは、身近な公園が少ない。
- ・小規模な住宅開発が多かった地域では、比較的利用が少ない狭小の街区公園が密集している。

公園の配置の目標とする将来像

- ①既成市街地等、身近な公園の必要性が高い地域で公園が充足している。
- ②公園が密集している地域では、近接した公園で機能が分担されているか、密集している状態が解消されている。

3-2 公園の『種類』ごとの将来像

公園には、「街区公園」「総合公園」など種類があり、それぞれに利用目的や標準面積等の基本的な位置づけが異なります。ここでは、公園の種類ごとに目標とする将来像を設定し、加えて、種類間の活用についても示します。

(1) 街区公園

<基本的な位置づけ>

- ・主に街区の住民を対象とした標準的な施設が配置される公園
- ・誘致圏 250m 標準面積 2,500 m²

<現状・課題>

- ・2,407 箇所^{※1}あり、公園全体の約 9 割を占める。
- ・1,000 m²未満の街区公園が公園全体の約半数を占める^{※2}。これら狭小公園は、設置できる施設や機能が少なく、利用も少ない傾向がある。
- ・かつては「児童公園」という位置づけであったため、遊具を主体とした公園が多く、公園が密集している地域では同じ遊具が設置されているなど、機能の重複が見られる。



【標準的な面積：もみじ台のうさぎ公園
・厚別区・2,432 m²】



【狭小公園：手稲にじ公園
・手稲区・166 m²】

街区公園の目標とする将来像

- ① 1,000 m²以上の公園には「地域に必要な公園機能」が全て備わっている。
- ② 複数の公園が密集している場合には、地域ニーズや特性、配置状況等を踏まえた機能分担が図られており、利用目的により公園を選ぶことができる（子どもからお年寄りまで誰もが利用できる公園や、特定の機能に特化した公園など）。
- ③ 公園の面積や周辺の公園の配置状況等に応じて、整備内容・手法等のメリハリがついている。

※1 平成 30 年度（2018 年度）末時点

※2 「参考資料」 P67 資料 g 「面積別公園箇所数」 参照

■ 「地域に必要な公園機能」と、街区公園の面積の考え方

公園が持つ機能によって、健康・レクリエーション空間提供効果、子育て・教育効果、環境維持・改善効果など、様々な効果がもたらされます。

これらの効果をもたらす公園機能のうち、街区公園等の地域住民にとって最も身近な公園に欠かすことのできない機能を「地域に必要な公園機能」として、下表のとおり設定します。

なお、この場合の「地域」の広さは、街区公園の誘致圏と同じ半径 250m程度と考えます。

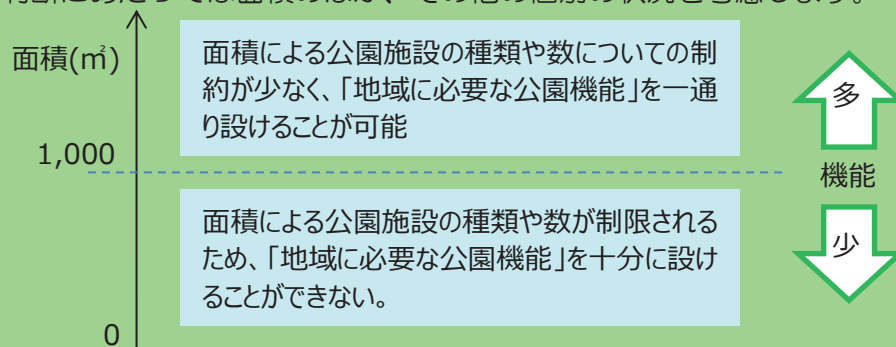
地域に必要な公園機能	基本的に必要な施設
①環境保全	植栽などのみどり
②景観形成	
③コミュニティ形成	広場、及びベンチ等の休養施設 (地域住民の交流の場となる施設)
④レクリエーション	遊具、及び広場 (地域の子どもの外遊びや地域行事の場となる施設)
⑤防災	広場 (一時避難場所)

この「地域に必要な公園機能」を最低限確保できる面積を算出すると、概ね 1,000 m²となります。また、文献^{※1}によると、防災機能を高める上で効果的な面積は 1,000 m²以上とされています。

そこで、最低限効果的な整備を実施できる街区公園の面積として、概ね 1,000 m²を目安とします。それよりも面積の小さい公園は「狭小公園」とし、「地域に必要な公園機能」を十分に確保することが難しい公園であると考えますが、その判断にあたっては面積のほか、その他の個別の状況を考慮します。



【「地域に必要な公園機能」を仮想配置した 1,000 m²のモデル図】



※1 「阪神・淡路大震災調査特別委員会報告 (1997 日本学術会議)」「北国の防災公園整備指針 (1997 北海道建設部)」

(2) 近隣公園

<基本的な位置づけ>

- ・主に近隣の住民を対象とした標準的な施設が配置された公園
- ・誘致圏 500m 標準面積 2ha

<現状・課題>

- ・145 箇所^{※1}
- ・無料の多目的広場や運動施設（テニスコート等）を有する公園が多い。
- ・一部の公園では遊具がなく、「地域に必要な公園機能」に不足が見られる。



【真駒内曙公園・南区・11,455 m²】



【上野幌西公園・厚別区・20,780 m²】

近隣公園の目標とする将来像

- ①「地域に必要な公園機能」が全て備わっている。
- ②地域の中心となる公園で、地域ニーズに合った、利用の多い公園となっている。特に、小学生にとっては校区内における中心的な公園になっている。
- ③広さを活かした施設（多目的広場等）があるなど、街区公園よりも幅広い利用目的に対応している。

※1 平成 30 年度（2018 年度）末時点

(3) 地区公園

<基本的な位置づけ>

- ・徒歩圏内の住民を対象とし、スポーツ施設や休憩施設が設置される公園
- ・誘致圏 1km 標準面積 4ha

<現状・課題>

- ・26箇所^{※1}
- ・有料の運動施設（軟式野球場等）や駐車場を有する公園が多い。
- ・公園ごとに個性があり、主たる公園施設や利用形態が様々である。
 - 例) 遊具や広場を主体とした公園
 - 樹林等を主体とした公園
 - 運動施設を主体とした公園
- ・一部の公園では遊具がなく、「地域に必要な公園機能」に不足が見られる。



【常盤公園・南区・54,733 m²】



【富丘西公園・手稲区・51,280 m²】

地区公園の目標とする将来像

- ①「地域に必要な公園機能」が全て備わっている。
- ②それぞれの公園が持っている特徴・個性が活かされており、また、地域ニーズにも合っている。
- ③広さや個性を活かした施設（広場、散策路、運動施設等）が設置され、街区・近隣公園よりも、幅広い利用目的に対応している。

※1 平成30年度（2018年度）末時点

(4) 総合公園、運動公園

■ 総合公園

<基本的な位置づけ>

- ・休息や鑑賞、散歩、運動などを目的に市民が総合的に利用する公園
- ・標準面積 10～50ha

<現状・課題>

- ・11箇所^{※1}
- ・個性豊かである。
- ・有料運動施設が多く設置されている。



【百合が原公園・北区・253,140㎡】

■ 運動公園

<基本的な位置づけ>

- ・野球場やテニスコート、陸上競技場、プールなどの運動施設が設置されている公園
- ・標準面積 15～75ha

<現状・課題>

- ・4箇所^{※1}
- ・有料運動施設が多く設置されている。



【農試公園・西区・123,667㎡】

総合公園、運動公園の目標とする将来像

- ①多くの幅広い世代の市民、国内外の観光客等が訪れるような、魅力あふれる公園となっている。
- ②それぞれの公園が持つコンセプトや特徴・個性（自然・景観、健康・スポーツ、文化・芸術等）が活かされている。

※1 平成30年度（2018年度）末時点

(5) 都市緑地

<基本的な位置づけ>

- ・都市の自然環境の保全や景観を向上させるために設けられる緑地

<現状・課題>

- ・125箇所^{※1}
- ・面積は大小様々である（316㎡～124ha）。
- ・緑の保全等が重視されている一方で、造成時の様々なニーズも反映されており、遊具や運動施設等様々な施設が設置されている例も多い。



【豊平橋南緑地・豊平区・2,302㎡】



【北野緑地・清田区・20,081㎡】

都市緑地の目標とする将来像

都市の自然環境の保全や良好な景観形成を中心としながら、公園ごとの規模や状況等に応じた利用もなされている。

※1 平成30年度（2018年度）末時点

(6) 特殊公園、緩衝緑地、緑道

■ 特殊公園

<基本的な位置づけ>

- ・自然環境や景観を守ったり、史跡や名勝、動植物に親しむための公園

<現状・課題>

- ・13箇所^{※1}



【平岡樹芸センター
・清田区・29,210 m²】

■ 緩衝緑地

<基本的な位置づけ>

- ・住居地と工場地帯等を分離することが必要な場所に設けられる公園

<現状・課題>

- ・1箇所^{※1}



【星観緑地
・手稲区・154,783 m²】

■ 緑道

<基本的な位置づけ>

- ・災害時の避難経路の確保や歩行者等が安心して通行するために設けられた帯状の緑地

<現状・課題>

- ・7箇所^{※1}



【北郷緑道
・白石区・約 2km】

特殊公園、緩衝緑地、緑道の目標とする将来像

それぞれの位置づけや状況に応じて求められる機能が備わっている。

※1 平成30年度（2018年度）末時点

(7) 公園種類間の活用

<基本的な位置づけ>

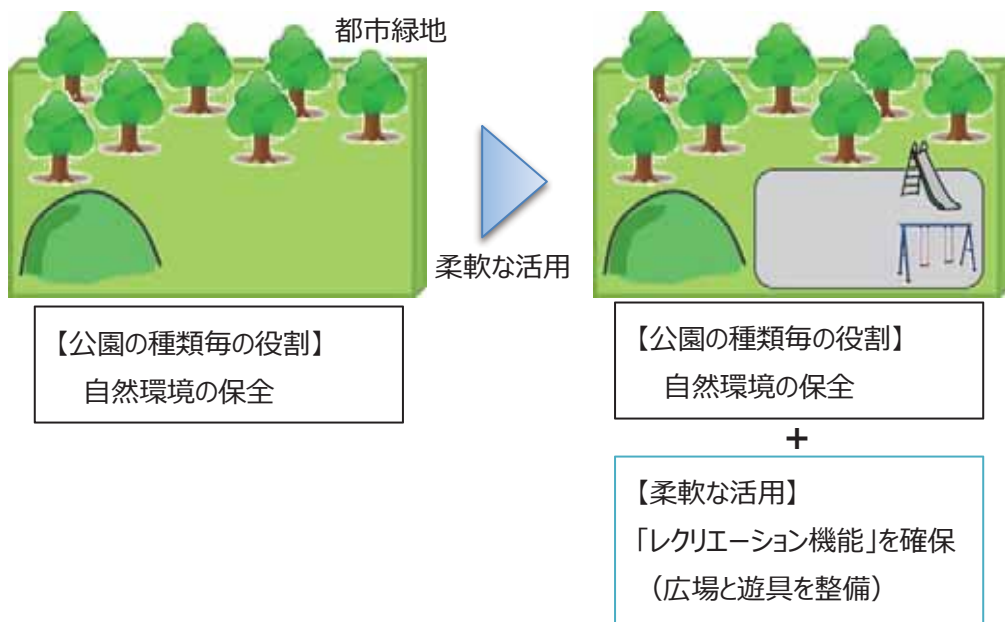
- ①住区基幹公園（歩いていける範囲の住民が利用することを目的とした身近な公園）
…街区公園、近隣公園、地区公園
- ②都市基幹公園（市全域の住民が利用することを目的とした公園）
…総合公園、運動公園
- ③その他
…都市緑地、特殊公園、緩衝緑地、緑道

公園種類間の目標とする将来像

公園の種類ごとに定められている役割を果たしながらも、地域に必要な公園機能を確保するため、種類間で柔軟な活用がされている。

【種類間で柔軟な活用がされている例】

- 地域に、自然環境の保全を役割とする都市緑地しか公園がなく、レクリエーション機能が不足していたので、広場と遊具を都市緑地内に整備して、機能を確保



3-3 公園の『施設』から見る将来像

公園には、遊具、ベンチ、築山^{※1}、樹木、トイレ等をはじめとして様々な施設があります。この公園「施設」から見た将来像を設定します。

<現状・課題>

- ・公園施設の数、樹木を除いて約 10 万施設あり、非常に多い。
- ・施設の老朽化が進行し、更新や維持管理に係る負担が増大している。
- ・近接する公園間の施設内容の重複や、地域ニーズの変化等によって、施設の利用頻度が低下している公園が見られる。
- ・バリアフリーや、遊具の新しい安全規準への適合が求められている。
- ・防災や景観等、公園の機能に関する他分野の計画等が策定されている。
例) 避難場所としての位置づけ
- ・ある程度の規模の公園では、冬季は、そり遊びやスキーなどの利用がある。



【外柵フェンス（老朽化・破損）】



【トイレ（老朽化・バリアフリー未対応）】

公園の施設の目標とする将来像

- ①公園の種類や規模、周辺の状況や利用量等から見て適切に施設が配置され、また持続可能な施設総量となっている。
- ②施設の更新や維持管理が計画的に行われ、安全が確保されている。
- ③バリアフリーに対応しているなど、利用者にやさしい公園となっている。
- ④公園の機能に関する他分野の計画等との連携が図られている。
- ⑤冬季も屋外で公園が活用されている。

※1【築山】人工的に作った山

第4章 将来像の実現に向けた施策

第3章で掲げた将来像を実現するための、施策を本章で示します。



【第4章 将来像の実現に向けた施策】の構成】

4-1 公園の『配置』に関する施策

公園の配置の将来像を実現するための、公園の必要性が高い地域における「新規整備」「拡張」の施策や、公園が密集している地域における「機能分担・統合」の施策を示します。



- 「廃止」（既存の公園をなくす、又は縮小すること）については、都市公園法により一部の場合を除きみだりに廃止してはならないとされています。現行では、公園以外の都市計画事業が施行される場合や、廃止される公園に代わる公園が設置される場合（統合に伴う廃止など）等以外^{※2}は廃止を行うことは難しい状況ですが、法改正など今後の状況の変化を注視し、必要に応じて他の公共施設への転用を含めた「廃止」の検討を進めます。検討の際には、利用が少ない公園もオープンスペースにすることで、地域コミュニティ活動の場や、冬季の雪置き^{※3}場としての活用ができる等、維持管理費をあまりかけずに活用を見出す手法があることを十分に配慮します。

※1 統合は廃止を伴うものであるが、都市公園法では、廃止される都市公園に代わるべき都市公園を設置する場合は、廃止できるとしている。「代わるべき」とは、公園の規模等においてほぼ対等のものとして見合うという意味とされていることから、統合の前後で総面積を減らすことがなければ、統合は可能となる。

※2 法では「公益上特別の必要がある場合」も廃止が可能とされている。これは、他の施設のために利用することの方が公益上より重要と判断される場合のことなどであるが、その判断にあたっては客観性を確保しつつ慎重に行う必要があるとされている【都市公園法運用指針(第4版) 平成30年(2018年) 国土交通省】。

※3 【冬季の雪置き】原則として公園に雪を入れることは禁止だが、町内会等が札幌市との間で覚書を交わせば、一部の公園について雪置き場として利用が可能

(1) 新規整備

新規整備

- ① 街区公園以外の公園については、市全体の公園総量が充実していること等から基本的に新規整備を行いません。
- ② 街区公園の新規整備は、人口動態やまちづくりに関する方針、公園の整備状況などから、必要性が高い地域で重点的に実施します。
- ③ 街区公園を新規整備する際は「地域に必要な公園機能」を一通り確保できる最低面積として概ね 1,000 m²以上を確保するように努め、また札幌市都市公園条例で定める街区公園の標準面積 2,500 m²程度の確保を目指します。

【全体について】

- 札幌市全体の施策に関連する場合等は、別途検討します。
例) 再開発等の新たなまちづくりに関する事業に合わせて、必要があれば公園の整備を行う。
- 必要に応じて、他の公共施設との連携(近接した配置や複合化等)など、都市機能を効果的・効率的に向上させるような公園整備の可能性を検討します。
- 市や民間の再開発等により生み出される公園以外のみどりのオープンスペース等も、その整備内容や利用実態(地域ニーズ等)によっては、公園に準ずるものとして扱います。
- 都市緑地法に基づく市民緑地認定制度(P.32 参照)の運用により、公園が不足する地域等において、みどりのオープンスペースの創出を進めます。

【①について】

- 街区公園以外の公園は、面積の大きな公園が多いことから特に整備や維持管理のコストが負担となることも、新規整備を基本的に行わない理由のひとつです。

【②について】

- 街区公園であってもコスト面での負担は大きいことから、公園の整備状況だけではなく、人口動態やまちづくりに関する方針等の要素から、新規整備を行う地域を限定します。
- 都市計画法に基づく、開発行為に伴う新規整備は行います^{※1}。

【③について】

- 周辺の公園状況から、標準面積 2,500 m²以上の公園の必要性が高いと考えられる場合には、用地の状況(形状や取得費等)などを踏まえた上、検討します。

※1 本市では、開発区域の周辺に相当規模の公園等がない場合に限り新規整備を行っている。

■ 街区公園の新規整備等の必要性が高い地域について

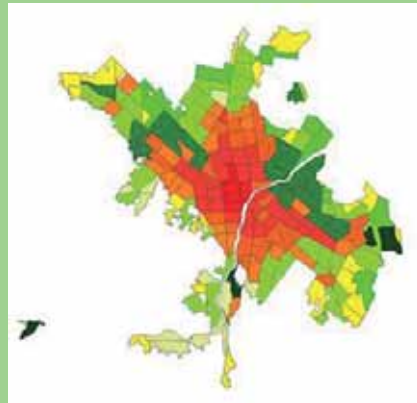
地域ごとに異なる人口動態やまちづくりの方針、公園の整備状況等を地域特性として把握し、総合的に検証することで、公園整備の効果が高い地域や、効率的な整備手法を選択する考え方として整理します。

【1】統計区のデータを基にした、整備効果が高い地域の抽出

* 赤い点線で囲った分類区分を公園の整備効果が高い地域とする。

要素1 人口動態や土地利用等（現況）

分類	人口	土地利用	地域
1	増加	集合住宅、業務系	都心
2			地下鉄沿線
3		集合住宅	地下鉄ターミナル
4		集合・戸建て	
5	減少	戸建て	明日風、あいの里
6			市街化区域縁辺
7			篠路、太平
8	増加	工業地域	工業団地
9	減少	集合・戸建て	もみじ台、真駒内



要素2 まちづくり戦略ビジョン（将来性）

分類	まちづくり戦略ビジョン
赤	都心
黄	複合型高度利用市街地※1
青	一般市街地
緑	郊外住宅地
紫	工業地域

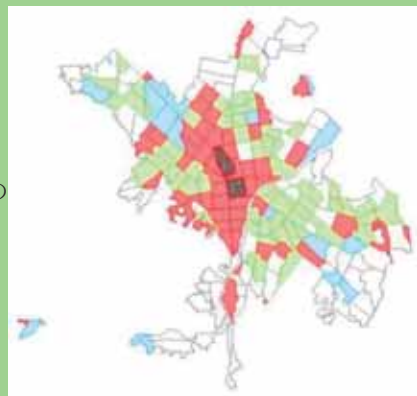


要素3 身近な公園の整備水準（公園の状況）

全市平均値との比較

- ①1人あたりの住区基幹公園面積
- ②1,000㎡以上の街区公園及び、その他の公園における“地域に必要な公園機能を満たす場所”の誘致圏カバー率

分類	指標
赤	①②両方とも平均値未滿
黄	①だけが平均値未滿
青	②だけが平均値未滿



※1【複合型高度利用市街地】おおむね環状通の内側と地下鉄の沿線、地域交流拠点に位置づけられているJR駅の周辺

【2】公園の配置バランスを基にした、整備効果が高い地域の抽出

要素4 1,000㎡以上の街区公園等の空白域

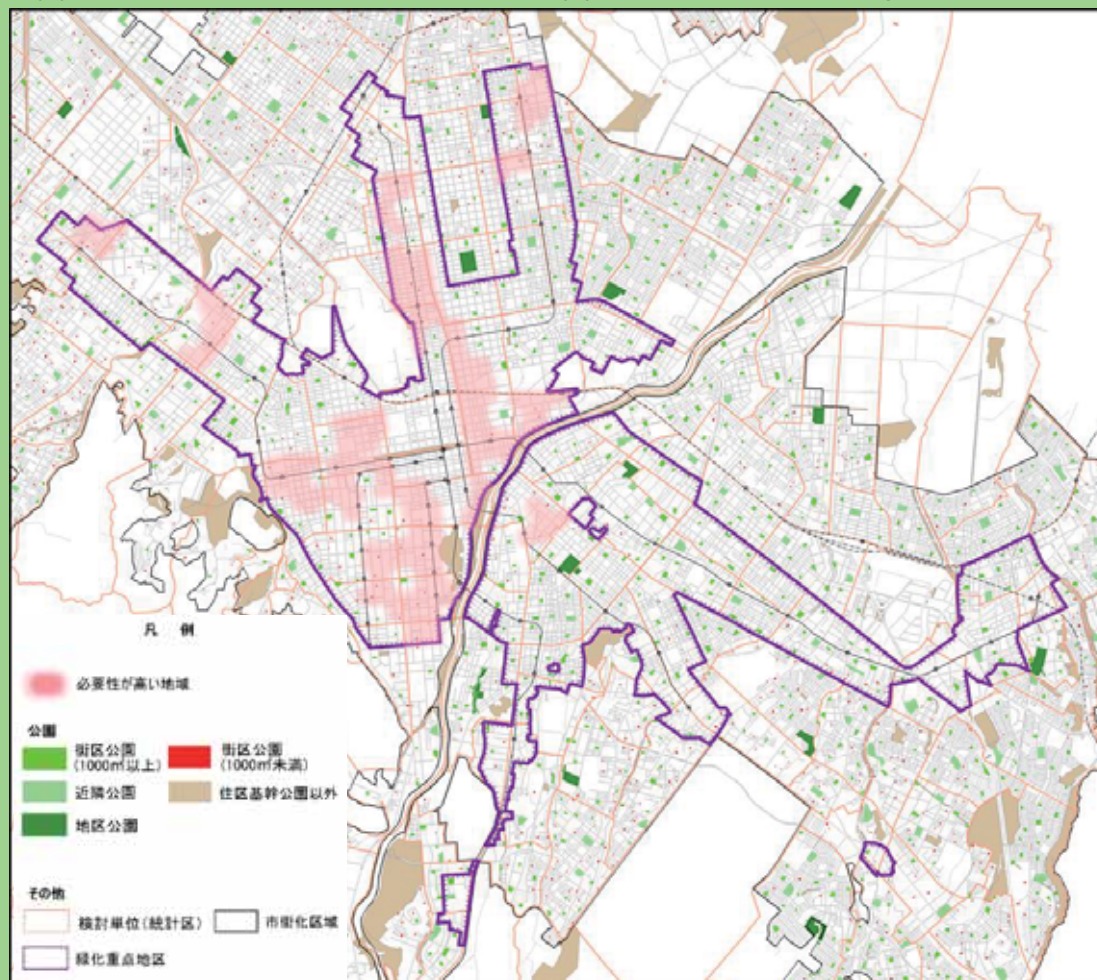
1,000㎡以上の街区公園及び、その他の公園における“地域に必要な公園機能を満たす場所”の誘致圏に覆われていない地域(空白域)がまとまってあり、さらに土地利用が住居系もしくはマンション等が多く立地する商業系地域を、整備効果が高い地域とする。



分類	誘致圏の状態
	まとまった空白域(住居・商業系)
	まとまった空白域(工業系等)
	地域の核となる公園等の誘致圏

【1】【2】によって抽出された地域が、公園の必要性(公園整備の効果)が高い地域です

公園の必要性が高い地域(地域特性に応じた公園整備のシミュレーション結果)



※今後の人口動態やまちづくりの方向性等を踏まえて、各地域は随時見直しを図ります。
 ※なお、新規整備等は、地域のニーズや特性、公園以外のみどりのオープンスペースの整備状況等を総合的に考慮し、その必要性を個別に判断します。

■ 市民緑地認定制度

平成 29 年（2017 年）6 月に都市緑地法が改正され、NPO 法人や企業等の民間主体による緑地や広場の整備を促す制度「市民緑地認定制度」が創設されました。

【概要】

民有地等を地域住民の利用に供する緑地として設置・管理する者が、設置管理計画を作成し、市区町村長の認定を受けて、一定期間当該緑地を設置・管理・活用する制度。



【例.コクーンシティ コクーンひろば（さいたま市）】

出典：片倉工業株式会社ホームページ

(2) 拡張

拡張

- ①新規整備の考え方に準じて実施します。
- ②拡張の対象とする既存の公園は、基本的に 1,000 m²未満の街区公園とし、拡張によって、「地域に必要な公園機能」を一通り確保することを目指します。

【①について】

- 土地の整形(防火水槽^{※1}敷地等との一体化、接道の改善^{※2}等)、既存施設・樹木の保全等、既設公園の課題の改善が必要な場合など、特別な事情がある場合は別途検討します。



【北 24 条第 1 公園（街区公園）・北区・

拡張前 654 m²（左写真：拡張予定地）⇒拡張後 1,251 m²（右写真）】

※1【防火水槽】消火用の水を地中に蓄えておくための水槽

※2【接道の改善】道路との接道状況において、通常の公園利用や避難場所としての利用のしやすさを高めるため、出入口の幅や数を改善すること

(3) 機能分担・統合

機能分担・統合

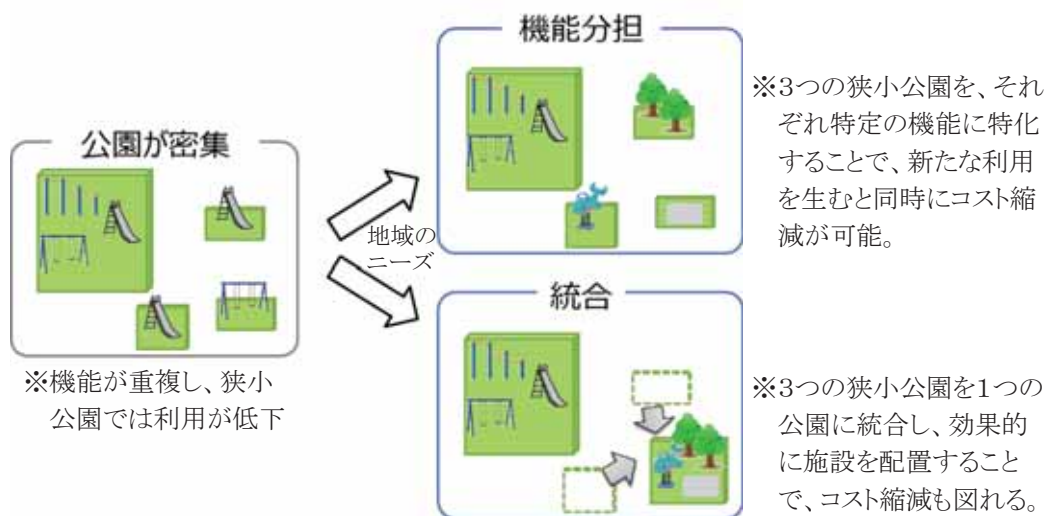
- ①公園が密集している地域においては、機能分担を図ります。
- ②特に地域のニーズが高く、公園の機能向上やコストダウン等が大きく、まちづくりにも寄与するようなケース等、効果が十分に見込める場合に限定して統合を検討します。

【①について】

- 公園が密集している地域では同じような遊具が重複するため、利用が低下している狭小公園が見られますが、機能分担により、広場主体の憩いの場となるなど地域ニーズに合わせた機能となることで、新たな利用が生まれます。また、機能重複の解消により遊具等の施設総量が抑制されることで、コスト削減を実施することができます。(機能分担に関する説明はP37)
- 機能分担は、公園の密集する地域で効果的な整備を行うことができ、実効性が高いといえます。

【②について】

- 「統合」の効果は大きいものの、その実現には課題が少なくありません。実現が十分見込めるケースは、区画整理事業等の面的なまちづくりの事業であるほか、地域から積極的な要望があり、地域全体で十分な合意が得られていること、広い公園が不足する地域であること等の条件がそろう場合といえます。
- 標準面積、配置バランスの適正化に配慮します。



4-2 公園の『種類』ごとの施策

ここでは、公園の種類ごとに、その将来像を実現するための施策を示します。

また、種類間の柔軟な活用として、例えば地域に街区公園が不足している場合、他の公園種類が街区公園の機能を補う「公園の種類間の機能の補完」についても示します。

下の表は、公園の種類ごとの施策の要旨をまとめたものです。

【公園の種類ごとの施策】







公園種類	主な将来像	施策				
		内容	整備手法			
			全面再整備	部分再整備	施設更新	
		不足する場合は確保				
(1)街区公園【P37】	1,000㎡以上は「地域に必要な公園機能」を確保	機能分担とメリハリがつけられている	3			
			地域のコアとなる公園	○	○	○
			機能特化公園	○	○	○
(2)近隣公園【P43】		地域の中心であり、小学生にとって校区内の中心	○	○	○	
(3)地区公園【P44】		特徴・個性が活かされている	×	○	○	
(4)総合・運動公園【P46】	コンセプトや個性を活かし、市民や観光客等の訪れる公園に	魅力を維持・向上	×	○	○	
(5)都市緑地【P47】	公園ごとの状況に応じた利用もされている	本来の機能に加え、他の公園種類の性質等に近い場合はその方針を適用	*	*	○	
(6)特殊公園、緩衝緑地、緑道【P47】	それぞれの状況に応じた機能を持つ	個別の公園ごと検討。他の公園種類の性質等に近い場合はその方針を適用	*	*	○	

○：実施できる（公園種類ごとの整備手法の方針に沿って再整備手法を選択する）

×：基本的に実施しない

*：状況によっては実施（P47）

○ 「全面再整備」「部分再整備」「施設更新」のイメージ

		面的な機能再編（再整備）		単体の整備
		全面再整備	部分再整備	施設更新
整備前				
		テニスコート 使われていない ゲートボール場		
整備後				
		多目的 広場 スキー山 公園全面の再整備を実施	芝生 広場 幼児向け 遊具広場 利用の少ない部分など、一部エ リアの再整備を実施	老朽化などに伴う、施設単体の 更新

次ページから、公園の種類ごとの施策について、個別に示します。

(1) 街区公園

将来像の実現に向けた整備内容

- ① 1,000 m²以上の公園において、「地域に必要な公園機能」が満たされていない場合は、その整備を進めます。
- ② 街区公園を「地域の核となる公園」「機能特化公園」「その他の街区公園」に分類し、機能分担を行うことでメリハリをつけながら、効果的な整備を進めます。
- ③ 狭小公園しかない地域では、近接する複数の公園で、機能を分担し合うことで、「地域の核となる公園」に相当する機能の確保を目指します。
- ④ その他の街区公園は、基本的に現状ある公園機能を維持します。

【②について】

○公園が密集している地域では同じような遊具が重複するため、利用が低下している狭小公園が見られますが、機能分担により、広場主体の憩いの場となるなど地域ニーズに合わせた機能となることで、新たな利用が生まれます。また、機能重複の解消により遊具等の施設総量が抑制されることで、コスト削減を実施することができます。

【③について】

○例えば、近接する2つの公園において、一方の公園は遊具に特化し、もう一方の公園は広場と休憩施設に特化する等の整備となります。

○『地域の核となる公園』『機能特化公園』『その他の街区公園』

機能分担を行うため、街区公園を3つに分類します※1。

・「地域の核となる公園」

1,000 m²以上の街区公園のうち、周辺に当該公園より大きな公園が少なく、地域利用の中心となる公園

・「機能特化公園」

1,000 m²未満の街区公園のうち、「地域の核となる公園」の誘致圏 250m内にあり、周辺に当該公園より大きな公園が多い公園

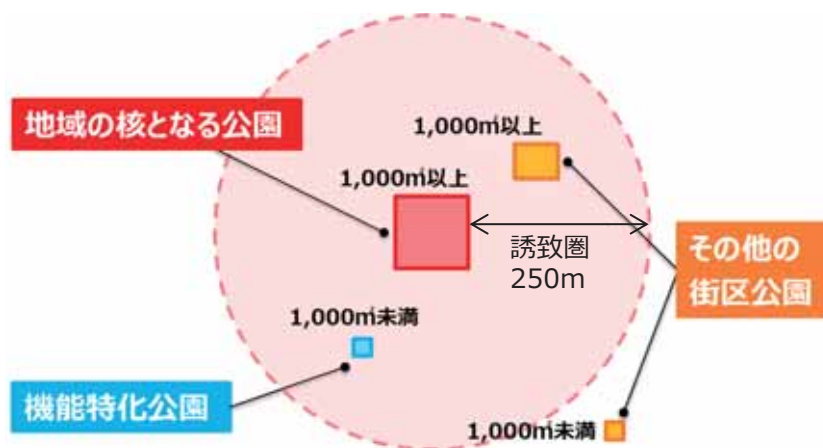
・「その他の街区公園」

いずれにも該当しない公園

※1 P38 の表や図、「参考資料」 P67 資料 h 「街区公園の機能分担のイメージ」 参照

【本方針における、街区公園の機能分担（3分類）】

		地域の核となる公園	機能特化公園	その他の街区公園
基本指標	面積	1,000㎡以上	1,000㎡未満	その他
	当該公園より大きな公園の周辺配置状況	少ない	多い（地域の核となる公園の誘致圏内）	
概要	趣旨	・多面的な機能を確保 ・レクリエーション機能を重要視	・機能を絞り込む ・遊具等に頼らない整備	現状の公園機能を維持
	整備手法	全面再整備 部分再整備 施設更新	全面再整備 部分再整備 施設更新	施設更新



【街区公園の3分類の規模・配置のイメージ】

※上記の表及びイメージは、標準的なケースを示したものであり、各公園の整備を行う際には、周辺公園の施設状況や公園間の距離、地域ニーズなどを踏まえて、必要な機能を決定する。

地域の核となる公園

- ① 地域利用の中心となる公園として、地域のニーズに合った多面的な機能を積極的に確保します。
- ② 「地域に必要な公園機能」を一通りそろえることを基本としつつ、子どもの重要な遊び場として、遊具等のレクリエーションの機能を重要視した整備を行います。

○ 近隣公園や地区公園等、街区公園以外の種類の公園は、その整備内容や状況等によっては「地域の核となる公園」を代替します。

機能特化公園

- ①面積が小さく、「地域に必要な公園機能」の十分な確保ができない中、効果的に利用を生み出すため、機能を絞り込み、特定の利用に特化させます。
- ②「地域の核となる公園」と機能を分担し、遊具等に頼らない整備を行います。

○地域のニーズに合った、特化した機能を設定します。

《例》

- ・「やすらぎ」…芝やベンチ主体の整備。高齢者や乳幼児等のためのやすらぎの場として利用。
- ・「広場」…広場主体の整備。地域コミュニティや、遊具に頼らない子どもの遊びの場として利用。冬季の雪置き場の範囲拡大にも繋がる。

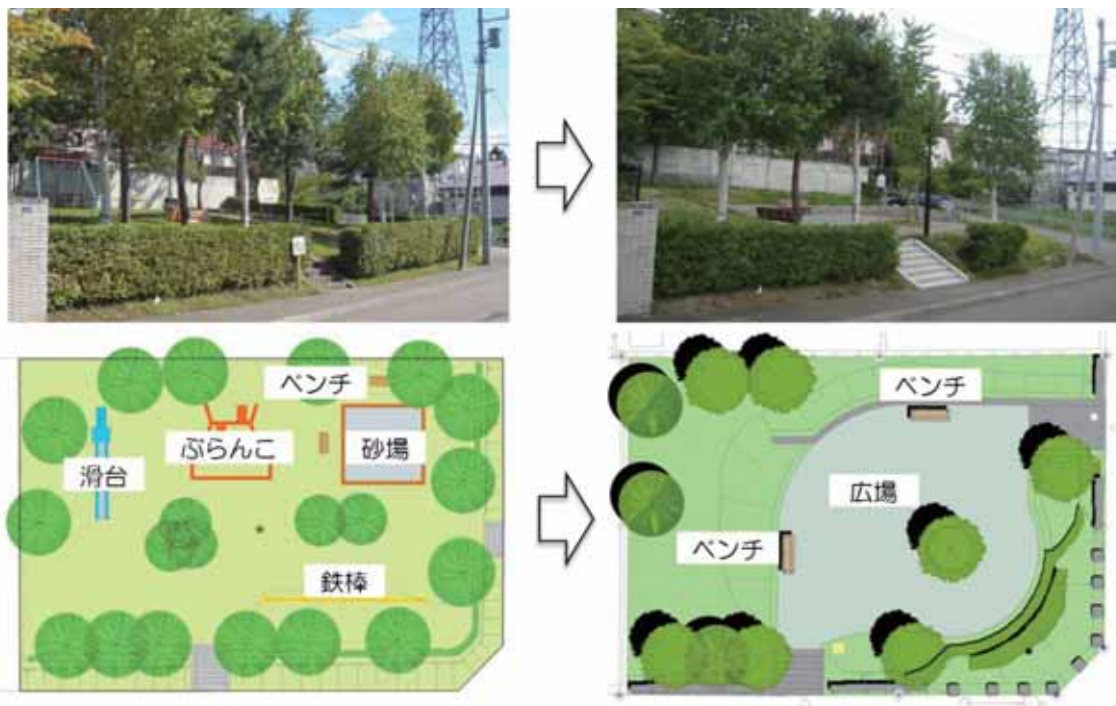
○町内会等が主体で継続性のあるコミュニティ活動等を行う場合は、その内容に応じた特化した機能を設定します。

《例》

- ・「コミュニティガーデン」…地域住民が植栽、維持管理活動を通して交流できるガーデンを主体とした整備。



【コミュニティガーデンのイメージ（北の沢コミュニティガーデン）】

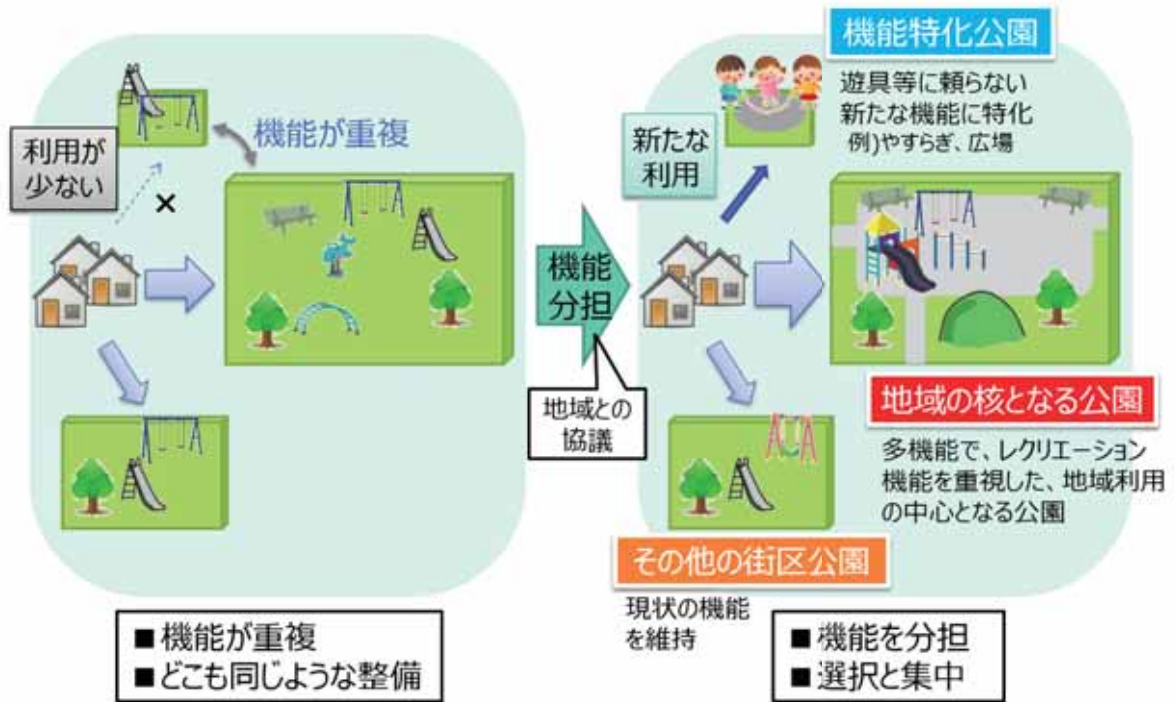


【機能特化公園の整備イメージ「全面再整備」（藻岩ころころ公園・南区・338㎡）】

※「やすらぎ」機能に特化した整備

その他の街区公園

基本的に、現状ある機能を維持します。



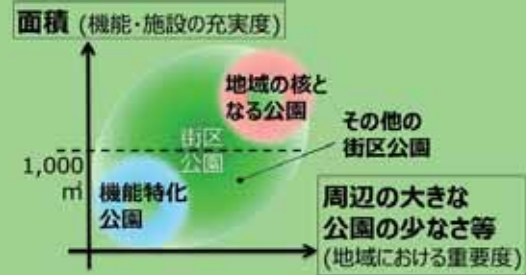
【街区公園の機能分担のイメージ】

■ 機能分担に用いる2つの指標

「地域の核となる公園」と「機能特化公園」の選択にあたっては、主に以下の2つの指標を用います。

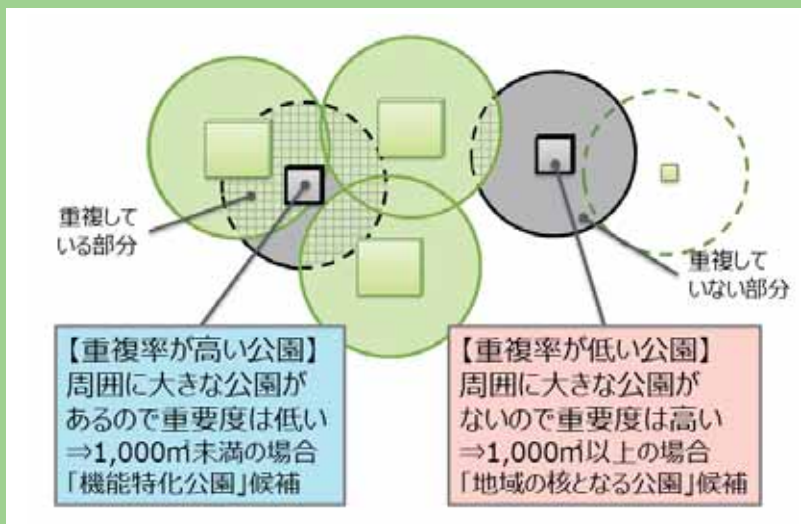
指標① 面積

「地域に必要な公園機能」を最低限確保できる公園の面積である 1,000 m²以上の公園を「地域の核となる公園」の候補とし、1,000 m²未満の公園を「機能特化公園」の候補とします。



指標② 周辺の大きな公園の少なさ

周辺の公園の規模や配置によって、公園の地域における重要度は変わり、利用量等に影響を及ぼします。そこで、誘致圏重複率^{※1}を設定し、周辺の大きな公園の少なさをはかります。



【誘致圏重複率のイメージ】

上記指標①②のほか、河川や線路等の分断要素や、立地条件等から、総合的に判断します。

※1【誘致圏重複率】当該公園の誘致圏が、より面積の大きい公園の誘致圏と重複する割合

整備手法

- ①「地域の核となる公園」及び「機能特化公園」は、施設の老朽化状況や地域ニーズの変化等を総合的に勘案し、機能再編が必要と判断される場合は、地域ニーズを把握しながら、全面再整備を中心に行います。
- ②「地域の核となる公園」及び「機能特化公園」の老朽化した施設は、今後の再整備の見通しを考慮した上で、個別の施設更新等を実施します。
- ③「その他の街区公園」については、機能再編を行わず、老朽化に伴う施設更新等を実施します。

【①について】

- 機能分担を効果的に進めるため、基本的に、「地域の核となる公園」とその誘致圏内の「機能特化公園」は、整備内容の検討を一体的に進めます。「地域の核となる公園」を近隣公園等が代替する場合においても、同様です。

【②について】

- 当面の再整備の計画がない場合は施設更新を実施し、再整備の計画が予定されている場合は施設更新を再整備まで保留します。ただし、状況に応じて、使用禁止の処置や撤去による安全確保は先行して実施します。

(2) 近隣公園

将来像の実現に向けた整備内容

- ①「地域に必要な公園機能」が満たされていない場合は、その整備を進めます。
- ②近隣公園には、特に下記の施設整備を重視します。
 - I ボール遊びや地域のイベントの実施が可能な大型広場、冬の遊びができるスキー山等、広い面積を活かした施設
 - II 街区公園よりも、対象年齢が幅広い遊具施設

【②について】

○近隣公園で重視する施設を検討する際は、小学校区を意識します。身近な公園にとって重要な利用者である小学生にとって、小学校区は実質的な行動範囲となります。

例)ある小学校区内の近隣公園を再整備する際、小学校が誘致圏から外れていても意見を聴取



【多目的広場（新琴似中央公園・
北区・11,490 m²）】



【スキー山（北野中央公園・
清田区・29,705 m²）】

整備手法

- ①近隣公園に必要な機能の充足状況や、施設の老朽化状況、地域ニーズの変化等を総合的に勘案し、機能再編が必要と判断される場合は、地域ニーズを把握しながら、全面再整備や部分再整備を行います。
- ②老朽化した施設については、今後の再整備の見通しを考慮した上で、個別の施設更新等を実施します。

【②について】

- 当面の再整備の計画がない場合は施設更新を実施し、再整備の計画が予定されている場合は施設更新を再整備まで保留します。ただし、状況に応じて、使用禁止の処置や撤去による安全確保は先行して実施します。

(3) 地区公園

将来像の実現に向けた整備内容

- ①「地域に必要な公園機能」が満たされていない場合は、その整備を進めます。
- ②街区・近隣公園よりも幅広い利用目的に対応する施設（大型の芝生広場、長距離の周回園路等）を特に重視します。
- ③特徴や個性を踏まえた上で、施設の整備を検討します。

【②について】

- 住区基幹公園である本来の位置づけを踏まえ、機能再編等の機会に施設を追加するときには、全市民の利用を想定した有料運動施設よりも、徒歩圏の住民が利用する施設等を優先させます。

【③について】

- 樹林が多い地区公園で、他の個性を持つ地区公園に比べ利用量が少ない場合でも、樹林自体が大切な個性であることから、無理に樹林を切り開き遊具広場を拡大して利用量を増やすようなことは行いません。



【大きな芝生広場（明日風公園・
手稲区・47,569 m²）】



【周回園路（熊の沢公園・
厚別区・74,625 m²）】

整備手法

- ①現在の特徴、個性を活かすことから、根本的な機能再編（全面再整備）は行わないが、地区公園に必要な機能の充足状況や、施設の老朽化状況、地域ニーズの変化等を総合的に勘案し、機能再編が必要と判断した場合、地域ニーズを把握しながら、部分再整備を行います。
- ②老朽化した施設については、今後の再整備の見通しを考慮した上で、個別の施設更新等を実施します。

【②について】

- 当面の再整備の計画がない場合は施設更新を実施し、再整備の計画が予定されている場合は施設更新を再整備まで保留します。ただし、状況に応じて、使用禁止の処置や撤去による安全確保は先行して実施します。

(4) 総合公園、運動公園

将来像の実現に向けた整備内容と整備手法

各公園のコンセプト等に基づき、魅力を維持・向上できるような整備を進めます。このため、根本的な機能再編（全面再整備）は行わず、老朽化に伴う施設更新を基本としますが、魅力向上のため必要に応じて、部分再整備を実施します。



【前田森林公園・手稲区・597,258 m²】

(5) 都市緑地

将来像の実現に向けた整備内容と整備手法

緑の保全等のため、基本的に機能再編は行わず、老朽化に伴う施設更新を実施します。なお、他の公園種類の性質・規模に近い場合は、該当する公園の種類の整備内容や整備手法を適用します。

○他の公園種類の適用例

- ・街区公園のように利用されている都市緑地 → 街区公園の方針を適用
- ・多くの市民や観光客等が訪れるような、大型の都市緑地
→ 総合公園、運動公園の方針を適用



【街区公園の方針を適用（新川見はるかす緑地・北区・8,518 m²）】

(6) 特殊公園、緩衝緑地、緑道

将来像の実現に向けた整備内容と整備手法

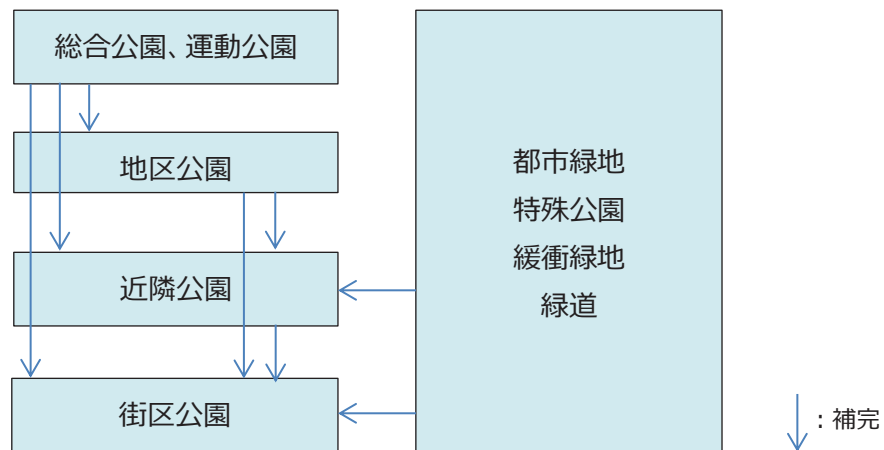
個別の公園ごと、整備内容や整備手法を検討し、実施していきます。なお、他の公園種類の性質・規模に近い場合は、該当する公園の種類の整備内容や整備手法を適用します。

(7) 公園の種類間の機能の補完

他の公園種類による街区公園、近隣公園機能の補完

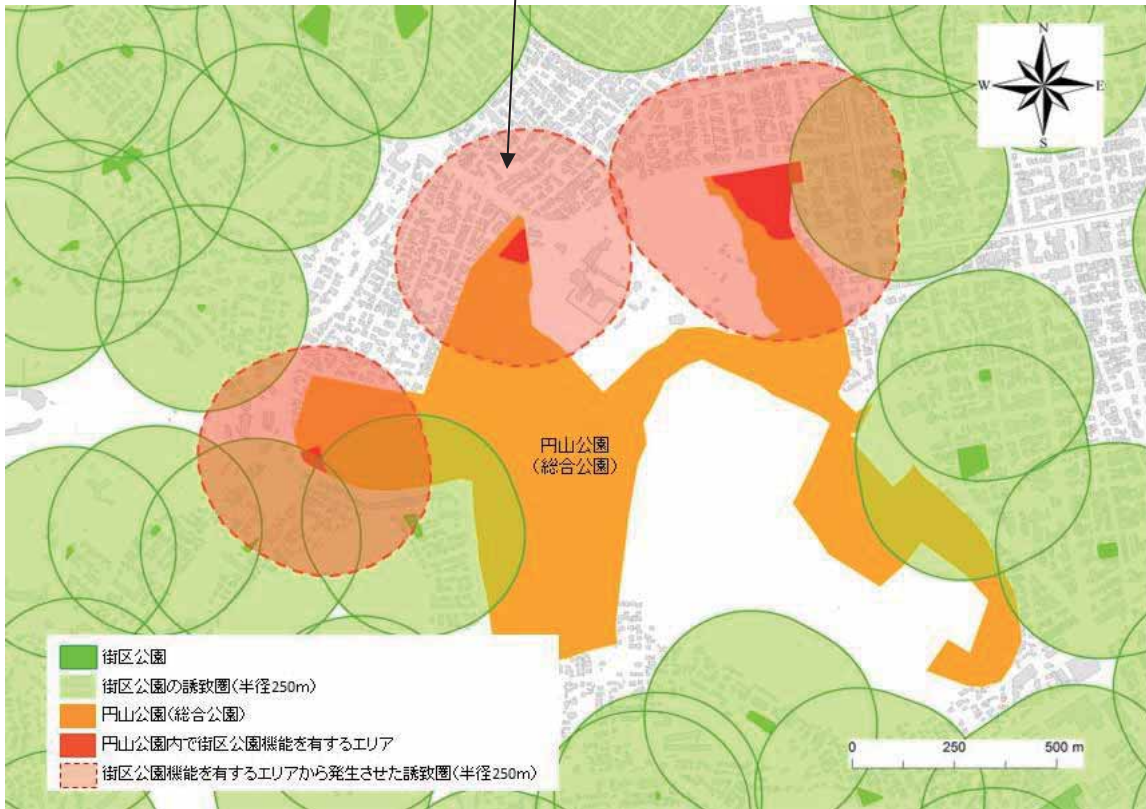
地域に、街区公園や近隣公園の機能が不足する場合で、周辺に他の種類の公園がある場合は、その公園を活用して補完することを進めます。

- ここでいう「補完」とは、街区公園や近隣公園が地域にないときに、遊具等、本来地域にあるべき施設を、当該地域の他の公園種類内の遊具等をもって、「みなし」として、代わりに補う考えです。
- 機能を追加して補完を行うのは、公園種類ごとに求められる機能が確保されており、さらに面積等に余裕がある場合に限りです。
- 既に都市緑地等を用いて補完がされている場合、現在の利用状況や周辺の公園の状況等に合わせ見直しを行い、必要に応じて、補完している遊具等の施設を、緑等の本来求められる施設に戻すことを検討します。



【公園種類間の運用イメージ】

街区公園がないこの地域は、円山公園
によって、街区公園の機能が補完される



【街区公園の機能が不足する地域での、総合公園による補完の例（円山公園・中央区・688,467 m²）】
円山公園内の“街区公園機能を有するエリア”によって、機能が不足している状況は概ね解消される。

4-3 公園の『施設』に関する施策

公園の施設の将来像を実現するための、施策を示します。

将来像	施設に関する、札幌市全体の施策		
	分類	内容	
①適切な施設配置、持続可能な施設総量となっている。	(1)公園施設の適正化【P51】	①低コストで耐用年数の長い施設の採用	
		②施設量のコントロールや、配置の見直し	
②計画的な整備や維持管理によって、施設の安全性を確保	(2)札幌市公園施設長寿命化計画の活用【P53】	①長寿命化計画の効果的な活用	
		②安全規準の適合	
③利用者にやさしい公園	(3)バリアフリー化等【P54】	①バリアフリーの基準に適合	
④公園の機能に関する他分野との連携が図られている。		②更新時のほか、再整備の機会に実施	
		③大通公園等の主要な公園におけるトイレの洋式化やピクトグラムを用いた分かりやすい案内表示の実施	
		(4)緑の確保と景観への配慮【P55】	①良好な緑空間の形成
			②③景観に配慮した整備
	(5)防災【P56】	札幌市の全体計画に沿って整備	
⑤冬季も屋外で公園が活用	(6)冬季の利用【P57】	雪遊び等ができるような整備	

(1) 公園施設の適正化

公園施設の適正化

- ①同種類の施設でも、低コストで耐用年数の長い施設の採用を優先します。
- ②公園の種類、規模や周辺の状況、利用量などから、費用対効果に見合う施設となっているかを検討し、施設撤去などによる公園施設総量のコントロールや、必要性に応じた配置の見直し等を進めます。

【全体について】

○公園施設の適正化は、更新費だけではなく維持管理費の低減にも寄与するような視点で検討します。

【①について】

○遊具を木製ではなく鋼製とする等、耐用年数が長い材料にするほか、外柵にフェンスではなく石を用いる等、破損しにくい施設にすることも効果があります。

【②について】

○公園の種類誘致圏等を十分に考慮します。

例) 近隣公園は半径 500m圏内に住む住民による利用を想定しており、その圏外から多数の利用があるような大規模な遊具等は設置しない。

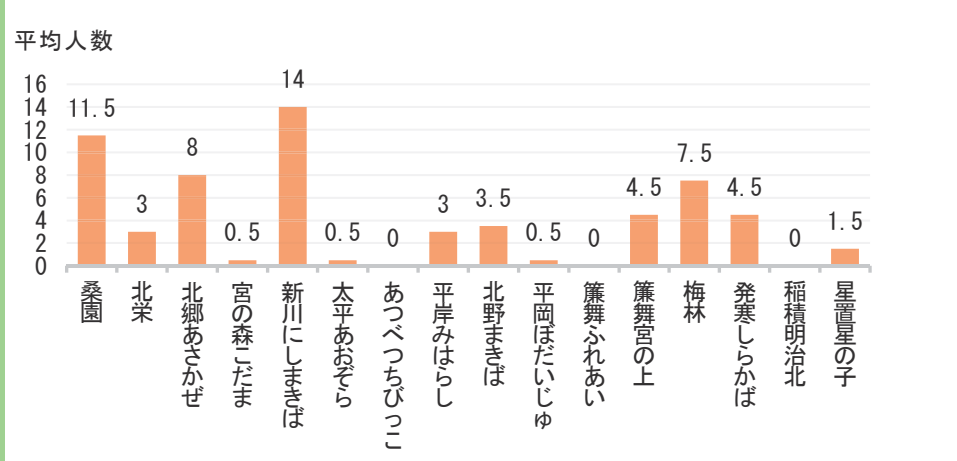
○街区公園の分類や、他の公園種類への補完の状況にも考慮します。

例) 地域の核となる公園は、地域の中心となる公園となるので、街区公園の中でも、遊具等を重要視した整備を行う。

例) 街区公園が少ない地域における都市緑地は、その機能を補完するものとして、遊具等を重要視した整備を行う。

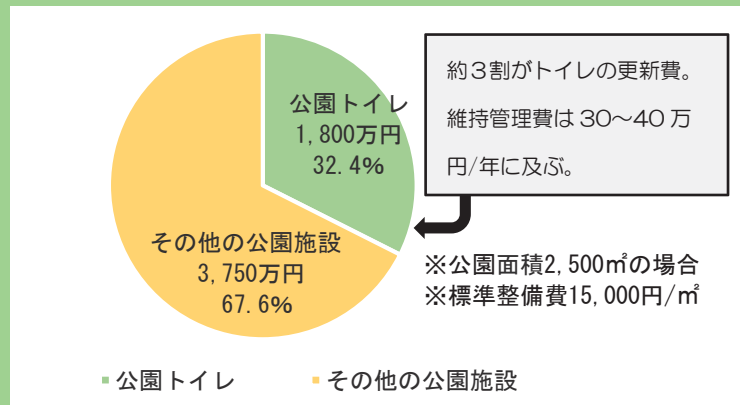
■公園トイレのあり方

(状況) 政令指定都市の中で最も多い 900 棟近くの屋外の公園トイレを有し、そのうち 5 割以上を占める街区公園等の小規模な公園のトイレの中には、ほとんど利用が見られないものがあるなど、公園によって偏りがある。



【公園内施設利用者のトイレの利用状況（2日間平均）】

※調査方法：平成 30 年（2018 年）、各公園で平日・土日各 1 日の 2 日間、6 時から 17 時まで計測



【平均的な街区公園における、全面再整備工事費に占める公園トイレ更新費の割合】

- (方針) ①街区公園等の小規模な公園のトイレは、更新時に利用状況や周辺地域の実態把握を行い、利用の少ないトイレは廃止を前提に検討する。また、基本的にトイレの新規設置を行わない。
- ②街区公園以外の公園のトイレは、利用状況や配置等を考慮した上で、必要に応じてその数や配置の適正化を図る。

なお、このほかの事項についても、適宜、必要に応じて公園施設の適正化を図る。

(2) 札幌市公園施設長寿命化計画の活用

本市では、公園施設の長寿命化計画を平成28年(2016年)3月に策定し、市内の全ての公園を対象に、全施設の効果的、効率的な整備や維持管理に取り組んでいます。

札幌市公園施設長寿命化計画の活用

- ①本市は公園数及び施設数が非常に多いことから、機能分担や施設の適正化などの考え方を、長寿命化計画に反映させ、施設の整備や維持管理を、さらに、効果的、効率的に進めます。
- ②長寿命化計画に基づく定期的な施設点検により、老朽化による劣化状況の改善や、新しい安全規準への適合など、適切な修繕・更新を進めます。

(3) バリアフリー化等

バリアフリー化等

- ①特定公園施設^{※1}の設置や更新にあたっては、「札幌市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例」等^{※2}の基準に適合させることで、バリアフリー化を図ります。
- ②バリアフリー化は、老朽化による更新時のほか、再整備の機会等を捉えて、長寿命化計画に基づいて進めていきます。
- ③外国人観光客等が多い主要な公園では、トイレの洋式化やピクトグラム等によるわかりやすい案内表示を行うなどユニバーサル化^{※3}を進めます。

【②について】

- 「新・札幌市バリアフリー基本構想^{※4}」において重点整備地区^{※5}内の生活関連施設^{※6}となっている公園については、道路(生活関連経路^{※7})等と連携してバリアフリー化を進めます。



【園路】



【駐車場】



【トイレ】

- ※1【特定公園施設】 出入口から主要な公園施設等までの園路、休憩所、駐車場、トイレ、水飲場、管理事務所等、バリアフリー新法の基準に適合する必要がある施設
- ※2 この他、「札幌市福祉のまちづくり条例」等も対象となる。
- ※3【ユニバーサル化】「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方にに基づき、ここでは、外国人などの来訪者も含めて、誰もが使いやすいトイレとするため、洋式化や、わかりやすい案内表示とするなど、ハード・ソフト両面に配慮した整備を行うこと。
- ※4【新・札幌市バリアフリー基本構想】生活関連施設が集積する地区等において、重点的かつ一体的にバリアフリー化を推進するために策定された構想
- ※5【重点整備地区】バリアフリー基本構想において、重点的かつ一体的にバリアフリー化を進めることとした地区
- ※6【生活関連施設】高齢者、障がい者等が利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設
- ※7【生活関連経路】生活関連施設間を結び、特にバリアフリー化を進める道路

(4) 緑の確保と景観への配慮

公園の緑は、都市の環境保全や景観向上に大きな役割を果たしています。

特に、景観の面では、公園が季節感を享受できたり、良好な街並みを形成する効果があるなど重要な空間であると言えることから、景観に配慮した整備が必要です。景観に配慮して整備することにより、公園の魅力向上にも寄与します。

緑の確保と景観への配慮

- ①今後の公園整備にあたっては、公園樹木を適切に植栽または確保し、良好な緑空間の形成に努めます。
- ②公園の種類や地域特性を踏まえ、景観に配慮した整備をします。
- ③公園から街並みや山並みなどを眺望する機能がある場合は、十分に配慮します。

【①について】

○詳細は「市街地に設置する公園における植栽設計指針(平成18年(2006年))^{※1}」によります。



【烈々布公園（街区公園）・東区・3,136㎡】



【創成川公園（特殊公園）
・中央区・18,245㎡】



【旭山記念公園（特殊公園）
・中央区・202,760㎡】

※1【市街地に設置する公園における植栽設計指針】主として札幌市の市街地に設置する街区・近隣公園を対象とした、植栽計画検討にあたっての設計者向けマニュアル

(5) 防災

本市の公園は、「札幌市避難場所基本計画^{※1}」において、指定緊急避難場所^{※2}か一時避難場所^{※3}に指定され、地震や大災害の災害時に一時的に退避して身の安全を確保する避難場所として使用されます。一定期間の滞在を見越した指定避難所（基幹・地域）^{※4,5}には、指定されていません。

避難場所に指定されている公園

- ①札幌市避難場所基本計画に定められている避難場所の機能に沿って整備を進めます。
- ②避難者の安全を確保するため、面積の大きい公園等では、老朽化施設の更新や広場等の確保を重点的に進めます。

○本市の公園は、指定緊急避難場所や一時避難場所に指定されていることから、防災上、広場が重要な施設となります。

※1【札幌市避難場所基本計画】「札幌市地域防災計画」に基づき、避難場所等について整備方針を定めた計画

※2【指定緊急避難場所】災害から身を守るため緊急的に避難する場所。災害の種類ごと（洪水災害、土砂災害、地震災害、大規模な火事）に指定（市立小中学校、区体育館、大規模な公園等）

※3【一時避難場所】地震発生時に避難が必要な場合、一時退避し身の安全を確保する場所又は地域で一時集合して安否確認等を行う場所（公園や市立小中学校のグラウンド等）

※4【指定避難所（基幹）】滞在スペースを有する指定緊急避難場所については、指定避難所（基幹）を兼ね、災害の危険がなくなるまで一定期間滞在し、又は災害により自宅へ戻れなくなった被災者等が一時的に滞在する施設（市立小中学校、区体育館等。公園は含まない）

※5【指定避難所（地域）】災害の危険がなくなるまで一定期間滞在し、又は災害により自宅へ戻れなくなった被災者等が一時的に滞在し、指定避難所（基幹）を補完する施設。（状況に応じて開設。地区会館、高校、寺社等）

(6) 冬季の利用

本市では冬季、降雪のある期間が長いことから、冬季の公園利用についても、十分に考慮する必要があります。

冬季の利用

冬季に、スキーや雪遊びができる築山や広場のある整備に配慮します。

- 特に、近隣公園や面積の大きい街区公園には、そり滑り等が可能な、高さがある安全な築山(スキー山)の設置に努めます。
- 一定の広場がある公園において、地域の要望のもと、利用ルールの覚書が取り交わされた場合は、雪置き場として冬季に開放します。



【農試公園（運動公園）・西区・123,667 m²】

第5章 運用にあたって

本方針を進めていく上で、下記の点に留意します。

5-1 地域ニーズ

公園は、面積、地域特性等状況が様々であり、地域ニーズも多様です。したがって、本方針を全体の考えとして確立しながらも、これまでの個々の公園整備、再整備に加え、複数公園の機能分担による再整備や、トイレ等既存施設の見直しなどの各整備にあたっては、基本的に地域ニーズを把握しながら、検討を進めていきます。

【地域ニーズをとらえる手法の例】

公園整備の内容や周辺住民への影響度、施設の利用者層や、地域の将来的な人口動態等を踏まえて、適切な手法や対象者を選択することが重要です。

【手法例】

- ワークショップ※1
- 住民説明会
- アンケート

【対象例】

- 利用想定範囲の居住者
- 小学校や幼稚園等の子どもの施設
- 公園の利用者に直接聴取



【住民ワークショップのようす】

※1【ワークショップ】自由意見や参加者間の共同作業を通じて、合意形成を図るもの。

5-2 公園の管理運営

人口減少や少子高齢化、厳しい財政制約を背景に、国土交通省では「新たなステージに向けた緑とオープンスペース政策の展開について」※1 をとりまとめました。このうち公園の「管理運営」については、「民との連携を加速する」ことと「都市公園を一層柔軟に使いこなす」ことを重視すべき観点として挙げられ、これらの考えのもと平成29年（2017年）に、公募設置管理制度（Park-PFI）※2 創設等の都市公園法の改正が行われました。

本市では、このような国の動向等を踏まえ、令和2年（2020年）に「第4次札幌市みどりの基本計画」を策定し、民間活力導入等により、整備や維持管理のコスト縮減に繋げ、公園の特性に応じたサービス向上や持続可能な管理運営を推進することとしています。

今後、民間活力等による「管理運営」施策の導入を進めながら、それに応じた「整備」の考えを検討していくこととし、必要に応じて本方針の見直しを図っていきます。

【公園の主な管理運営施策】

- 民間活力の導入
指定管理者制度、公募設置管理制度（Park-PFI）、管理許可制度、PFI等
- 市民団体等との連携
町内会による清掃、ボランティア団体による花壇植栽等
- 他の公共的施設との連携
施設配置の集約化、施設の多機能化等

※1 「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会」最終とりまとめ

※2 【公募設置管理制度（Park-PFI）】飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行うものを、公募により選定する制度

5 - 3 方針の効果検証

実際に整備を進めていく中で、本方針の効果を検証する必要があります。

「札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン 2019^{※1}」等の中期実施計画に基づき、公園の新規整備やバリアフリー化等、整備事業の進捗について把握するとともに、市民アンケート等を用いて、街区公園の新規整備や機能分担等の効果について把握し、検証を行います。

検証結果を基に、必要に応じて、本方針の見直しや改定を行いながら、公園の魅力をより一層高めていきます。

※1【札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン 2019】令和元～4年度（2020～2023年度）までの4年間を計画期間とし、「札幌市まちづくり戦略ビジョン」のより一層の推進を図るための「中期実施計画」として、本市の行財政運営や予算編成の指針となるもの。

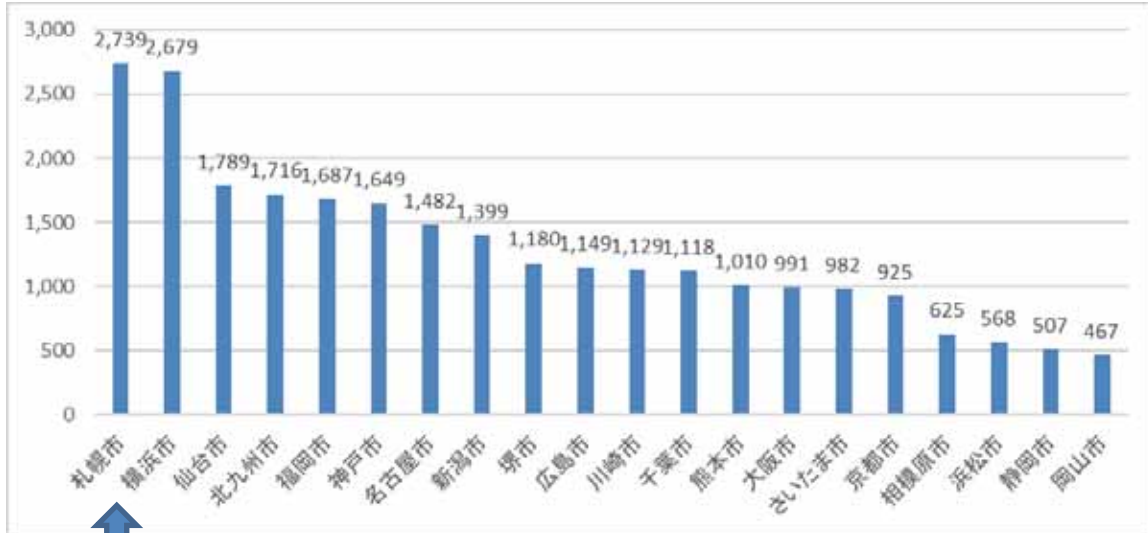
参 考 資 料

- 1 各種資料 63
- 2 「『身近な公園の新規整備方針』策定に向けた
基本的な考え方について（答申）」
（平成 27 年度（2015 年度）緑の審議会） 68
- 3 「『札幌市公園施設長寿命化計画』の策定に向けた
公園施設の基本的な考え方について（答申）」
（平成 26 年度（2014 年度）緑の審議会） 90
- 4 本方針策定の経緯 106

1 各種資料

資料 a 政令指定都市の都市公園数

(箇所)



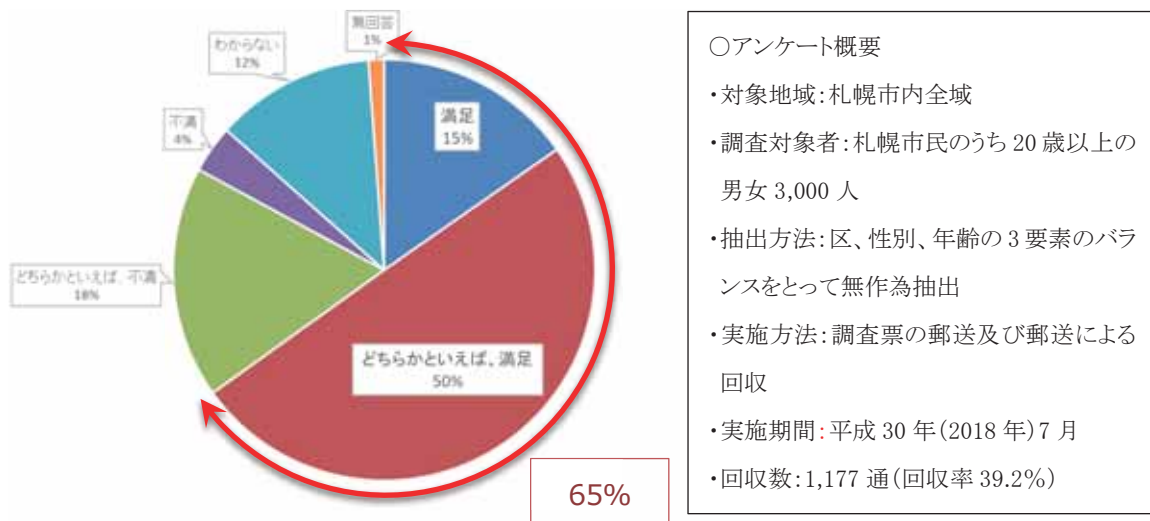
札幌市が最も多い

※平成 29 年度（2017 年度）末時点

出典：国土交通省 都道府県別都市公園整備水準調書 1

資料 b 市民アンケート（平成 30 年度「札幌市みどりに関する市民アンケート調査」）

設問 「身近な公園に対して、総合的に満足していますか」



○アンケート概要

- ・対象地域:札幌市内全域
- ・調査対象者:札幌市民のうち 20 歳以上の男女 3,000 人
- ・抽出方法:区、性別、年齢の 3 要素のバランスをとって無作為抽出
- ・実施方法:調査票の郵送及び郵送による回収
- ・実施期間:平成 30 年(2018 年)7 月
- ・回収数:1,177 通(回収率 39.2%)

資料c 札幌市所管都市公園数と面積

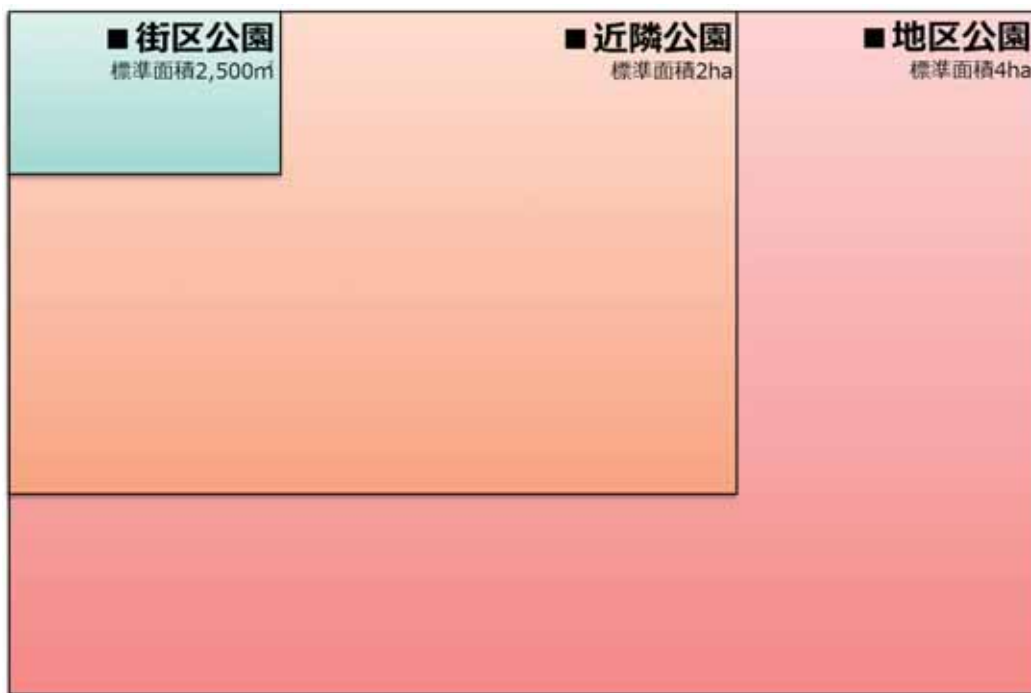
(上段：箇所 下段：面積㎡)

	中央区	北区	東区	白石区	厚別区	豊平区	清田区	南区	西区	手稲区	全市計
街区	111	446	265	166	133	238	216	257	304	271	2,407
公園	167,614㎡	463,258	387,325	345,757	208,452	308,872	292,641	335,357	287,814	321,741	3,118,831
近隣	2	23	17	15	15	8	18	17	16	14	145
公園	28,280	408,947	275,903	208,814	254,640	91,974	341,850	331,938	268,051	243,413	2,453,810
地区	-	5	4	2	2	4	1	1	2	5	26
公園	-	242,547	257,120	87,791	158,823	227,767	69,705	54,733	84,057	241,176	1,423,719
総合	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11
公園	927,323	253,140	1,043,496	194,560	141,676	220,661	663,200	313,240	247,271	597,258	4,601,825
運動	-	1	-	-	1	-	-	-	1	1	4
公園	-	99,325	-	-	131,332	-	-	-	123,667	181,503	535,827
特殊	4	1	-	-	3	1	1	1	2	-	13
公園	309,386	2,757	-	-	41,123	408,961	29,297	389,665	363,184	-	1,544,373
都市	9	18	10	9	14	7	13	15	10	20	125
緑地	423,739	845,992	822,636	528,539	857,790	229,250	711,373	610,024	134,681	942,106	6,106,130
緩衝	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1
緑地	-	-	-	-	-	-	-	-	-	154,783	154,783
緑道	-	2	-	1	-	-	1	-	1	2	7
	-	83,419	-	20,528	-	-	6,263	-	42,894	26,659	179,763
計	128	497	297	194	169	259	251	292	337	315	2,739
	1,856,342	2,399,385	2,786,480	1,385,989	1,793,836	1,487,485	2,114,329	2,034,957	1,551,619	2,708,639	20,119,061

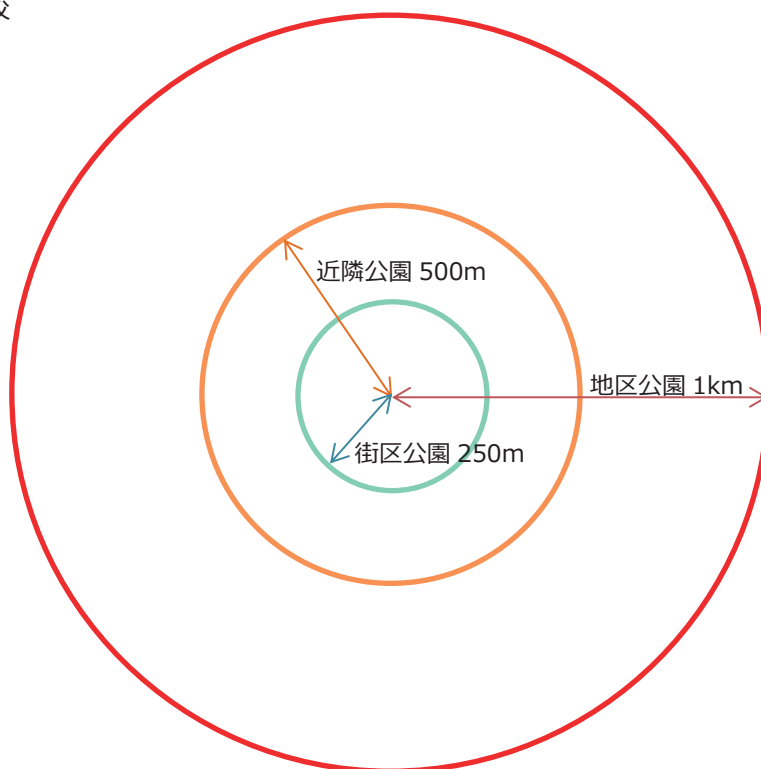
※平成30年度(2018年度)末時点

資料 d 住区基幹公園の標準面積、誘致圏の比較イメージ

■ 面積の比較

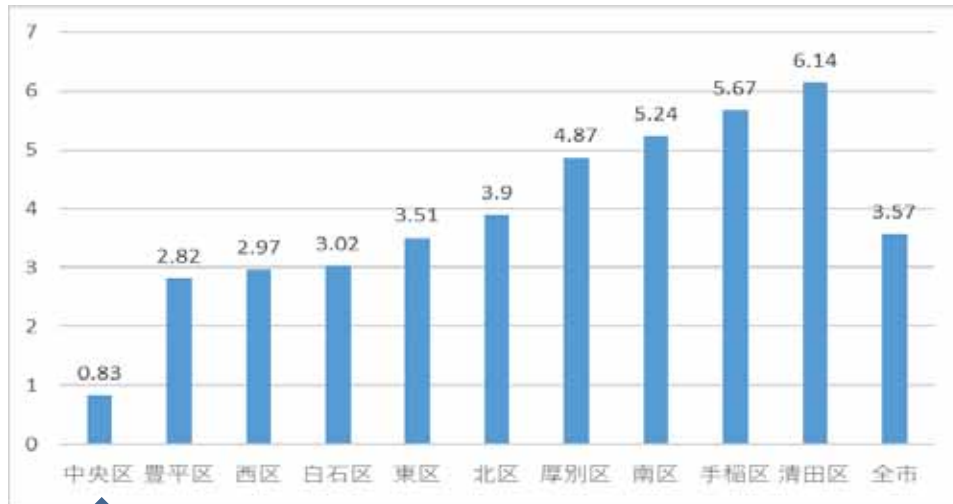


■ 誘致圏の比較



資料 e 区別一人当たりの住区基幹公園の面積

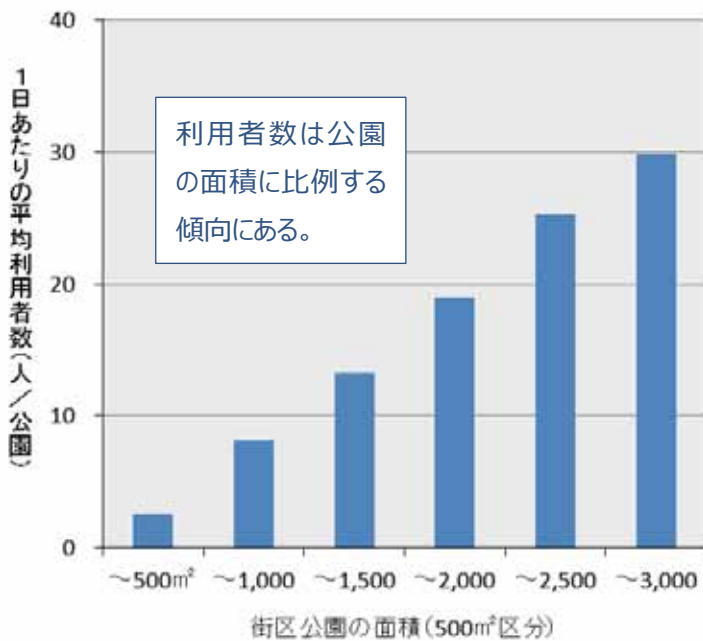
(㎡/人)



※平成 30 年度 (2018 年度) 末時点

既成市街地の多い中央区が、極端に少ない

資料 f 公園利用者数調査

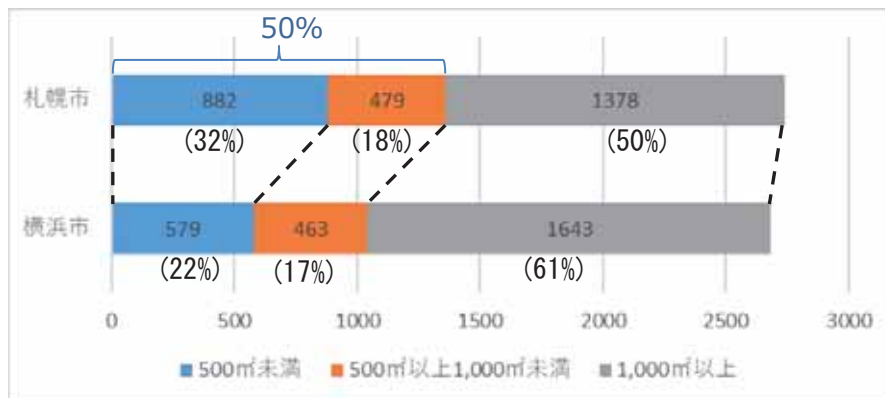


利用者数は公園の面積に比例する傾向にある。

※調査要領

- ・街区公園 225 箇所 (全体の約 1 割)
- ・平成 21 年 (2009 年) 8 月~9 月
- ・平日 4 日、日曜 2 日 : 計 6 日
- ・各日の 6~17 時において、1 時間おきに公園内人数を目算
- ・計 11 回の人数を足したものを 1 日あたりの利用者数とする
- ・6 日間の平均値を 1 日あたりの平均利用者数とする

資料 g 面積別公園箇所数（1,000㎡未満の狭小公園の割合）

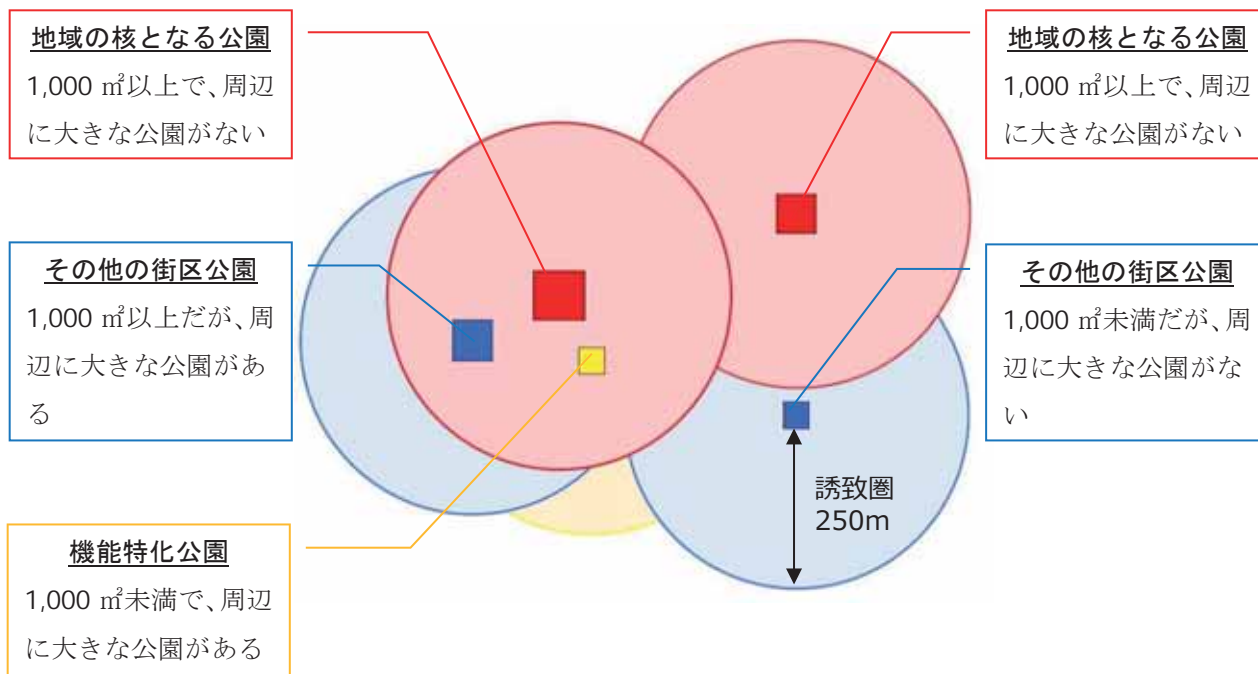


※平成 30 年度（2018 年度）末時点

出典：横浜市都市公園一覧表

- ・公園数が同程度の横浜市と比較して、1,000㎡未満の狭小公園の割合に 11 ポイント差がある。
- ・特に 500㎡未満の公園が多いのが本市の特徴。

資料 h 街区公園の機能分担のイメージ



「身近な公園の新規整備方針」策定に向けた
基本的な考え方について（答申）

平成 28 年 2 月 16 日

札幌市緑の審議会

目 次

1. はじめに	70
2. 「身近な公園の新規整備方針」策定に向けた基本的な考え方	71
2-1. 身近な公園の現状と課題	71
2-2. 基本的な考え方の整理	73
2-2-1. “地域の核となる公園の面積”	74
2-2-2. “地域特性に応じた公園整備”	77
3. 身近な公園の新規整備に向けて	82

参考資料

1. はじめに

札幌市は、わが国でも有数の大都市でありながら、豊かな自然環境に恵まれており、これからの時代に向けて、みどりが持つさまざまな機能を十分発揮させるとともに、長期的なみどりの将来像を見据えながら、みどり豊かなまちづくりを推進している。

その中でも公園は、美しい都市景観を形成し、訪れる人に安らぎやうるおいなどの心理的効果をもたらすほか、子供達の安全な外遊びの場や地域住民の交流の場を提供し、災害時には避難場所となるなど、多面的な機能を有し、良好な住環境を形成するために必要不可欠なオープンスペースの役割を担っている。

これまで、札幌市では、増加する人口の受け皿として、市街地を郊外へと拡大するとともに、住区整備基本計画に基づいた計画的な公園整備をすすめてきた。現在、札幌市における公園の数は、政令指定都市の中で最も多いなど、総量としては一定程度充実してきていると考えられるが、一方で、郊外に比べて都心及びその周辺等の既成市街地では、市民の暮らしに密着した身近な公園が少ないといった課題もある。

近年、都心や鉄軌道沿線、新興住宅地では人口増加が見られる一方で、都心から離れた郊外住宅地域では、都心等に比べて少子高齢化と人口減少が進行している傾向が認められており、今後は全市的に人口減少へと転じることが予想されている。また、都市計画においては、これまでの拡大型の都市づくりから、コンパクトシティ化へと方針を転換している。平成 25 年に策定された「札幌市まちづくり戦略ビジョン」では、おおむね環状通の内側と地下鉄沿線等を複合型高度利用市街地として位置付け、集合住宅の立地や札幌らしい景観まちづくりを推進することとしており、既成市街地等における身近な公園の必要性はますます高まってくると考えられる。

今後も、都市の健全な発展のためには、身近な公園が少ない地域において新たな公園を積極的に整備することが望ましい。しかし、身近な公園が少ない地域の多くは、土地利用が高度化しており、まとまった面積の用地確保が困難である。また、財政的な制約が厳しさを増す中で、持続可能な都市の発展を進めるためには、維持管理費等の負担増も考慮しなければならない。

札幌市では、こうした課題に対応し、市民の暮らしに密着した身近な公園を新たに整備する指針として「身近な公園の新規整備方針」の策定を進めている。そして、その基礎的な要件である、一定の公園機能を確保するための面積要件や公園の必要性が高い地域の抽出などの基本的な考え方について、札幌市緑の審議会が諮問を受けた。

当審議会では、計2回(第 70 回～第 71 回)の審議を行い、この度、『「身近な公園の新規整備方針」策定に向けた基本的な考え方』について答申を取りまとめた。

今後、札幌市が本答申を踏まえて方針を策定し、方針に基づいた身近な公園の新規整備を進めることで、より多くの市民に公園の持つ多面的な機能が享受されることを期待するものである。

2. 「身近な公園の新規整備方針」策定に向けた基本的な考え方

2-1. 身近な公園の現状と課題

現状1 公園の整備状況

①札幌市の身近な公園(住区基幹公園など)^{※参考資料-注1}の整備水準は、地域によって大きな差が生じている。本市における「一人あたりの住区基幹公園面積」の平均値は3.6 m²/人^{※参考資料-図1}である。しかし、特に人口の増加が著しい中央区では、同値が0.84 m²/人と極端に低く、身近な公園が不足していることが示されている。

【課題1】公園の配置状況に関する詳細な分析を行い、新たな公園を整備する必要性が高い地域を具体的に抽出する必要がある。

②数が多く、「最も身近な公園」である街区公園^{※参考資料-注1}は、札幌市都市公園条例により、2,500 m²が標準面積とされている。しかし、公園が少ない中央区のような既成市街地は、土地の高度利用が進んでおり、2,500 m²相当のまとまった面積を確保できる機会は少ない。一方で、面積が小さい公園は、利用者数が少ないという実情もある^{※参考資料-図2}。これは、面積が小さいと、設置できる施設や機能、子供の遊びの種類が限定され、公園の魅力が低下することが一因であると考えられる。

【課題2】効果的な公園整備を行うためには、地域に必要な公園機能を最低限確保できる、最低面積を検討する必要がある。

※参考：街区公園の標準面積2,500 m²の根拠(札幌市都市公園条例(第2条の2 第2号(1)より)

主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園(街区公園)は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタール(2,500 m²)を標準として定めること。

現状2 社会情勢

札幌市では、人口減少や超高齢化社会の到来が予測されているが、一方で、中央区等では今後も人口増加が見込まれる^{※参考資料-図3}など、地域ごとの情勢は様々である。また、社会保障費や既存の社会インフラの維持費の増加など、札幌市の財政状況は今後ますます厳しくなることが予想されており、公園の維持管理費等も例外ではない。このため、公園の新規整備にあたっては、全市的なまちづくりの方針にも示されている、コンパクトシティ化^{※参考資料-注2}や持続可能な都市の発展という視点を欠かすことはできない。特に、まちづくりの計画体系において最上位に位置付けられる「まちづくり戦略ビジョン」^{※参考資料-注3}では、今後、集合住宅の誘導や都市機能の集積を目指す地域(都心及び複合型高度利用市街地)を示しており、こうした地域における身近な公園づくりを重点的に推進するべきであると考えられる。

【課題3】全市的なまちづくりの方針に即し、選択と集中型の公園づくりを行う必要がある。

現状 3 住区整備基本計画

これまで札幌市では、「住区整備基本計画(以下、住区計画)」^{※参考資料-注 4}に基づき、郊外住宅地を中心として住区基幹公園を整備してきた。しかし、計画策定当時、すでに土地利用が進んでいた既成市街地^{※参考資料-注 4}は、郊外のように公園を計画的に配置することが困難であったため、計画の対象外となっている。

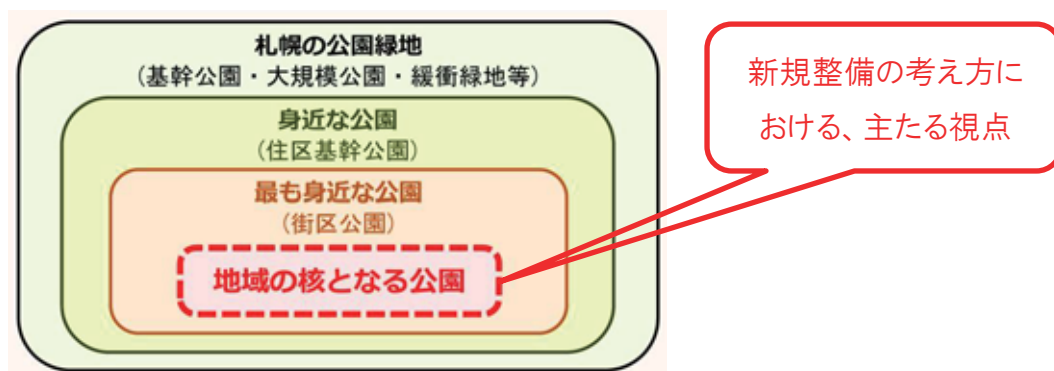
このため、市街地の拡大抑制や既成市街地における公園不足等、今後の課題に対応するためには、市街地全域を対象とした公園の新規整備方針が新たに必要である。

【課題 4】住区計画に代わり、現在の社会情勢や公園の状況を反映した、市街地全域を対象とする公園の新規整備方針を新たに策定する必要がある。

2-2. 基本的な考え方の整理

こうした現状と課題を踏まえると、今後とも必要な場所への公園の新規整備を進める必要があるが、身近な公園が不足している地域は、主に土地の高度利用が進む市街地であり、こうした場所で近隣公園(標準面積 20,000 m²)や地区公園(標準面積 40,000 m²)の整備に適した広大な用地を確保することは、現実的に厳しい状況である。

このため、**設置を検討する公園の種別**は、身近な公園である住区基幹公園のうち、現実的に整備が可能と考えられる面積規模であり、かつ、市民にとって最も身近な公園である“**街区公園**”とする。そして、街区公園の中でも、**地域に必要な公園機能を確保できる公園を「地域の核となる公園」**^{※参考資料-注 5}として定義し、この「地域の核となる公園」の新規整備についての考え方を整理することとする。



具体的には、現状と課題に基づき、以下の2点について検討を行い、基本的な考え方として整理する。

● 地域の核となる公園の面積

面積が小さい公園では、利用者が少なく、また、設けることができる施設や機能が限られてしまう。このため、**地域に必要な公園機能を最低限確保できる公園(地域の核となる公園)の面積を検討・設定することで、効果的な公園整備を図る。**

地域の核となる公園の面積は、利用者数のほか、遊具やみどり、防災といった地域に必要とされる公園施設、機能等を想定することによって算出する。

● 地域特性に応じた公園整備

公園をとりまく状況は地域毎に様々であり、新たな公園を整備する必要性も異なる。このため、人口動態やまちづくり方針、公園の整備状況など、**地域毎に異なる様々な要素を「地域特性」として整理し、新たな公園を整備する必要性を検討することで、効果的・効率的な公園整備を図る。**

地域特性を構成する要素には様々なものが考えられることから、複数の要素を総合的に検証し、公園の整備効果が高い地域や、効率的な整備手法を選択する。

2-2-1. “地域の核となる公園の面積”

■ 地域の核となる公園の面積の考え方

『地域の核となる公園の面積』は、「利用者数」、「地域に必要な公園機能」、「他都市の事例」という3つの視点から設定する。

視点1 利用者数

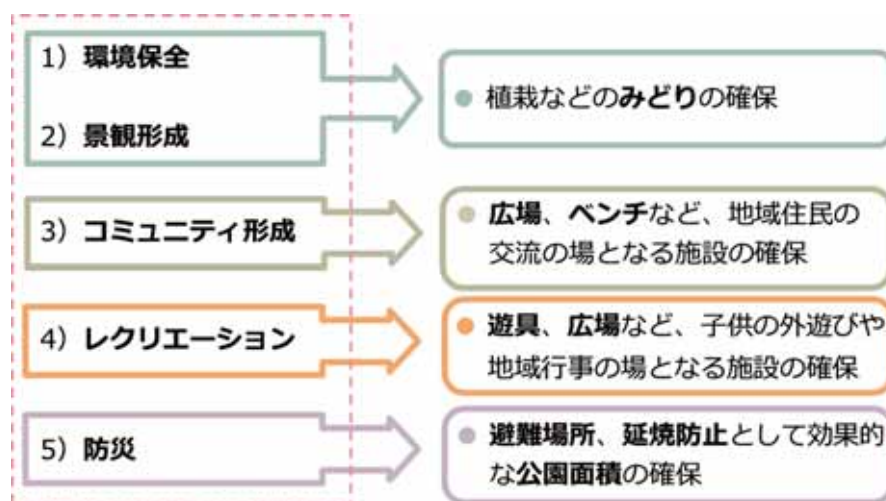
最も身近な公園である街区公園は、面積が小さいほど利用者も少ないという傾向がある。

しかし、減少傾向に明確な変化点がないなど、利用者数の観点から最低面積を設定することは難しい。※参考資料-図2

視点2 地域に必要な公園機能

地域に必要とされる公園機能の代表的なものとして、(1)環境保全、(2)景観形成、(3)コミュニティ形成、(4)レクリエーション、(5)防災の5つが挙げられる。

【地域に必要とされる代表的な5つの公園機能】



この中で、(1)環境保全、(2)景観形成、(3)コミュニティ形成、(4)レクリエーションの機能を確保するために必要な最低面積を算出したところ、概ね 1,000 m²となる。

地域に必要な公園機能を有する施設※参考資料-図5

みどり	…樹木植栽、張芝等	(敷地の 30%以上)	} ≒ 1,000 m ²
遊戯施設	…複合遊具、ブランコ等	(約 250 m ² 以上)	
管理・休養施設	…四阿、ベンチ等	(約 100 m ² 以上)	
広場	…おにごっこ等ができる運動広場 他	(約 300 m ² 以上)	

また、(5)防災機能については、阪神・淡路大震災後の公園利用状況を調査した文献を参考にすると、地域の防災機能を高める上で効果的な面積は概ね 1,000 m²以上と考えることができる。

【公園の防災機能に関する文献調査】

延焼防止機能を発揮する公園緑地は 1,000 m²以上⁽¹⁾
 避難地、置き場等で利用されやすい公園は 1,000 m²以上⁽²⁾

(1)「阪神・淡路大震災調査特別委員会報告 1997 日本学術会議」
 (2)「北国の防災公園整備指針 1997 北海道建設部」

※参考：冬期間の利用について

積雪寒冷地ならではの公園機能として、冬期間の公園利用という視点も重要である。特に、雪置き場としての利用があげられるが、雪入れの程度は、地域によって様々であるため、公園における必要な面積を算定することは困難である。また、公園によっては、雪入れを起因とした施設の破損や子どもの事故が発生しており、可能であれば、雪置き場と子どもの遊び場は分けて考えるべきである。検討した施設配置モデル(参考資料-図 5)では、雪置き場としての利用が想定される広場とそれ以外の施設を分離して配置しており、概ね 1,000 m²以上であれば、一定程度の雪入れに対応が可能であると考えられる。

なお、札幌市では、町内会等と話し合い、ルールを守っていただくことを条件に公園を雪置き場として開放する覚書制度を導入している。

視点3 他都市の事例(街区公園の最低面積)

他都市においては、公園に必要な機能等の視点から、1,000 m²を街区公園の最低面積としている事例が見受けられる。

【他都市の事例】

自治体	概要
東京都 江戸川区	概ね 1,000 m ² 以上の公園では複合的な機能を有して様々な利用がなされていることが多い
東京都 新宿区	核となる公園：利用の視点から公園に求められる機能を複数担っている 概ね 1,000 m ² 以上の公園
静岡市	市街化区域では 2500 m ² 規模の用地確保が難しいことから、公園機能を最低限確保できる最低面積を 1,000 m ² 以上とし、都市公園整備を行う
さいたま市	街区公園は面積 1,000 m ² 以上、2,500 m ² を標準とする
横浜市	街区公園：広場や遊具等を備えた面積 1,000 m ² 以上で 2,500 m ² を標準とする公園を配置する

■まとめ：地域の核となる公園の面積

街区公園(最も身近な公園)のうち、概ね 1,000 m²以上の公園を「地域の核となる公園」とし、概ね 1,000 m²未満の公園を「狭小公園」と称することとする。



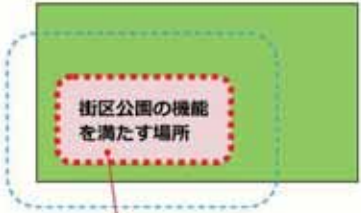
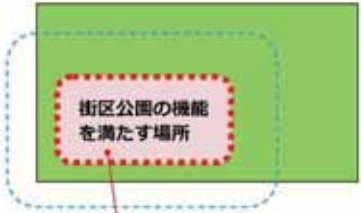
今後、街区公園を整備する際は、

- ①基本的に、標準面積である 2,500 m²程度の確保を目指す。
- ②用地確保が困難な場合等でも、最低面積として 1,000 m²程度は確保するように努める。

街区公園の新規整備箇所を検討する際には、主に「地域の核となる公園」及びその他の公園(近隣公園等)における「街区公園の機能を満たす場所」^{※参考資料-注 6}の配置から検討することとし、誘致圏は共に街区公園と同じ 250mで考える。

なお、「狭小公園」は、面積が小さく公園機能が限定されていることから、誘致圏を設定しない。ただし、一人あたりの公園面積への算入や拡張による効果等、誘致圏以外の視点では考慮する。

【地域の核となる公園についての考え方】

種 別		考 え 方	
札幌市の都市公園	住区基幹公園 (身近な公園)	街区公園 (最も身近な公園)	概ね 1,000 m ² 未満  狭小公園
		近隣公園 地区公園	概ね 1,000 m ² 以上  ※誘致圏は公園外周から 250m
	都市基幹公園	総合公園 運動公園	 ※誘致圏は「街区公園の機能を満たす場所」から 250m
	特殊公園・都市緑地・緑道等		 ※誘致圏は「街区公園の機能を満たす場所」から 250m

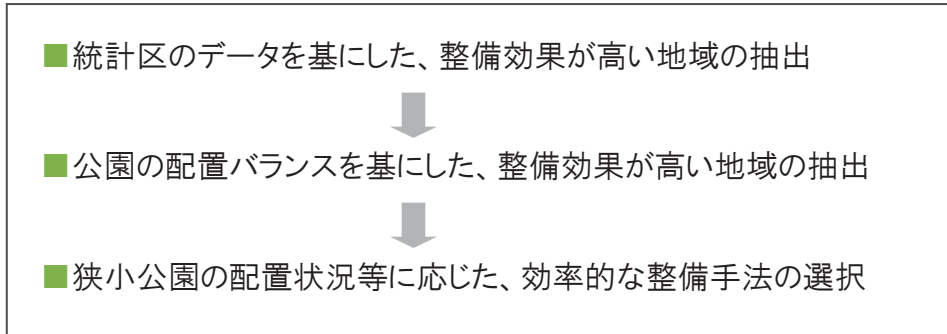
※街区公園の機能を満たす場所は、公園の施設配置状況等により、個別に判断する。

※近隣公園は、基本的に全体として街区公園の機能を満たしている。

※ただし、開発行為(民間事業者による宅地造成)に伴う公園整備については、公園が比較的充足している郊外住宅地が主であることから、現在の最低面積基準 500 m²を踏襲する。

2-2-2. “地域特性に応じた公園整備”

『地域特性に応じた公園整備』は、地域毎に異なる人口動態やまちづくりの方針、公園の整備状況等を地域特性として把握し、総合的に検証することで、公園整備の効果が高い地域や、効率的な整備手法を選択する考え方として整理する。



■ 統計区のデータを基にした、整備効果が高い地域の抽出

住区計画に基づくこれまでの公園配置計画は、郊外の計画的なまちづくりに視点が置かれており、成熟化の進む市街地には馴染まない内容となっている。

本方針では、住区計画の公園配置モデルに基づく配置計画から、「人口動態や土地利用等」、「まちづくり戦略ビジョン」、「身近な公園の整備水準」、「地域の核となる公園等の空白域」などの“地域特性”に応じた柔軟な配置計画へと転換することとした。

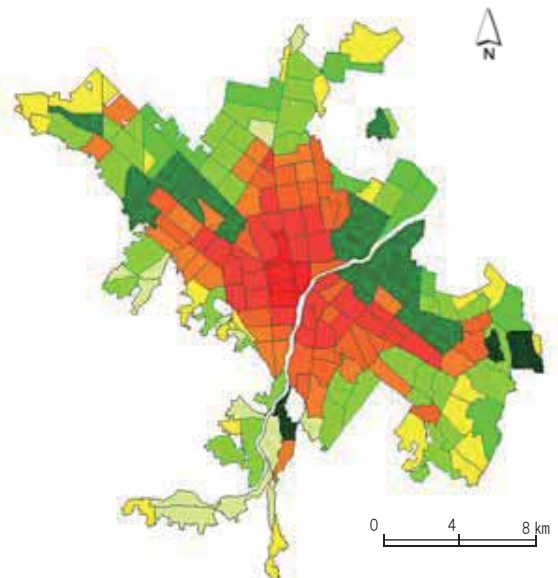
具体的には、概ね徒歩圏と同等の面積規模であり、人口データ等の把握や地域比較に適している「統計区」^{※参考資料-注7}をベースとして地域特性を整理し、分類する。

要素1 人口動態や土地利用等(現況)

人口動態や土地利用等については、特徴の違いによる分類を行い、人口密度や成長性の高さの視点から、近年の人口が横ばいから増加傾向にあり、かつ集合住宅が多く、人口密度の高い地域を、公園の整備効果が高い地域とした。

分類	人口	土地利用	地域
1	増加	集合住宅、業務系	都心
2			地下鉄沿線
3		集合住宅	地下鉄ターミナル
4	横ばい	戸建て	明日風、あいの里
5			市街化区域縁辺
6	減少	戸建て	篠路、太平
7			屯田、東雁来
8	増加	工業地域	工業団地
9	減少	集合・戸建て	もみじ台、真駒内
10			

※凡例表のうち、赤い点線で囲った分類区分を公園の整備効果が高い地域とする。

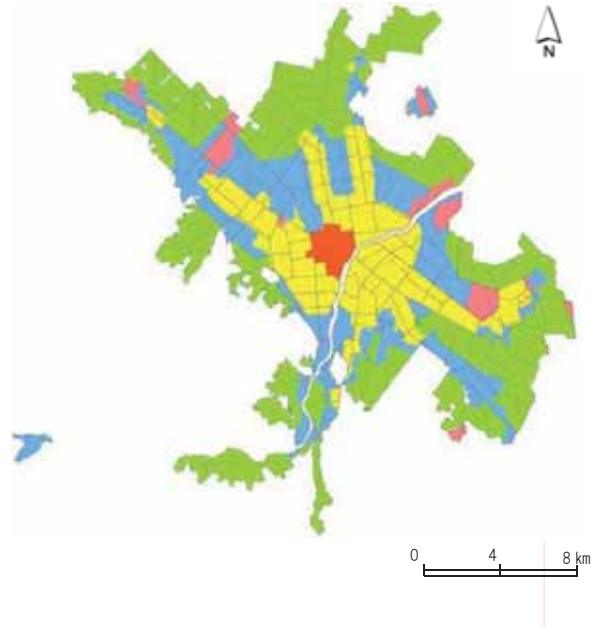


要素2 まちづくり戦略ビジョン(将来性)

まちづくり戦略ビジョンは、札幌市のまちづくりにおける総合計画として、最上位に位置づけられる計画であり、ここに示されている**都心及び複合型高度利用市街地**は、今後、都市機能の集積や集合型の居住機能を誘導する地域として、良好な住環境を形成する必要があることから、公園の整備効果が高い地域とした。

分類	まちづくり戦略ビジョン
	都心
	複合型高度利用市街地
	一般市街地
	郊外住宅地
	工業地域

※凡列表のうち、赤い点線で囲った分類区分を公園の整備効果が高い地域とする。



要素3 身近な公園の整備水準(公園の状況)

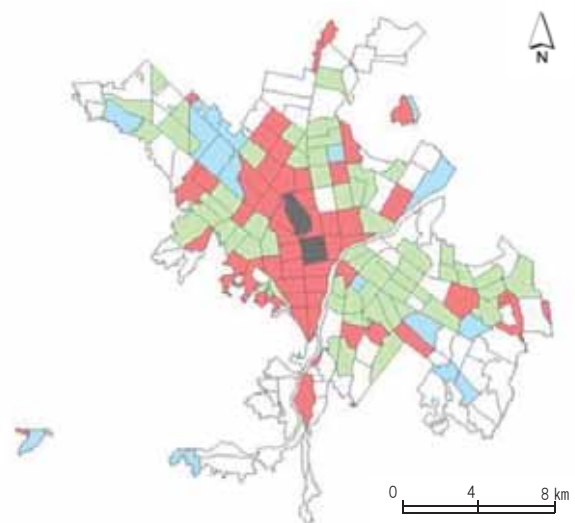
身近な公園の整備水準については、市内の地域格差を緩和する観点から、以下の2つの指標が共に全市平均値未満である地域を、整備効果が高い地域とした。

- ① 1人あたりの住区基幹公園面積（人口を加味した公園の整備量）※参考資料-図1
- ② 「地域の核となる公園」と「その他の公園における”街区公園の機能を満たす場所”」の誘致圏カバー率※参考資料-図6（公園の配置状況の目安）

分類	指標
	①②両方とも平均値未満
	①だけが平均値未満
	②だけが平均値未満

※灰色着色箇所は、札幌駅～すすきのにかけての地域、および北海道大学の敷地であり、土地利用形態から身近な公園の整備が馴染まないことから除外する。

※凡列表のうち、赤い点線で囲った分類区分を公園の整備効果が高い地域とする。



■ 公園の配置バランスを基にした、整備効果が高い地域の抽出

効果的な公園整備を行うためには、既設公園の誘致圏との重複をなるべく避けて、新しい公園を配置する必要がある。

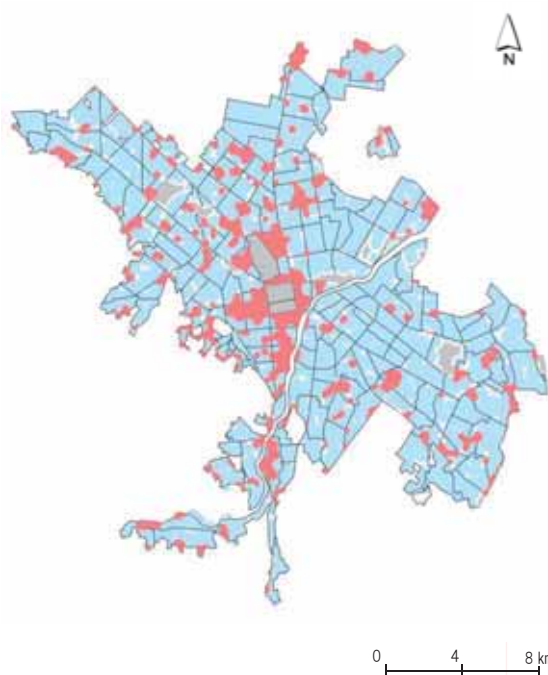
そこで、地域の核となる公園(1,000 m²以上の街区公園)とその他の公園における“街区公園の機能を満たす場所”の誘致圏を図示し、その空白地域の広がりや土地利用状況から、公園の整備効果が高い地域を抽出する。

要素 4 地域の核となる公園等の空白域

“地域の核となる公園”とその他の公園における“街区公園の機能を満たす場所”の空白域(誘致圏に覆われていない地域)が、細長い形状等ではなく、まとまった形状となっており、かつ、その面積が概ね 10ha 以上である地域をまとまった空白域^{※参考資料-注 8}とした。このうち、土地利用が住居系もしくはマンション等が多く立地する商業系地域を、公園の整備効果が高い地域とした。

分類	誘致圏の状態
	まとまった空白域 (住居・商業系)
	まとまった空白域 (工業系等)
	地域の核となる公園の誘致圏

※凡例表のうち、赤い点線で囲った分類区分を公園の整備効果が高い地域とする。



■ 狭小公園の配置状況等に応じた、効率的な整備手法の選択

公園の整備効果が高い地域に対して、誘致圏の空白域に分布する既存の狭小公園の配置状況等を確認し、効率的な整備手法を検討する。

空白域に狭小公園が多い場合、これらを拡張することができれば、効率的に空白域を埋めることができると考えられるため、狭小公園の拡張を優先的に検討する。新規整備については、狭小公園の配置や面積、拡張の可能性のほか、新規整備に係る費用等の様々な要因により必要性が変わるため、状況に応じた検討を行うこととする。

空白域に狭小公園が少ない場合は、狭小公園の拡張だけでは空白域が残るため、必然的に新規整備も必要となる。

要素5 狭小公園の拡張

狭小公園の配置状況等から、新規整備の必要性を検討し、状況に応じた効率的な整備手法を選択する。

狭小公園が多い地域は、狭小公園の拡張を目標としながら、新規整備も状況に応じて検討することとし、「狭小公園活用地域」と称する。

狭小公園が少ない地域は、新規整備と狭小公園の拡張の両方を推進することとし、「新規整備推進地域」と称する。

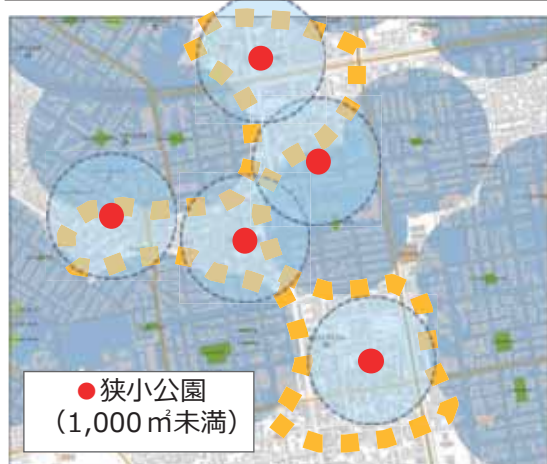
【効率的な整備手法の選択の考え方】

□事例1：地下鉄北24条駅～北34条駅周辺

まとまった空白域周辺に
狭小公園が多い

狭小公園を1,000㎡以上に
拡張した場合、空白域が概ね埋まる

狭小公園活用地域
・狭小公園の拡張を目標とする。
・新規整備は、状況に応じて検討する。

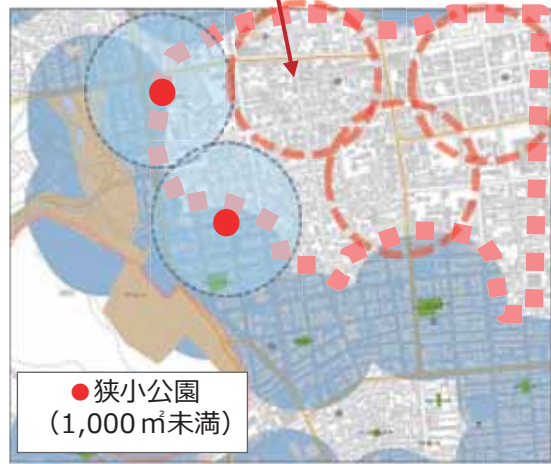


□事例2：地下鉄円山公園駅周辺

まとまった空白域周辺に
狭小公園が少ない

狭小公園を1,000㎡以上に
拡張しても、空白域が残る

新規整備推進地域
新規整備と狭小公園の拡張の両方を推進

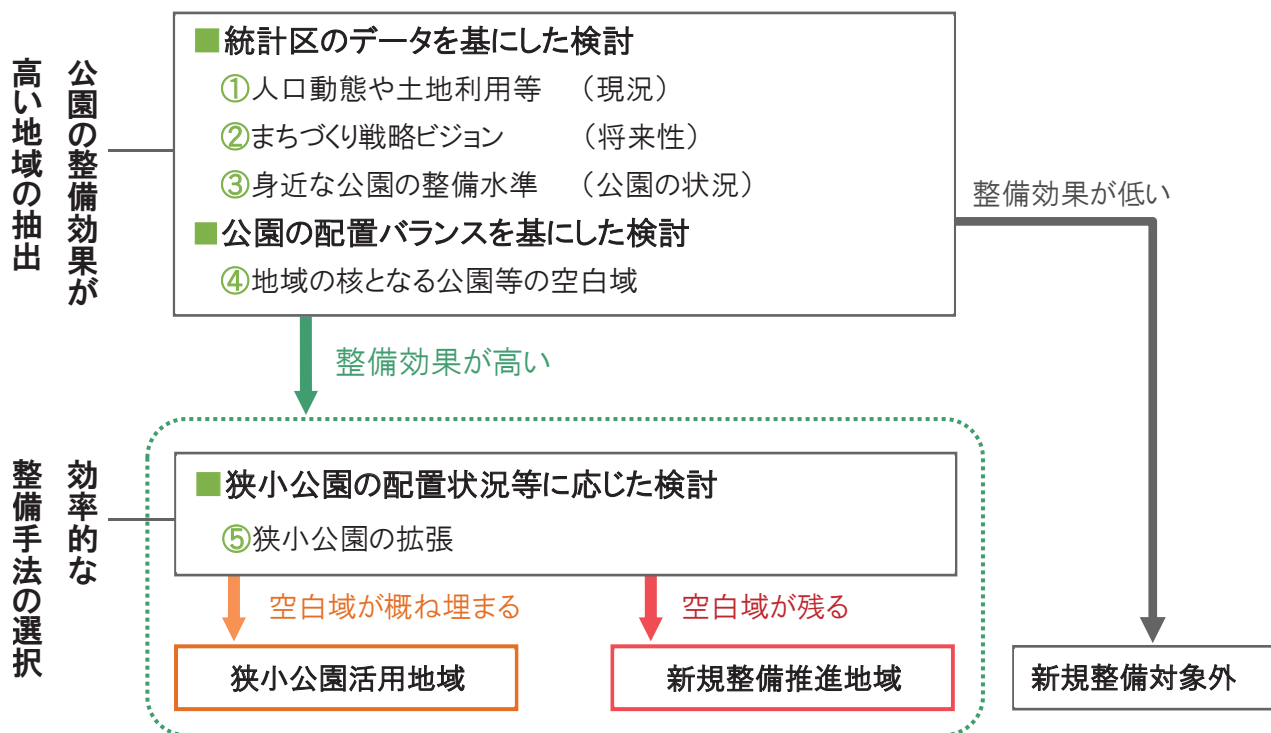


■ 地域特性に応じた公園整備の検討フロー

先述の5つの要素からなる検討過程をフロー図として下記にまとめる。「狭小公園活用地域」、
「新規整備推進地域」、そしてこれら以外の地域となる「新規整備対象外」の3つの地域に分類し、
効果的かつ効率的な公園整備を進める。※参考資料-図 7.8,9

なお、本検討フローは、データ上の解析を主としており、統計区や複合型高度利用市街地とい
った枠を用いて市街地を区分し、検討している。しかし、地域住民にとっては、統計区等の枠が必
ずしも意味を持たないこと等から、細かな実情を反映しきれていない地域が生じることも想定され
る。このため、実際に整備を検討する際は、本検討フローによる分類結果を基本的な考え方とし
つつも、5つの要素の意味や検討過程、地域の細かな実状等にも留意しながら判断することとす
る。

【地域特性に応じた公園整備の検討フロー】



※街区公園以外の都市公園については、本来の機能を尊重しつつ、街区公園の機能を満たす場所の整備についても検討する。
※狭小公園活用地域については、狭小公園の拡張を目標とするが、現実的には困難な場合も多いため、新規整備も慎重
に検討する。

※まちづくりに関する面的な計画(再開発等)のある地域については、上記の地域設定に関わらず、別途検討する。

※公園以外のオープンスペースについても、その整備内容や利用実態によっては、公園に準ずるものとして扱う。

3. 身近な公園の新規整備に向けて

本答申は、身近な公園を整備する際の「地域の核となる公園の面積」及び「地域特性に応じた公園整備」の基本的な考え方について取りまとめたものであり、札幌市の実情に応じた効果的かつ効率的な公園整備の考え方を示すことができたと考える。

一方、公園を整備することに加えて、公園利用者を増やすための視点も重要である。たとえば、公園の整備箇所を決定する際には、小学校や児童会館等の他の公共施設との連携を推進し、近接した配置や機能の補完、複合化等の効果的な公園整備の方向性について模索すること、また、公園の施設内容を決定する際には、地域住民を対象としたワークショップ、アンケート等を行い、地域ニーズを幅広くとらえること、さらに、公園の完成を広報すること等があげられる。実際の検討段階や整備完了段階においては、こうしたことに留意し、地域住民や公園利用者の意見についても十分に反映することが望ましい。

本答申が「身近な公園の新規整備方針」に適切に反映されること、また、「札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン 2015」^{※参考資料-注⁹}等の上位の計画に結びつきながら着実に実行されることで、身近な公園が札幌市のより良い住環境の形成に寄与するとともに、多くの市民に利活用されることを期待するものである。

■用語解説

注 1 身近な公園(住区基幹公園など)

市民の暮らしに密着した公園。人によって対象は異なるが、主として、徒歩圏の住民を対象として配置される住区基幹公園(街区公園、近隣公園、地区公園)が該当する。中でも、街区公園は、最も数が多い^{参考資料-図4}ことから、市民にとって「最も身近な公園」であると考えられる。

注 2 コンパクトシティ

居住機能を中心に、さまざまな機能がまとまりをもって構成される、効率的で持続可能な都市構造。札幌市では、「都市計画マスタープラン」において、「持続可能なコンパクトシティへの再構築を進める」としている。

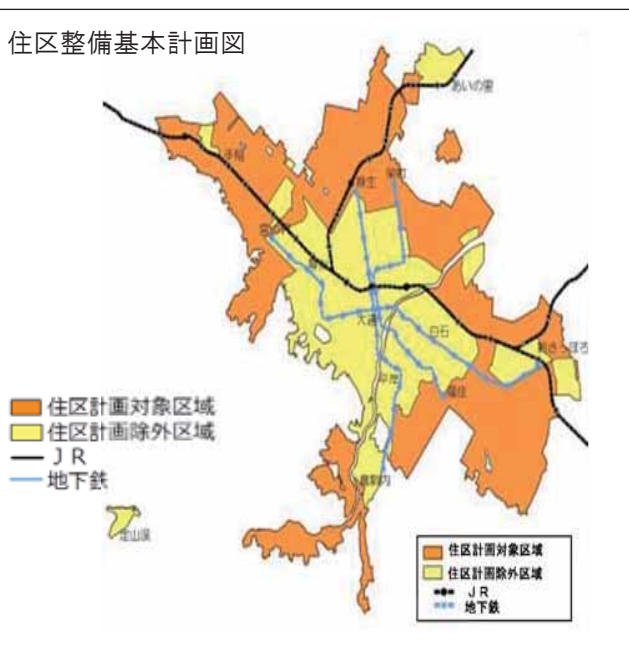
注 3 札幌市まちづくり戦略ビジョン

札幌市を取り巻く社会経済情勢の大きな変化に対応するための新たなまちづくりの指針であり、札幌市のまちづくりの計画体系では最上位に位置付けられる「総合計画」である。(計画期間は平成 25 年度から平成 34 年度までの 10 年間)

注 4 住区整備基本計画(住区計画)

より快適で安全な生活圏の形成と秩序ある開発の誘導を図るため、札幌市が昭和 48 年に策定した計画。住んでいる人が徒歩で行動できる範囲を一つの「住区」ととらえ、各住区内に基幹施設として学校・公園・道路を適正に配置することを目指している。1住区は、鉄道や幹線道路などによって形成される面積約 100ha、人口約 1 万人を標準としている。計画策定区域は、市街化区域のうち人口集中地区(昭和 45 年[1970 年])などを除いた約 15,000ha(132 住区)を対象としている。

なお、「既成市街地」とは、住区計画除外区域のことであり、古くから開けていた概ね都心から 6km 圏内の市街地を意味する。



注 5 地域の核となる公園

街区公園の中でも、一定以上の規模を有し、地域に必要な公園機能(景観形成、環境保全、レクリエーション、コミュニティ形成、防災等)を確保できる公園。子供から高齢者まで、誰もが利用できる地域の中心的なオープンスペースとして、多面的な機能を発揮することが期待される。

注 6 街区公園の機能を満たす場所

街区公園以外の都市公園(近隣公園、地区公園、総合公園等)内において、街区公園の機能(主として、コミュニティ形成・レクリエーション機能・防災機能)を満たす、一定のまとまった場所。

※該当する事例 : 多目的広場や遊戯広場など

該当しない事例: 有料運動施設、駐車場、自然林など

注 7 統計区

区よりも小さな地域の統計情報を集計するため、札幌市が独自に設定している地理的区域で、市内を206に分割している(平成 24 年 10 月 31 日時点)。面積規模は、約 100ha(100 万㎡)を目安としている。なお、適切な検討を行うため、本答申では、市街化区域縁辺部や隣接して一体的であると考えられる地域の統計区については、独自に区画を変更している。

注 8 まとまった空白域

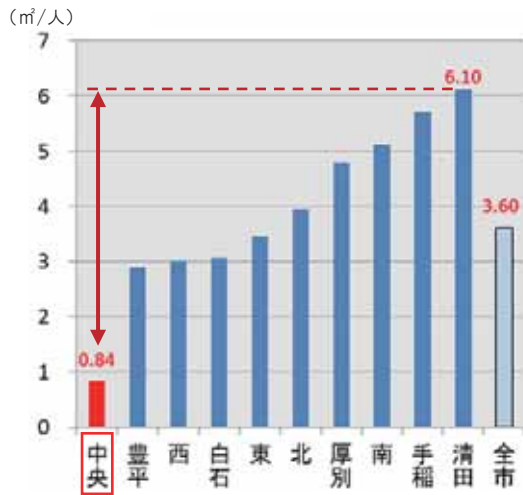
公園を効果的に配置するためには、公園の誘致圏が可能な限り重複しないようにすることが理想的である。誘致圏の空白域が細長い形状等だと、1 つの公園で効率的に空白域を埋めることができないため、細長い形状等ではなく、空白域の面積が約 10ha(10 万㎡)程度の地域を、“まとまった空白域”と定義している。

注 9 札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン 2015

平成 27~31 年度(2015~2019 年度)までの 5 年間を計画期間とし、上位計画「札幌市まちづくり戦略ビジョン」を実現するための「中期実施計画」として、札幌市の行財政運営や予算編成の指針となるものであり、戦略ビジョンとともに本市の総合計画に位置付けられる計画である。

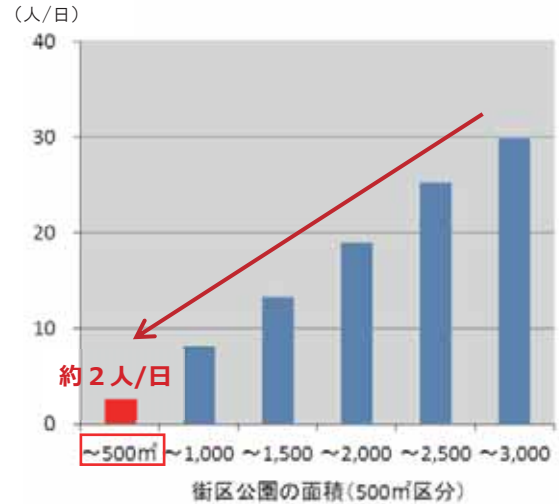
■ 参考図表

図 1. 一人あたりの住区基幹公園面積(H27.4)



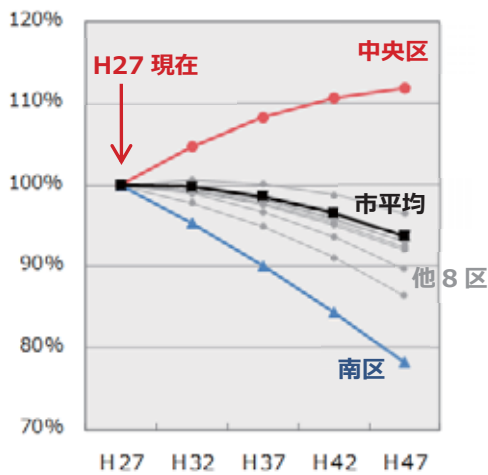
資料:住民基本台帳人口、「札幌市の公園緑地」

図 2. 平均利用者数と公園面積の関係



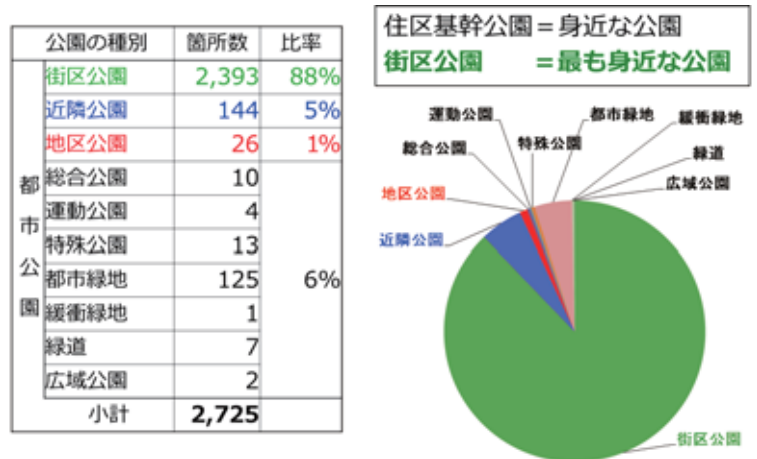
資料:H21「街区公園利用者数調査業務」

図 3. 区別の人口推移予測



資料:総務省統計局「国勢調査」

図 4. 都市公園の箇所数内訳(H27.4)



資料:「札幌市の公園緑地」

図 5. 地域に必要な公園機能を仮想配置したモデル図

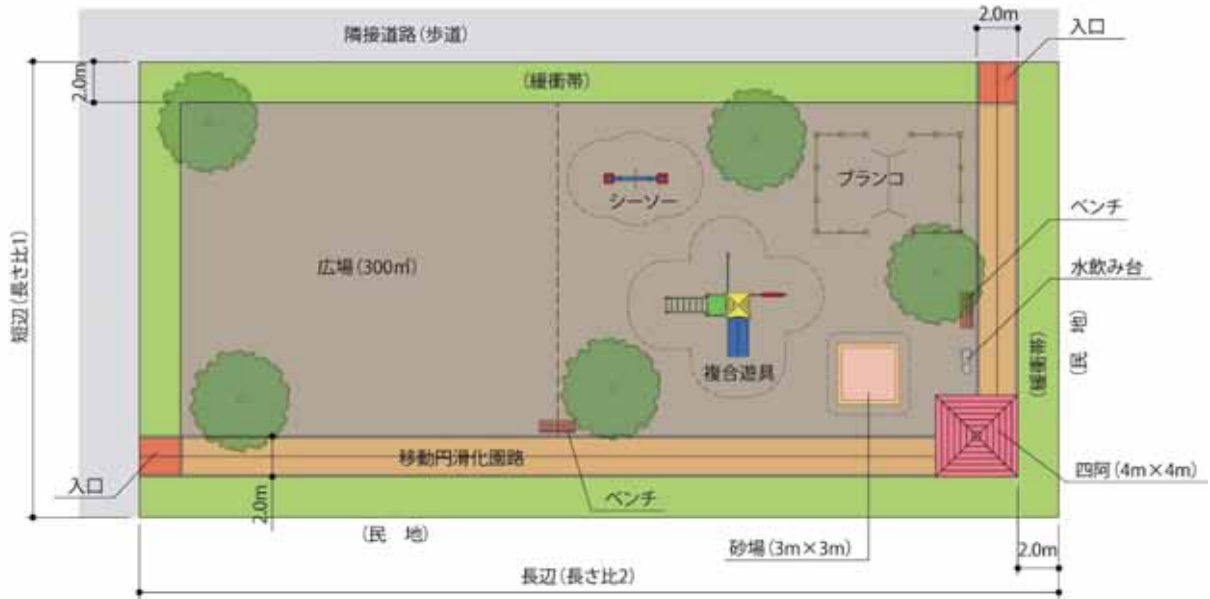
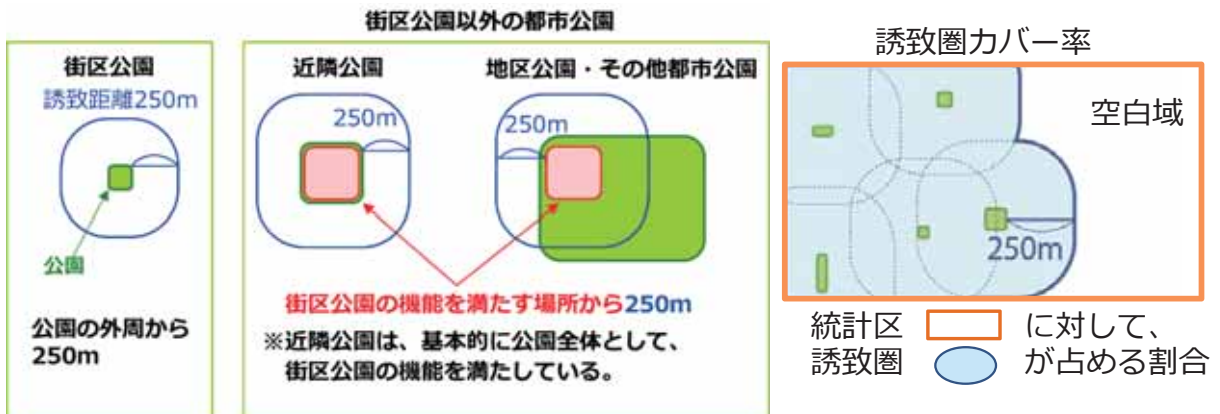


図 6. 誘致圏と誘致圏カバー率のイメージ



※誘致圏・・・その公園の主たる利用者が居住する範囲。

地域の核となる公園(概ね 1,000 m²以上の街区公園)は、外周から 250m、
その他の公園は、“街区公園の機能を満たす場所”から 250mとして、設定している。

※誘致圏カバー率・・・一定範囲(ここでは統計区)に対して、誘致圏が占める面積の割合。

なお、誘致圏に覆われていない地域を公園の「空白域」とする。

図 7. 地域特性に応じた公園整備のシミュレーション過程

●公園の整備効果が高い地域の抽出

①人口動態や土地利用等

②まちづくり戦略ビジョン

③身近な公園の整備水準

④地域の核となる公園の空白地

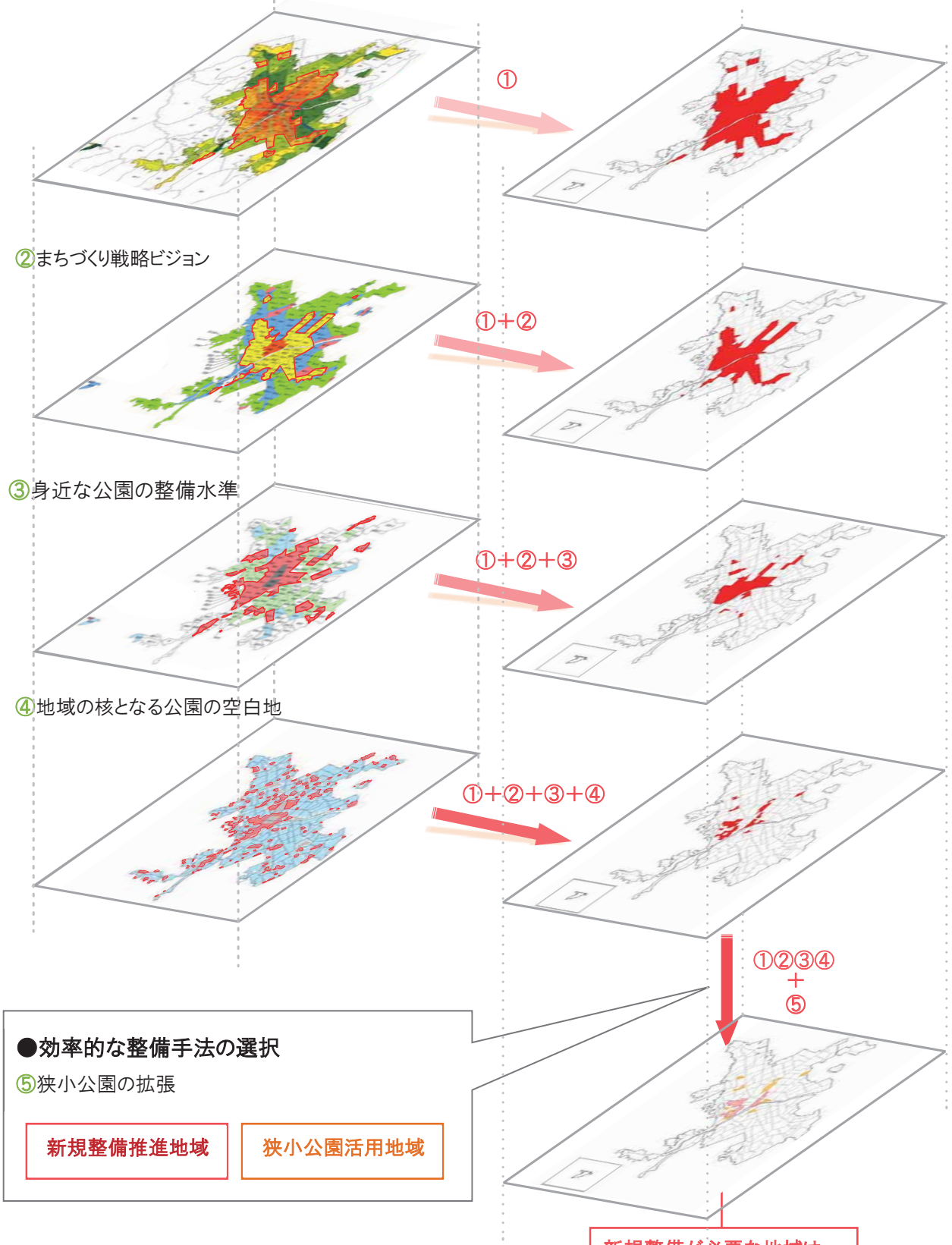
●効率的な整備手法の選択

⑤狭小公園の拡張

新規整備推進地域

狭小公園活用地域

新規整備が必要な地域は
都心及びその周辺に集中



※平成 25 年 10 月時点の公園・人口データ等を使用している。

※本解析上では、地域の核となる公園を「1,000 m²以上」の街区公園としている。

図8. 地域特性に応じた公園整備のシミュレーション結果(全体)

新規整備の必要性	仮称	主たる整備手法	対象地域
高	新規整備推進地域	・新規整備 ・狭小公園の拡張	・北13条東駅周辺 ・創成川以東地区 ・円山公園駅～植物園 ・市電沿線
中	狭小公園活用地域	・狭小公園の拡張 ※新規整備は状況に応じて検討する。	・市電沿線 ・JR 苗穂駅 ・地下鉄琴似駅 ・栄町駅 ・学園前駅 ・宮の沢駅 ・北18条駅～北34条駅
低	新規整備対象外	基本的に新規整備は行わない	

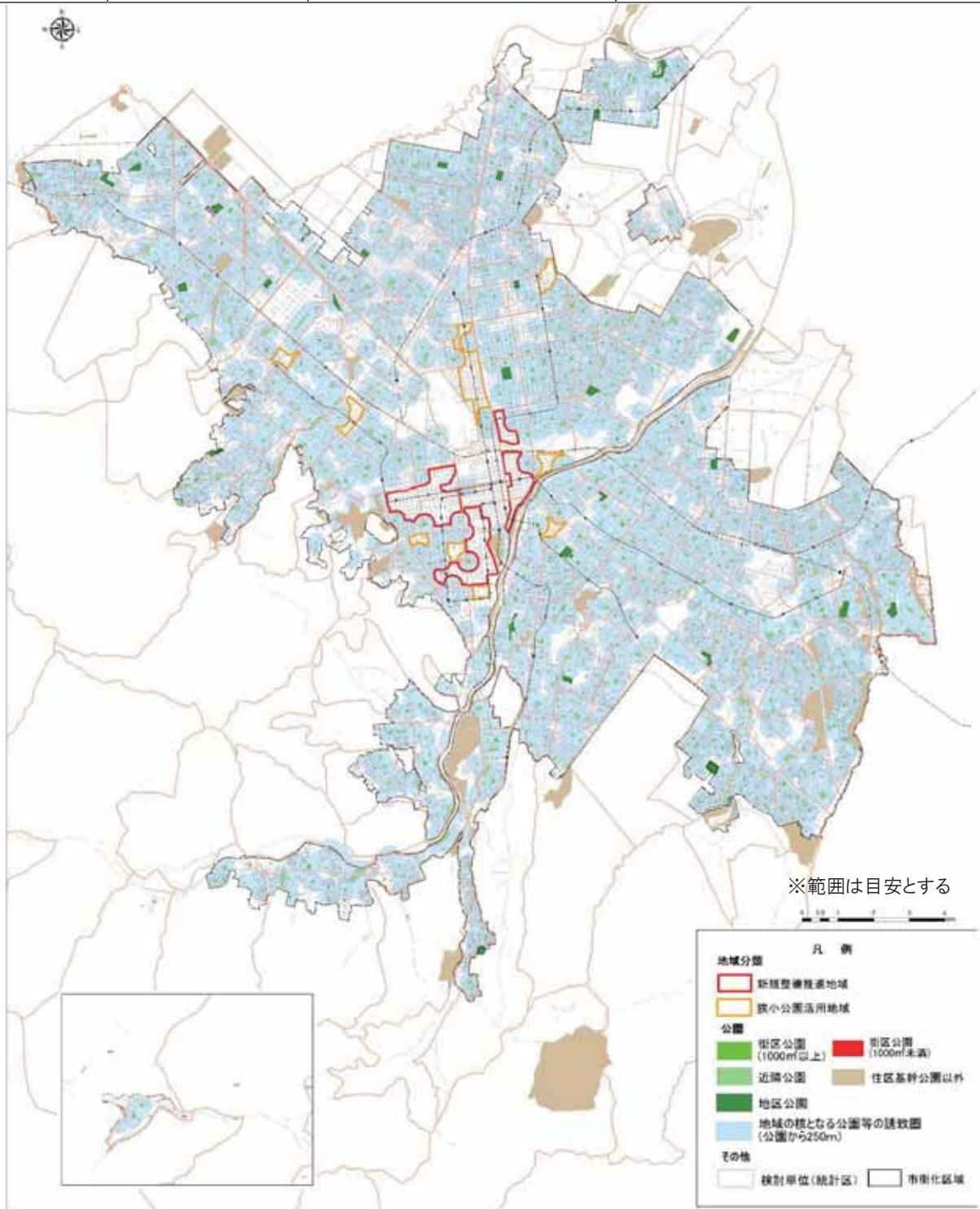
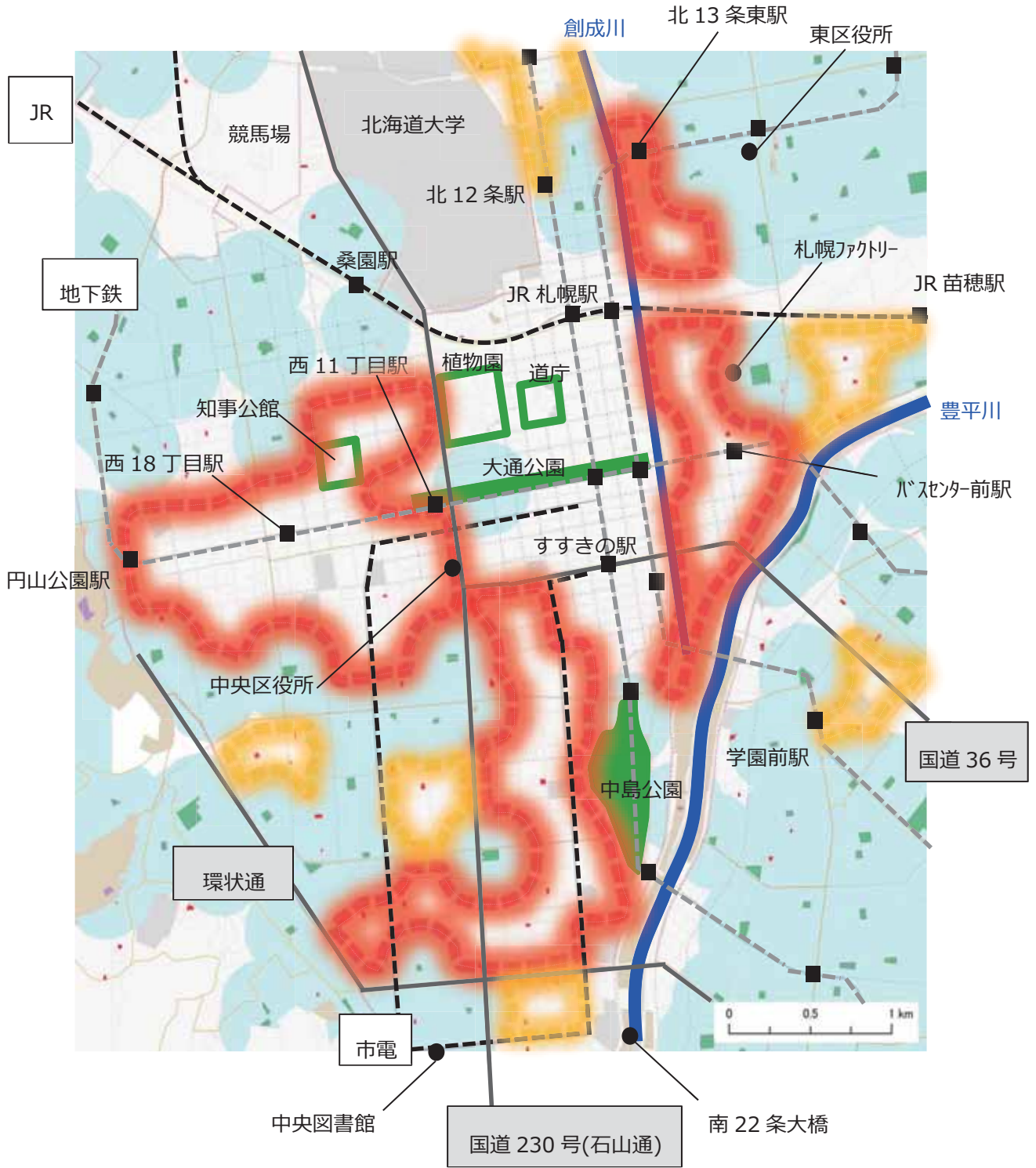


図 9. 地域特性に応じた公園整備シミュレーション結果(都心部周辺)



- 新規整備推進地域
- 狭小公園活用地域
- 地域の核となる公園等の誘致圏
- 地域の核となる公園等 (1,000㎡以上の街区公園等)
- 狭小公園 (1,000㎡未満の街区公園)
- ※範囲は目安とする

「札幌市公園施設長寿命化計画」の策定に向けた
公園施設の基本的な考え方について
（答申）

平成 27 (2015)年3月

札幌市緑の審議会

目 次

はじめに

1. 公園施設長寿命化計画について
2. 公園の機能分担の考え方について
3. 有料運動施設のあり方について
4. 公園トイレのあり方について
5. 今後に向けて

はじめに

わが国では、全国的に公園の老朽化が急速に進んでおり、国土交通省では、限られた予算の中で適切な維持管理を行うため、長寿命化計画により公園施設の安全性確保と維持管理コスト縮減を図ることが重要であると位置づけている。

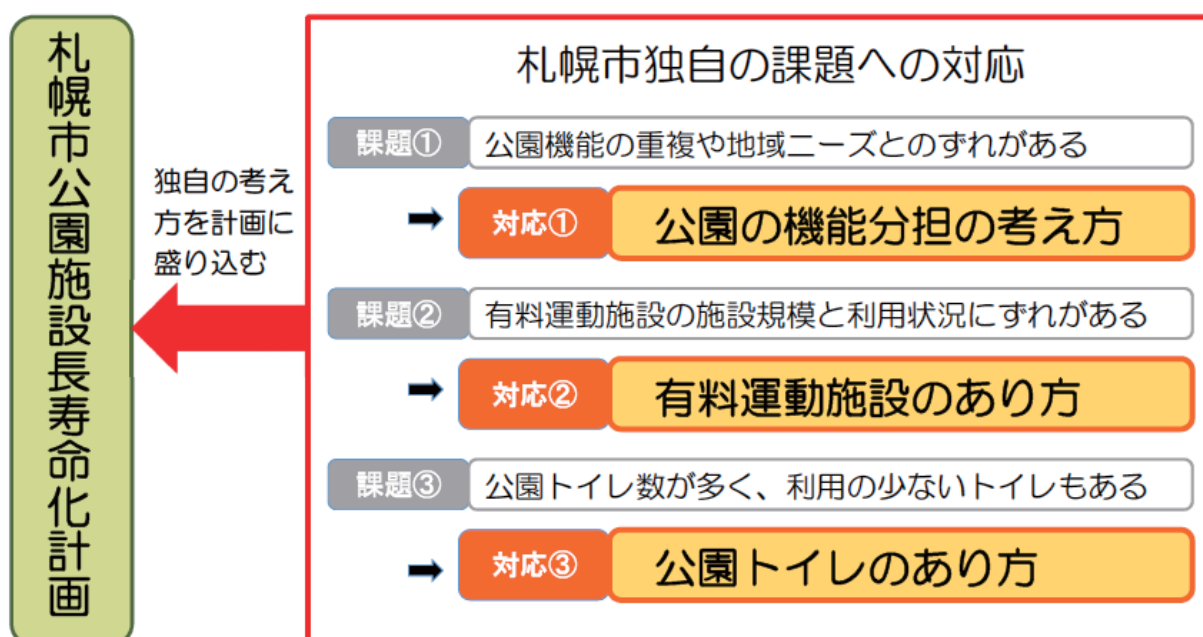
札幌市においても、平成 27 年度までに「札幌市公園施設長寿命化計画」を策定することとしているが、一方で、少子高齢化による地域ニーズの変化等に伴い公園利用状況も変化していることから、現状に合った公園施設の有効活用や配置の適正化等について、検討を行う必要が生じている。

当審議会では平成 26 年度に 4 回（第 66 回～第 69 回）の審議を行い、この度「札幌市公園施設長寿命化計画の策定に向けた公園施設の基本的な考え方」として、下記 3 つの項目について答申を取りまとめた。

1. 公園の機能分担の考え方
2. 有料運動施設のあり方
3. 公園トイレのあり方

今後、市が本答申を踏まえ、札幌市独自の考え方を公園施設長寿命化計画の基本方針に反映させ、市民の安全安心・地域ニーズに応えながら、公園施設の効果的・効率的な維持管理の実施を期待するものである。

[答申項目と公園施設長寿命化計画への反映]



1. 公園施設長寿命化計画について

1-1 全国的な動向と国の方針

わが国では、高度成長期に集中投資した社会資本ストックの老朽化が急速に進行しており、以下の状況となっている。

- ・都市公園のうち、設置から30年経過したものが約3割
- ・10年後には、約6割が30年を経過する見込み
- ・財政上の理由などで、適切な維持補修・更新が困難

こうした公園老朽化の全国的な動向を背景に、国土交通省では平成24年に「公園施設長寿命化計画策定指針（案）」を地方公共団体に通知し、計画の趣旨や策定に当たっての手順を示している。

この指針において、長寿命化計画とは、維持管理や更新を計画的に実施することで施設の延命化を図る等により、安全性・機能性の確保とコストの縮減を目的とした計画と位置付けられている。

地方公共団体等においては厳しい財政状況の下、安全性の確保、機能の確保及びライフサイクルコスト※縮減を図り、重点的・効果的な維持管理や更新投資を行っていくため、この長寿命化計画を早急に策定する必要がある。

※ライフサイクルコスト…施設の設置（更新）から維持管理、撤去に至るまでの総費用

1-2 札幌市の公園の特徴

札幌市の公園には、以下の特徴がある。

①昭和50年代に急速に公園数が増加した

札幌市では昭和47年政令指定都市への移行とオリンピック開催を契機に急速な市街地の拡大が進んだことを背景に、昭和50年から「児童公園100箇所作戦※」が開始され公園数が急増した。昭和54年には都市公園数は1,000箇所を突破し、平成25年度末で2,717箇所となっている。

※児童公園100箇所作戦…（S50～S58）年間100箇所の児童公園を整備目標とした市の施策

②政令指定都市の中で最も公園数が多い

札幌市の都市公園数は、20ある政令指定都市の中で最も多くなっている。人口規模が同程度（200万人規模）の名古屋市と比較すると倍近い公園数である。

③公園の約6割が整備後30年を経過している

札幌市では、平成25年度末時点で整備後30年以上経過した公園が約6割を占めており、さらに10年後には約8割を占めることとなる。全国平均では現在約3割であることから、札幌市は老朽化した公園の割合が多い状況である。

また、札幌市の公園施設は約8万7千、遊具施設は約1万3千と施設数が多く、

遊具施設は整備後 20 年以上経過したものが 7 割を占める状況にある。

1-3 札幌市における公園施設長寿命化計画

札幌市では、公園施設の老朽化や劣化に対し「部品の交換」「施設の更新」「公園リフレッシュ（全面再整備）」等の実施を通じて施設の維持管理・更新を行っている。しかしながら、公園数が多く、また公園の老朽化も進んでいることから、国土交通省の指針に基づき、公園施設長寿命化計画の策定を行うこととなった。

札幌市公園施設長寿命化計画は、「札幌市まちづくり戦略ビジョン（H25～H34）」を上位計画とする「札幌市みどりの基本計画（H23 改定～H32）」の柱 4「公園の魅力向上」の推進プログラムを実施するための計画となっている。

なお、札幌市公園施設長寿命化計画は全公園・全施設を対象とし、平成 27 年度中に策定を予定している（計画年次：平成 28 年～37 年）。

【柱 4 公園の魅力向上】

- ・安全と効率を重視した公園の維持管理（推進プログラム 10-1）
- ・市民ニーズを把握するなど、地域の状況を踏まえつつ、市民に愛される公園づくりを進める（推進プログラム 10-2）
- ・身近な公園は、地域ごとに機能分担を見直しながら再整備を進める（推進プログラム 11-2）

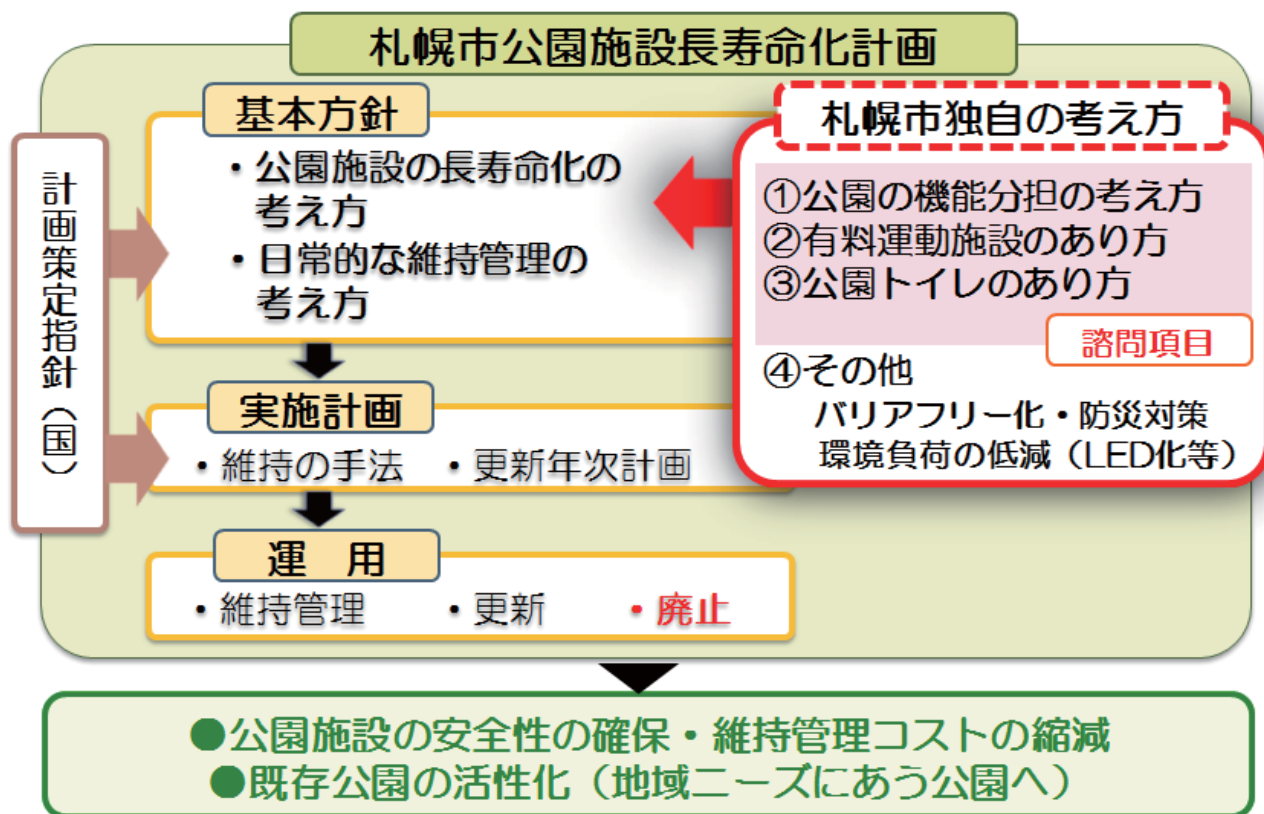
1-4 長寿命化計画に盛り込む札幌市独自の考え方

札幌市の公園施設は膨大な量であり、かつ老朽化が特に進んでいること、また雪害による施設破損も多いことを勘案すると、今後の更新・維持管理費は膨大になることが予想される。したがって、この策定を契機に施設量そのものの見直しや適正配置を進め、より一層の効率的・効果的な取り組みを行って、コスト縮減を図っていく必要がある。

札幌市の公園施設には、少子高齢化に伴い地域ニーズが変化している等により、特に以下の独自の課題が生じている。

- ①公園機能の重複や地域ニーズとのずれがある
- ②有料運動施設の施設規模と利用状況にずれがある
- ③公園トイレ数が多く、利用の少ないトイレもある

長寿命化計画策定にあたり、より効率的・効果的に計画を実施していくため、これらの課題に対する札幌市独自の考え方を基本方針に盛り込んだ計画とすることで、維持管理の負担が軽減されることが期待される。



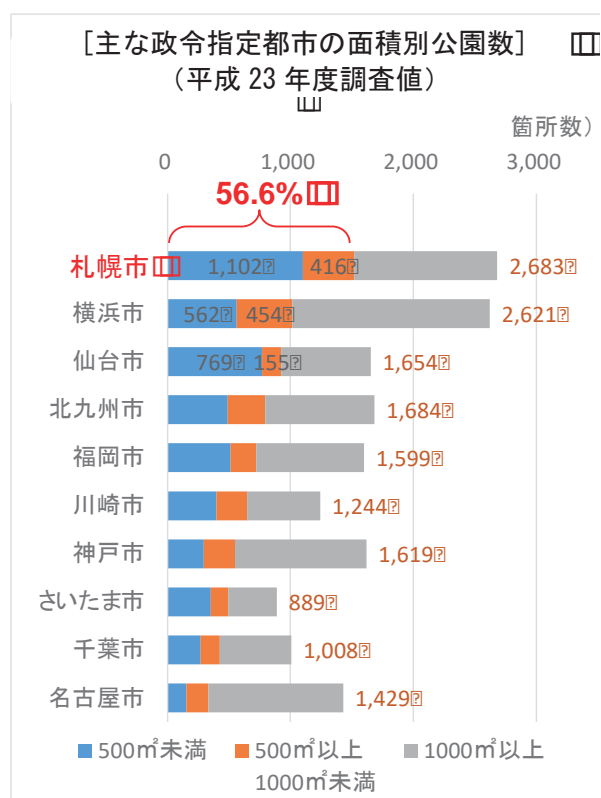
2. 公園の機能分担の考え方について

2-1 狭小公園の密集と公園機能の重複

札幌市では、1,000㎡未満の狭小公園が都市公園の過半数を占めており、主な政令指定都市の中でもその数・割合が高い。特に昭和40～50年代にかけて行われた小規模な開発行為に伴う500㎡未満の狭小な児童公園（現在の街区公園）が全体の4割を占めている。そしてこの狭小公園が密集し、同一誘致圏に公園が集中している地区が多数みられる。

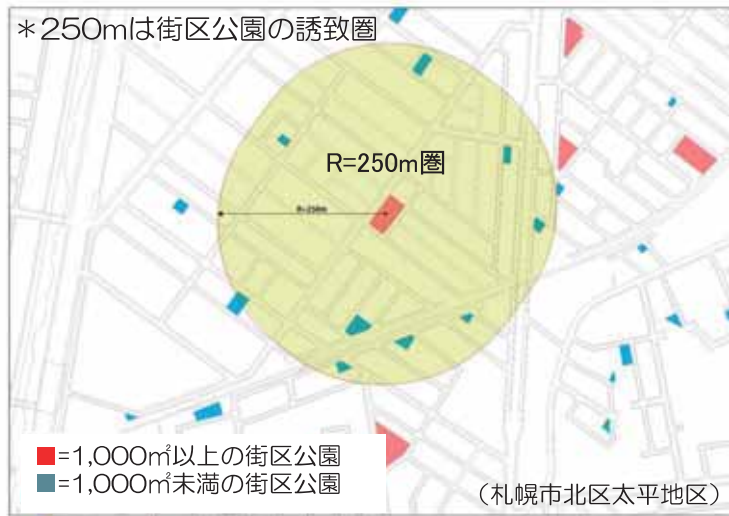
また、かつては比較的小さな公園は子ども主体の利用を想定し、「児童公園」として遊具重視（ブランコ・すべり台・砂場等）の整備を進めたため、公園の機能（遊具）に重複がみられる。

公園機能が重複した狭小公園は少子高齢化の進行に伴い、利用者の少ない状況が



見られており、地域のニーズとのずれが発生している。

[公園が密集している地区の例]



ブランコ・すべり台・砂場で構成される狭小の街区公園
(北区・北51条ニレ公園・319㎡)

2-2 公園の機能分担の考え方

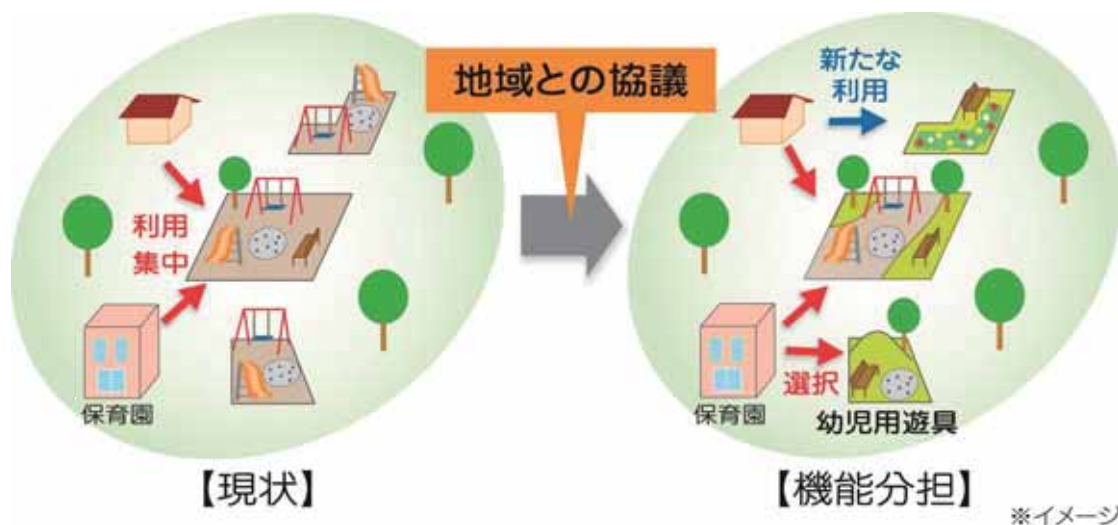
こうした課題に対して札幌市では、「公園の機能分担」を進めることとする。

これまでの遊具機能が重複していた状態に対し、地域ニーズにあわせて公園機能を分担することで、例えば、休養と広場主体の公園には新たな憩いの場としての利用が生まれる。また、機能重複の解消により施設量が低減され、管理コストの縮減も期待される。

[公園の機能分担の考え方]

●狭小で機能が重複。利用率の低下が発生。

●地域ニーズにあわせて公園機能を分担。



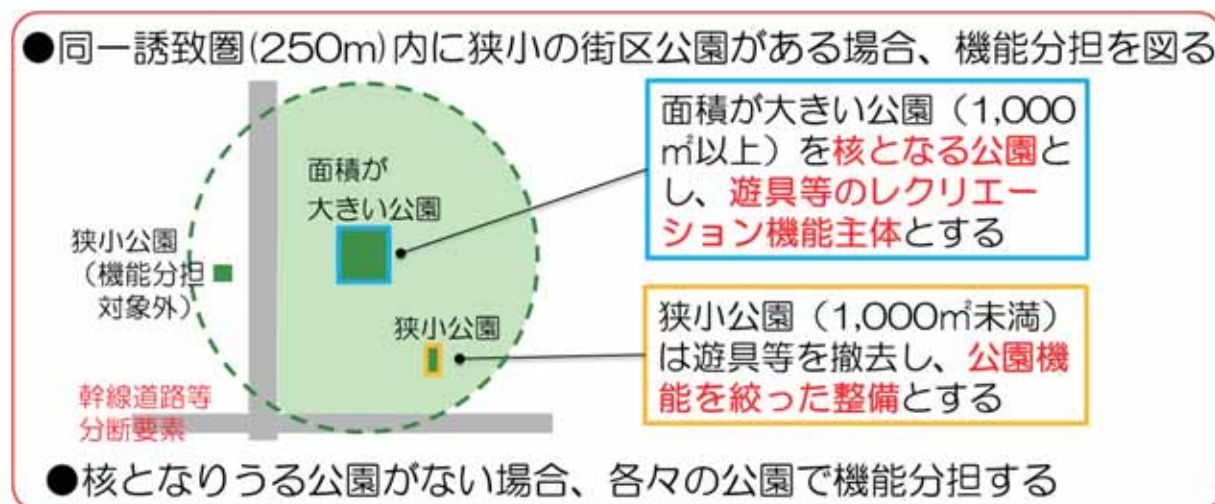
機能分担の計画においては、公園の機能分担を一体的に考えられるよう、対象となる公園の整備改修を同時に計画することとし、実施に際しては地域との協議（説明会やワークショップなど）を通じ、意見を取り入れる。その際は、公園の使われ方や、地域全体の環境、公園以外の施設（児童会館・まちづくりセンター・保育園や学校等）等公園周辺の状況等を踏まえた上で、地域意見からニーズを把握することが望まれる。

公園の機能分担を検討する対象は、同一の誘致圏（250m）に狭小公園がある場合とし、

- ・ 1,000㎡以上の面積が大きい公園を核となる公園とし、1,000㎡未満の狭小公園は遊具等を撤去し、機能を絞って整備する
- ・ 核となる公園がない場合は、各々の公園で機能分担を図る

ことを基本とする。また誘致圏を設定する場合は、河川や幹線道路など生活圏を分断する要素に留意する必要がある。

[公園の機能分担を検討する対象]



公園の機能分担は、地域ニーズに適切に応え、市民利用・憩いの場として身近な公園の意義を増進することが期待されることから、積極的に推進する必要がある。ただし、少子化にあっても都市公園が子どもの遊び場として今後も重要な役割を担っていることに留意されたい。

3. 有料運動施設のあり方について

3-1 有料運動施設の施設規模と利用状況

札幌市には、軟式野球場（32面）・サッカー場（8面）・テニスコート（131面）※など多くの有料運動施設が設置されており、広く市民に親しまれている。これら有料運動施設の更新コストは高いため、実際の利用状況を勘案し、効果的な配置や規模（面数など）を検討する必要がある。

有料運動施設の施設規模と利用状況を下表にあげる。

※いずれもH25稼働のみどりの推進部所管面数

[札幌市の有料運動施設の状況]

項目	野球場	サッカー場
施設写真	太平公園野球場（北区） 	東雁来公園サッカー場（東区） 
	競技人口・利用状況は、やや増加傾向にある	
ピーク時利用率※ (H25)	99%	100%

	テニスコート	
施設写真	常盤公園テニスコート （南区） ＊ハードコート 	もみじ台緑地テニスコート （厚別区） ＊砂入り人工芝コート 
	競技人口・利用状況は、ほぼ横ばい状況にある	
ピーク時平均 利用率（H25）※	89%	

※「ピーク時平均利用率」とは、1年間の中で最も利用率の高い時間帯5つの平均値とする。

[例) 野球場のピーク時の利用率] (平成25年度データ)

順位	日時	5~9時	9~12時	12~15時	15~18時	18~20時
1位	5/11(土)	78.6%	100.0%	66.7%	52.4%	41.7%
1位	7/6(土)	75.2%	100.0%	79.0%	80.2%	21.9%
3位	6/23(日)	86.6%	96.3%	98.8%	72.8%	31.3%
3位	7/7(日)	93.3%	98.8%	92.6%	74.1%	15.6%
5位	5/26(日)	86.6%	98.7%	94.7%	78.7%	34.5%

* 利用率の高い時間帯上位5つの平均値：99%
 * 利用率の算出式 = (使用面数×使用時間) ÷ (総面数×利用可能時間) ※時間は1時間単位

軟式野球場とサッカー場は、ピーク時の利用率がほぼ100%となっているのに対し、テニスコートはピーク時でも90%程度であり、施設によっては日平均稼働率が20%を下回るコートもみられる。

関係団体からのヒアリングの結果、競技人口や利用状況の動向は、軟式野球およびサッカーはやや増加傾向にあるが、テニスはほぼ横ばい状況にある。

3-2 有料運動施設のあり方

1) 有料運動施設の必要数の考え方

有料運動施設の必要数については、ピーク時の平均利用率が100%になるときの施設数が、必要施設数(ニーズ)であると考え、従ってピーク時でも予約に余裕のある状態は『施設数が多い』状態とする。

2) 野球場及びサッカー場のあり方

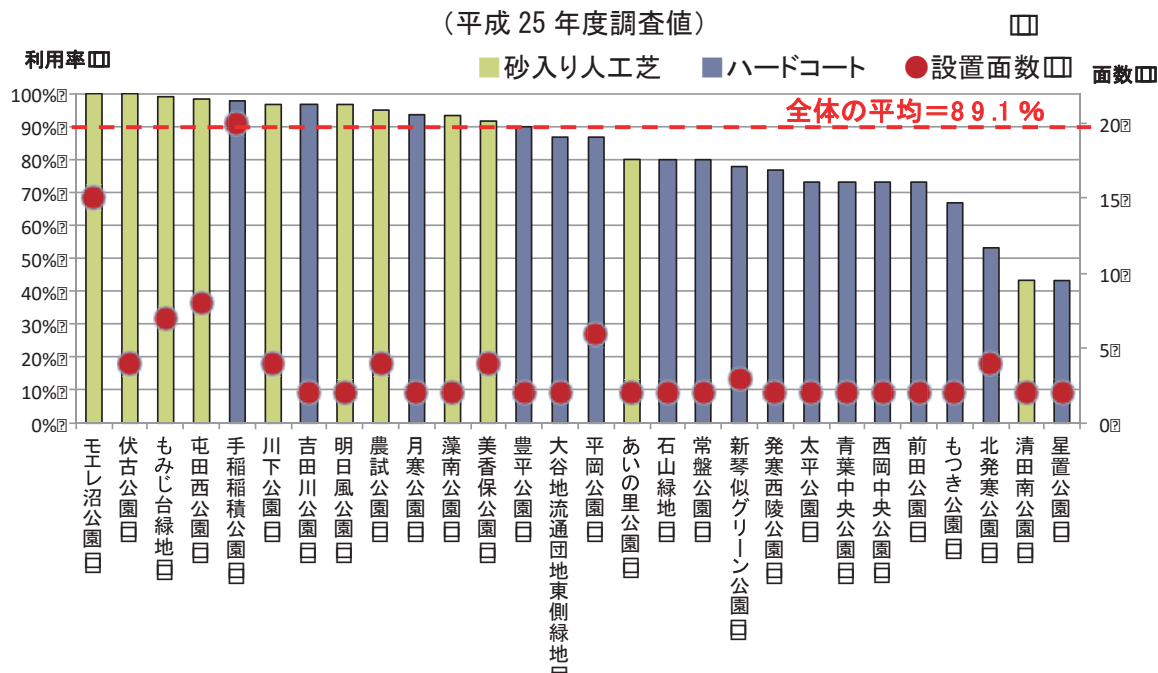
野球場及びサッカー場は、「競技人口・利用状況は、やや増加の傾向にある」「ピーク時利用率がいずれもほぼ100%」であることから、ピーク時にニーズを満たしており、施設数以上の需要があると捉えられる。

従って、本答申では施設数の見直し対象とせず、「現状の施設数を維持」していくこととする。

3) テニスコートのあり方

テニスコートは、「競技人口・利用状況は、ほぼ横ばい状況にある」「ピーク時利用率が89%」と現行の施設数に対してピーク時でも施設が余っている状況であるため、今後維持していく施設数について見直す必要がある。また、施設毎の利用状況をみると、「多面数を持つ公園の利用率が高い」「砂入り人工芝コートの利用率が高い」傾向がみられる。

[テニスコート ピーク時利用率]
(平成 25 年度調査値)



以上のことから、テニスコートの整備にあたっては、

- ① 空白地域などの偏在が著しく生じないよう施設配置のバランスに留意しながら、利用の少ないコートを廃止し、ピーク時の平均利用率が100%に近づくよう市全体の総面数を減らしていく。
- ② 上記のとおり総面数は減らしながらも、増設が可能な公園では増設を行い、多面数コートを有する公園を増やすことを検討する。
- ③ 改修時は、砂入り人工芝コートを標準のグレードとすることとする。

なお、テニスコート存廃の具体的な検討にあたっては、無料コートや民間コート等の周辺状況の変動を考慮し、直近の利用率や傾向に留意することとする。また、有料のテニスコートを廃止する場合、無料コートとしての存続や芝生広場等への機能転換が考えられるが、その際は利用者や地域の声を反映させながら整備方針を策定する必要がある。

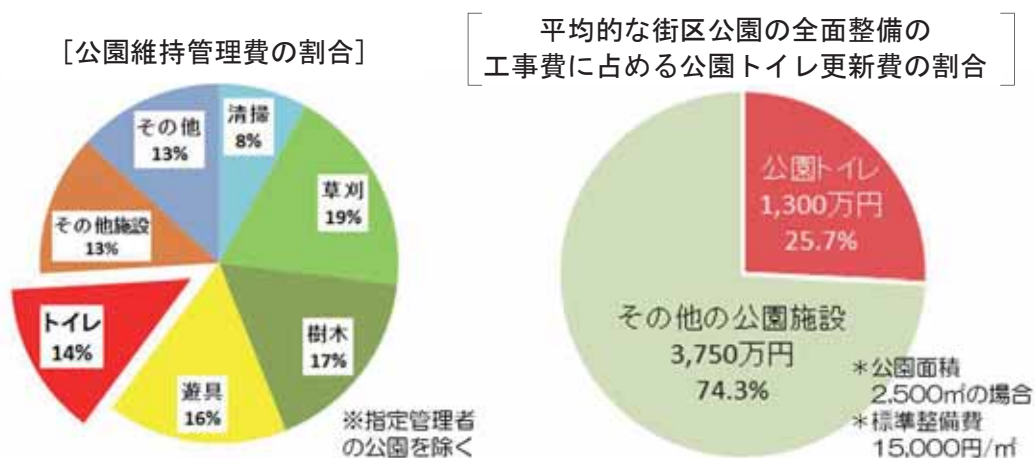
4. 公園トイレのあり方

4-1 公園トイレの現状

1) 札幌市の公園トイレの現状

札幌市の公園トイレは、政令指定都市の中で最も多い888棟にのぼり、維持管理や更新費の負担が大きくなっている。

公園トイレの維持管理コストは年間約3億円（年35万円/棟）で、公園維持管理費の14%を占めており、これは遊具の維持管理費に匹敵する。また公園トイレの更新費は約1,300万円/棟であり、平均的な街区公園の全面再整備費の1/4程度を占める。



2) 公園種別によるトイレの考え方

近隣公園以上の公園は、多様な施設があることから公園利用者の長時間滞在が想定され、また遠方からの利用者も多いことから、公園トイレの必要性は高いと考えられる。

街区公園は、施設の種類の数が少なく誘致圏も狭いため、公園トイレの利用者は多くないことが考えられる。

[公園種別とトイレ]

公園種別	標準面積	誘致圏 対象利用者	現在の 公園トイレ 設置基準	現在の 公園 トイレ数	設置率 (%)
街区公園	0.25ha	250m	公園面積 1,800㎡以上 の場合に 設置可能	495	21
近隣公園	2ha	500m	設置	155	100
地区公園	4ha	徒歩圏の住民	設置	60	100
総合公園 運動公園	10~50ha 15~75ha	全市民	設置	85	100
その他公園	—	全市民	—	93	44

3) 街区公園のトイレの利用状況

街区公園のトイレの利用状況について平成 23 年度に調査を行った。

① トイレ利用全体の状況

- ・公園トイレ利用は、トイレだけを利用しに公園を訪れた人数が全体の 8 割

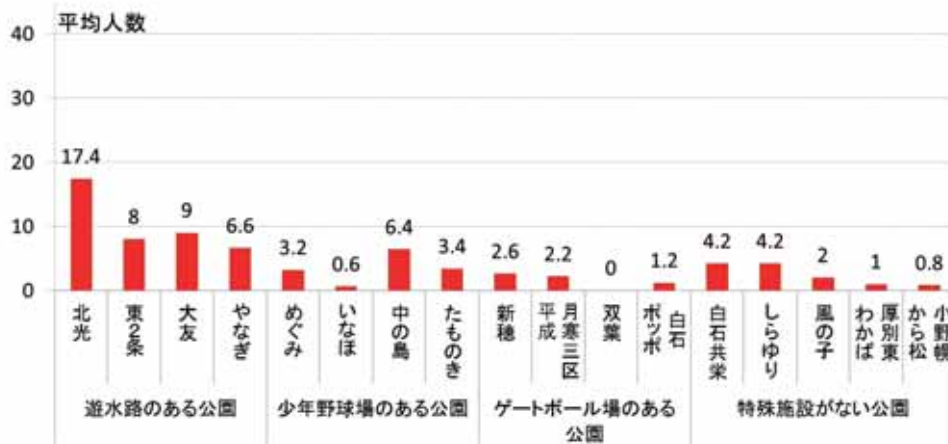
[トイレ利用者の内訳]



② 公園内施設利用者のトイレ利用状況

- ・公園によって、公園トイレ利用状況にばらつきがみられるが、利用が極めて少ない（1 人以下/日平均）公園トイレも複数みられた。
- ・遊水路のある公園は利用が多い傾向にあるが、それ以外の施設によるトイレ利用の傾向は判然としなかった。

[公園内施設利用者のトイレの利用状況]
(5 日間平均)



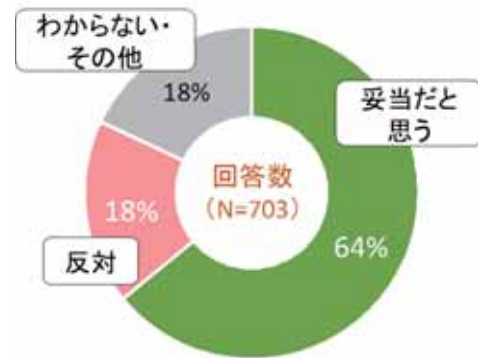
●調査方法

- ・公園トイレのある街区公園のうち遊水路等の施設の有無に留意し、17 箇所を抽出
- ・平成 23 年 8 月～10 月、各公園で土日を含む 5 日間で調査

4) 公園トイレに関する市民アンケート

平成 24 年度に実施された公園トイレに関する市民アンケートによると、身近な公園において、利用の少ない公園トイレを廃止することについて、6割以上が「妥当だと思う」と回答し、反対は約2割であった。

[利用の少ないトイレの廃止についての意向]



●調査方法

- ・無作為に抽出された市民 1,500 人へのアンケート調査
- ・平成 25 年 1 月に郵送による実施（回収 47.2%、有効回答数 703 通）

4-2 公園トイレのあり方

こうした状況に対し、札幌市では「**利用の少ない公園トイレは更新時に廃止を前提に検討する**」ことを基本的な考え方とする。

なお、公園トイレの利用度合は、公園内施設利用者のトイレ利用状況から判断することとする。

公園トイレの存廃の考え方は、下記の 4 つである。

①近隣公園以上の公園トイレは存続

近隣公園以上は、公園利用者の長時間滞在が想定されるためである。

②街区公園の公園トイレは更新時に廃止を前提に検討

街区公園は調査の結果、利用の少ない公園が多くみられたためである。

③街区公園でも遊水路のある公園のトイレは存続

街区公園でも遊水路のある公園は利用が多い傾向がみられたためである。

④存廃の判断は、地域住民と話し合い、利用状況や配置バランス等を見極めた上で最終判断

街区公園でも利用の多い公園トイレがみられたり、立地条件や地域の利用などでニーズが高い場合があるためである。

なお、「利用が多い」「ニーズが高い」公園トイレは存続する方針とするが、存続の場合でも小規模トイレに変更したり、清掃作業を地域に任せたりする等、更新や維持管理のコスト縮減方法を検討する。

[公園トイレの存廃の考え方（フロー）]



更新または廃止する場合は以上の考え方に基づくものとするが、周囲の公共施設の配置や利用状況等によっては、より柔軟で丁寧な対応が必要である。また、地域と協議を行う際には、地域事情を踏まえた対象範囲や手法とすることを留意する。

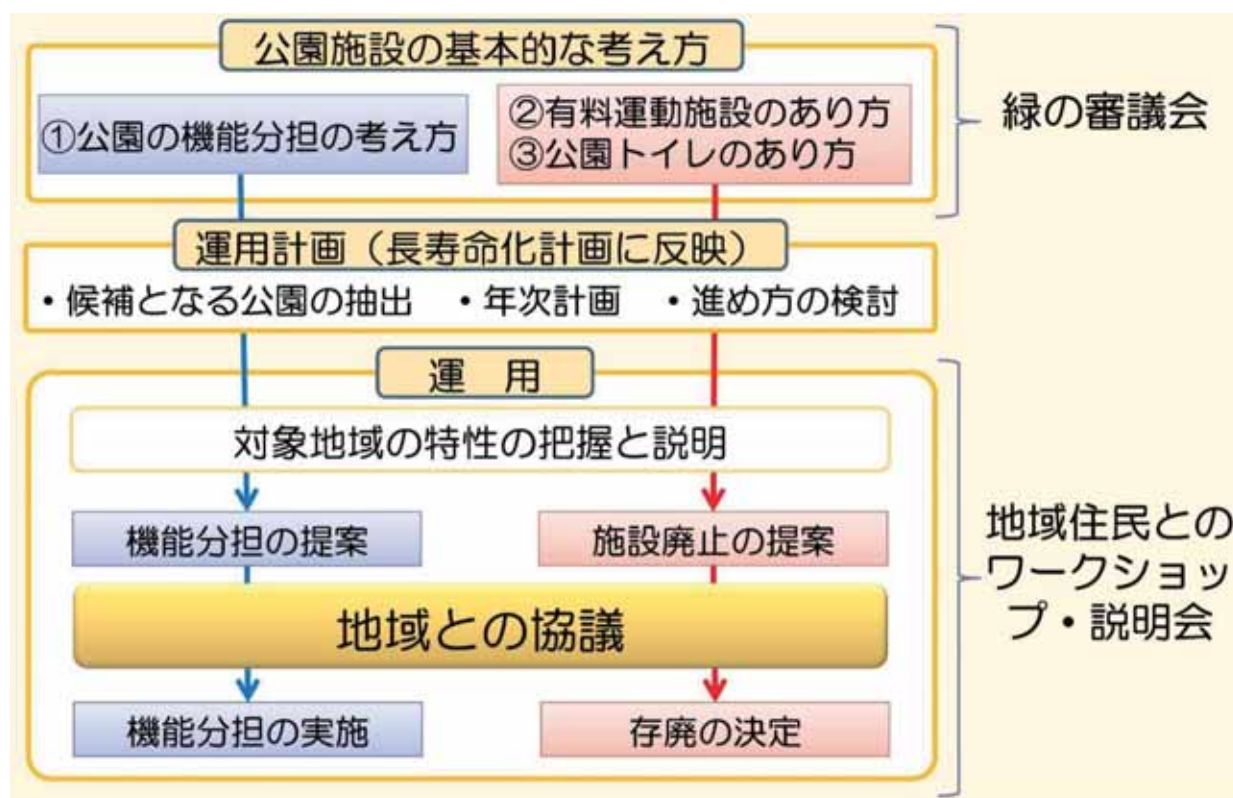
存続する公園トイレについては更新に合わせて、バリアフリー化など、よりトイレを使いやすくすることが望ましい。

5. 今後に向けて

本答申が札幌市公園施設長寿命化計画の基本方針に適切に反映され、公園施設の安全性・機能性の確保及びライフサイクルコスト縮減に寄与するとともに、重点的・効果的な維持管理や更新投資が行われていくことを期待する。

また、実際の運用に当たっては、地域特性を把握するとともに地域住民や公園利用者との話し合いを行うことで、市民意見を十分に反映させながら進めることを望むものである。

[3つの諮問項目に対する本答申の運用フロー]



なお、本答申では主に機能分担や施設のあり方について考えをまとめているが、今ある施設について有効活用をはかり、公園利用を増加させる視点も重要である。

また、将来的には、^{*}エリアマネジメントなどによる公園の統廃合等、より大きな視点で公園施設のあり方を考えていく必要がある。

^{*}本答申での「エリアマネジメント」は、一定規模以上の区域で、各公園の位置、利用状況、周辺環境等を勘案し、統廃合を含めた機能分担を考えていくことをいう。

4 本方針策定の経緯

札幌市公園整備方針の策定にあたっては、平成 28 年 10 月より、「札幌市緑の審議会」に諮問を行い、平成 29 年 3 月に答申（札幌市公園整備方針(案)）をいただきました。

その後、本答申の方向性が盛り込まれた「第 4 次札幌市みどりの基本計画」が令和 2 年 3 月に策定されたことに合わせ、その下位計画として策定致しました。

(1) 検討経過

平成 28 年 10 月～ 平成 29 年 3 月	第 73～76 回緑の審議会：諮問～答申（札幌市公園整備方針(案)）
平成 30 年 1 月	答申（札幌市公園整備方針(案)）の方向性を盛り込んだ、 第 4 次札幌市みどりの基本計画の策定に向けた検討の開始
令和 2 年 3 月	第 4 次札幌市みどりの基本計画 策定
〃	札幌市公園整備方針 策定

※各章タイトルは、審議当時のもの

(2) 緑の審議会 委員名簿

第19次「札幌市緑の審議会」委員名簿

氏名	所属・役職等
石丸 美子	公募委員
今井 明日香	札幌弁護士会
上田 裕文	北海道大学観光学高等研究センター准教授
大高 英男	公募委員
小篠 隆生	北海道大学大学院工学研究院准教授
久保田 学	公益財団法人北海道環境財団事務次長
小西 利枝	札幌商工会議所
近藤 哲也	北海道大学大学院農学研究院教授
椎野 亜紀夫	北海道科学大学工学部教授
下村 勝子	札幌市民生委員児童委員協議会
新海 直美	一般社団法人北海道建築士会
関 剛	国立研究開発法人森林総合研究所北海道支所森林育成研究グループ
高橋 浩子	公募委員
三上 直之	北海道大学高等教育推進機構准教授
森本 淳子	北海道大学大学院農学研究院准教授
山田 三夫	日本野鳥の会札幌支部長

※任期：平成27年7月1日～平成29年6月30日

※所属・役職等は、審議当時のもの

札幌市公園整備方針

～未来につなぐ、メリハリのある公園づくり～

令和2年（2020年）3月発行

企画・編集 札幌市建設局みどりの推進部みどりの推進課

〒060-0051 札幌市中央区南1条東1丁目

大通バスセンタービル1号館6階

TEL 011-211-2533 FAX 011-211-2523

SAPPORO

